

# 学 生 便 覧

2026（令和 8）年度

神戸大学大学院国際文化学研究科

## 研究科の理念と目標

本研究科では、高い異文化理解能力と自在なコミュニケーション能力を有し、豊かな学識と創造的な研究能力を備えた人材を養成することを目指しています。

上記の教育研究上の目標をふまえ、本研究科が求めるのは次のような学生です。

### 前期課程

- ・文化を複合体として捉え、異文化間の関係性を多角的に探究することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・言語情報コミュニケーションの動態を深く理解し、現代のグローバル社会の諸課題に取り組むことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・高い専門性の上に立った学際的研究を行うことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生

### 後期課程

- ・複合体としての文化の構造と動態を究明し、文化研究の先端的な領域を主体的に開拓することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・言語情報コミュニケーションの諸問題を探求し、グローバル化する現代世界を多角的に研究することに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生
- ・高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行うことに強い意欲を持ち、それを達成する基礎的な能力を有する学生

## 大学院国際文化学研究科の沿革略史

平成19年 4月 大学院総合人間科学研究科の改組により、大学院国際文化学研究科（博士課程）が創設され、2専攻6講座（4基幹講座、1協力講座及び1連携講座）が設置された。

文化関連専攻	地域文化論講座 異文化コミュニケーション論講座
--------	----------------------------

グローバル文化専攻	現代文化システム論講座 言語情報コミュニケーション論講座 外国語教育論講座（協力講座） 先端コミュニケーション論講座（連携講座）
-----------	---

入学定員は、前期課程50人、後期課程15人とされた。

大学院国際文化学研究科に異文化研究交流センターが設置された。

平成20年 4月 大学院国際文化学研究科にメディア文化研究センターが設置された。

平成26年 7月 大学院国際文化学研究科に異文化研究交流センターとメディア文化研究センターを統合し、国際文化学研究推進センターが設置された。

平成28年 4月 大学院国際文化学研究科（博士課程前期課程）の入学定員が47人に改訂された。

令和8(2026)年度 授業及び教務関係予定表(国際文化科学研究科)

前期

※変更する場合があります。

	日	月	火	水	木	金	土	行 事
4月				1	2	3	4	・4/1(水) 前期開始 ・4/2(木) 入学式
	5	6	7	8 ①	9 ①	10 ①	11	・4/8(水) 前期・1Q授業開始
	12	13 ①	14 ①	15 ②	16 ②	17 ②	18	・4/1(水)～4/21(火) 前期・1Q・2Q履修登録期間
	19	20 ②	21 ②	22 ③	23 ③	24 ③	25	・4/22(水)～4/28(火) 前期・1Q履修取消期間
	26	27 ③	28 ③	29	30 ④			・4/29(水)「昭和の日」
5月						1 ④	2	・5/3(日)「憲法記念日」 ・5/4(月)「みどりの日」
	3	4	5	6	7 火④	8 水④	9	・5/5(火)「こどもの日」 ・5/6(水)「振替休日」
	10	11 ④	12 ⑤	13 ⑤	14 ⑤	15 ⑤	16	・5/7(木)火曜日の授業実施日
	17	18 ⑤	19 ⑥	20 ⑥	21 ⑥	22 ⑥	23	・5/8(金)水曜日の授業実施日
	24	25 ⑥	26 ⑦	27 ⑦	28 ⑦	29 ⑦	30	
	31							
6月		1 ⑦	2 ⑧	3 ⑧	4 ⑧	5 ⑧	6	・6/2(火)～6/8(月) 授業・定期試験期間(1Q)
	7	8 ⑧	9 予備日	10 ⑨	11 ⑨	12 ⑨	13	・6/9(火) 授業・定期試験期間(1Q)の予備日(※) ・6/10(水) 2Q授業開始
	14	15 ⑨	16 ⑨	17 ⑩	18 ⑩	19 ⑩	20	
	21	22 ⑩	23 ⑩	24 ⑪	25 ⑪	26 ⑪	27	・6/24(水)～6/30(火) 2Q履修取消期間
	28	29 ⑪	30 ⑪					
7月				1 ⑫	2 ⑫	3 ⑫	4	
	5	6 ⑫	7 ⑫	8 ⑬	9 ⑬	10 ⑬	11	
	12	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑭	16 ⑭	17 ⑭	18	
	19	20	21 ⑭	22 月⑭	23 ⑮	24 ⑮	25	・7/20(月)「海の日」 ・7/22(水)月曜日の授業実施日
	26	27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30	31		・7/30(木)～8/5(水) 授業・定期試験期間(前期・2Q)
8月							1	
	2	3	4	5	6 予備日	7	8	・8/6(木) 授業・定期試験期間の予備日(前期・2Q)(※)
	9	10	11	12	13	14	15	・8/11(火)「山の日」
	16	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	29	
	30	31						
9月			1	2	3	4	5	・9/7(月) 前期・1Q・2Q成績発表
	6	7	8	9	10	11	12	
	13	14	15	16	17	18	19	・9/21(月)「敬老の日」・9/22(火)「国民の休日」・9/23(水)「秋分の日」
	20	21	22	23	24	25	26	・9/28(月)～10/15(木) 後期・3Q・4Q履修登録期間
	27	28	29	30				・9/30(水) 前期終了

注) ○数字は授業回数を示す。(例:①=1回目)

※授業・定期試験期間に気象警報の発表等により休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

<月別授業日数表>

【前期】

	4月	5月	6月	7月	8月	計
月	3	3	5	4	0	15
火	3	4	4	4	0	15
水	3	4	4	4	0	15
木	4	3	4	4	0	15
金	3	4	4	4	0	15
計	16	18	21	20	0	75

主な教務関係予定表

提出期限(時間も提出物によって異なる場合あり)・方法など詳細は便覧や研究科ウェブサイトです必ず確認すること。

- 4月1日(水) 前期開始
- 4月1日(水) 予備審査用博士論文提出期限【D3・9月修了予定者】
- 4月3日(金) 新入生ガイダンス【M1・D1】
- 4月8日(水) 前期授業開始
- 4月9日(木) 指導教員・教育プログラム届提出期限【M1・D1】
- 4月17日(金) 修士論文題目届・修了研究レポート題目届提出期限【M2・9月修了予定者】
- 5月7日(木) 履修計画書提出期限【M1】
- 5月7日(木) 研究指導計画書提出期限【M1～D3担当指導教員】
- 6月1日(月) 博士論文題目届提出期限【D3・9月修了予定者】
- 6月8日(月) 博士論文提出期限【D3・9月修了予定者】
- 7月17日(金) 修士論文・修了研究レポート提出期限【M2・9月修了予定者】
- 9月25日(金) 学位記授与式【M2・D3 9月修了者】
- 9月30日(水) 前期終了

授業時間及び時間割(1時限あたり90分授業)	
1 限:	8:50 ~ 10:20
2 限:	10:40 ~ 12:10
昼休み	
3 限:	13:20 ~ 14:50
4 限:	15:10 ~ 16:40
5 限:	17:00 ~ 18:30
6 限:	18:50 ~ 20:20

注)

- M: 博士課程前期課程
- D: 博士課程後期課程

令和8(2026)年度 授業及び教務関係予定表(国際文化学研究所)

後期

※変更する場合があります。

	日	月	火	水	木	金	土	行事
10月					1 ①	2 ①	3	・9/28(月)~10/15(木) 後期・3Q・4Q履修登録期間
	4	5 ①	6 ①	7 ①	8 ②	9 ②	10	・10/1(木) 後期開始 ・10/1(木)後期・3Q授業開始
	11	12	13 ②	14 ②	15 月②	16 ③	17	・10/12(月)「スポーツの日」
	18	19 ③	20 ③	21 ③	22 ③	23 ④	24	・10/15(木)月曜日の授業実施日
	25	26 ④	27 ④	28 ④	29 ④	30 ⑤	31	・10/16(金)~10/22(木) 後期・3Q履修取消期間
11月	1	2 ⑤	3	4 ⑤	5 ⑤	6 火⑤	7	・11/3(火)「文化の日」
	8	9 ⑥	10 ⑥	11 ⑥	12 ⑥	13 ⑥	14	・11/6(金)火曜日の授業実施日
	15	16 ⑦	17 ⑦	18 ⑦	19 ⑦	20 ⑦	21	
	22	23	24 ⑧	25 ⑧	26 ⑧	27 ⑧	28	・11/23(月)「勤労感謝の日」
	29	30 ⑧						・11/24(火)~11/30(月) 授業・定期試験期間(3Q)
12月			1 予備日	2 ⑨	3 ⑨	4 ⑨	5	・12/1(火) 授業・定期試験期間(3Q)の予備日(※1)
	6	7 ⑨	8 ⑨	9 ⑩	10 ⑩	11 ⑩	12	・12/2(水) 4Q授業開始
	13	14 ⑩	15 ⑩	16 ⑪	17 ⑪	18 ⑪	19	・12/16(水)~12/22(火) 4Q履修取消期間
	20	21 ⑪	22 ⑪	23 ⑫	24 ⑫	25 ⑫	26	
	27	28 ⑫	29	30	31			
1月						1	2	・1/11(月)「成人の日」・1/13(水)月曜日の授業実施日
	3	4	5 ⑫	6 ⑬	7 ⑬	8 ⑬	9	・1/14(木)授業予備日(※2)
	10	11	12 ⑬	13 月⑬	14 予備日	15 休講	16	・1/15(金) 大学入学共通テスト準備(休講)
	17	18 休講	19 ⑭	20 ⑭	21 ⑭	22 ⑭	23	・1/16(土) 1/17(日) 大学入学共通テスト
	24	25 ⑭	26 ⑮	27 ⑮	28 ⑮	29 ⑮	30	・1/18(月) 附属中等教育学校入学試験(休講)
31								
2月		1 ⑮	2	3	4	5	6	・2/2(火)~2/8(月)授業・定期試験期間(後期・4Q)
	7	8	9 予備日	10	11	12	13	・2/9(火) 授業・定期試験期間の予備日(後期・4Q)(※1)
	14	15	16	17	18	19	20	・2/11(木)「建国記念の日」
	21	22	23	24	25	26	27	・2/23(火)「天皇誕生日」
	28							
3月		1	2	3	4	5	6	
	7	8	9	10	11	12	13	・3/8(月) 後期・3Q・4Q成績発表、来年度の時間割等公表
	14	15	16	17	18	19	20	
	21	22	23	24	25	26	27	・3/21(日)「春分の日」・3/22(月)「振替休日」
	28	29	30	31				・3/31(水) 後期終了

注) ○数字は授業回数を示す。(例:①=1回目)

(※1)授業・定期試験期間に気象警報の発表等により休講・試験中止となった場合の補講・試験実施日

(※2)気象警報の発表等により休講となった場合の補講実施日

<月別授業日数表>

【後期】

	10月	11月	12月	1月	2月	計
月	4	4	4	2	1	15
火	4	4	3	4	0	15
水	4	4	4	3	0	15
木	4	4	4	3	0	15
金	5	3	4	3	0	15
計	21	19	19	15	1	75

主な教務関係予定表

提出期限(時間も提出物によって異なる場合あり)・方法など詳細は便覧や研究科ウェブサイト必ず確認すること

- 10月1日(木) 後期開始
- 10月1日(木) 後期授業開始
- 10月7日(水) 修士論文題目届・修了研究レポート題目届提出期限【M2・3月修了予定者】
- 11月2日(月) 予備審査用博士論文提出期限【D3・3月修了予定者】
- 12月21日(月) 博士基礎論文提出期限【D1】  
博士予備論文提出期限【D2】
- 1月7日(木) 修士論文・修了研究レポート提出期限【M2・3月修了予定者】  
博士論文題目届提出期限【D3・3月修了予定者】
- 1月27日(水) 博士論文提出期限【D3・3月修了予定者】
- 3月25日(木) 学位記授与式【M2・D3 3月修了者】
- 3月31日(水) 後期終了

授業時間及び時間割(1時限あたり90分授業)	
1 限:	8:50 ~ 10:20
2 限:	10:40 ~ 12:10
昼休み	
3 限:	13:20 ~ 14:50
4 限:	15:10 ~ 16:40
5 限:	17:00 ~ 18:30
6 限:	18:50 ~ 20:20

注)

M: 博士課程前期課程  
D: 博士課程後期課程

# 目 次

## 1 教学規則等

1 神戸大学教学規則	1
2 神戸大学共通細則	28
3 神戸大学学位規程	33
4 神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程	42
5 神戸大学学生表彰規程	44
6 神戸大学学生懲戒規則	46
7 神戸大学における授業料,入学料,検定料及び寄宿料の額に関する規程	50
8 交通機関の運休, 気象警報の発表, 避難指示・緊急安全確保 の発令時における授業, 定期試験の休講措置について	53

## 2 研究科規則等

1 神戸大学大学院国際文化学研究科規則	55
2 神戸大学学位規程国際文化学研究科細則	71
3 神戸大学大学院国際文化学研究科長期履修規程	73
4 神戸大学大学院国際文化学研究科再入学に関する内規	77
5 神戸大学大学院国際文化学研究科科目等履修生規程	79
6 神戸大学大学院国際文化学研究科聴講生規程	81
7 神戸大学大学院国際文化学研究科研究生規程	83
8 神戸大学大学院国際文化学研究科外国人特別学生入学選考規程	85
9 入学前の既修得単位認定に関する内規	87
10 神戸大学大学院国際文化学研究科授業科目の先行履修に関する内規	88
11 神戸大学大学院国際文化学研究科特別聴講学生に関する内規	90
12 神戸大学大学院国際文化学研究科特別研究学生に関する内規	91
13 神戸大学大学院国際文化学研究科における人を直接の対象とする研究に関する内規	92

## 3 修学に関する内規等

研究科の構成	97
国際文化学研究科 学位授与に関する方針	98
学位論文等の評価基準	100
成績評価に関する内規	101
神戸大学大学院国際文化学研究科における研究指導計画書に関する申合せ	103
国際文化学研究科試験等における不正行為等に対する措置についての取扱い	105
日本語教師養成サブコースに関する内規	107
国際文化学研究科インターンシップの単位認定に関する内規	111

神戸大学大学院国際文化学研究科連携教育プログラム規程	112
グローバルITプログラム実施要領	113
文化領域教育プログラム実施要領	116

#### 前期課程関係

1 前期課程ナンバリング基本方針及び授業科目一覧	119
2 前期課程の履修等に関する留意事項	124
3 修士論文の指導体制について	127
4 修士論文作成要領	130
5 修士フォリオの指導体制について	132
6 フォリオ研究趣意書作成要領	137
7 フォリオ・ペーパー作成要領	139
8 フォリオ・プロジェクト提出要領	141
9 修了研究レポートの指導体制について	142
10 修了研究レポート作成要領	145
11 前期課程 教育プログラムの変更手続に関する内規	147
12 海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程 への受入れ並びに修了要件に関する内規	148
13 神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程の学生の海外協定大学の修士課 程への派遣並びに修了要件に関する内規	150
14 国際文化学研究科 異文化研究留学プログラムに関する申合せ	152
15 留学に関する内規	154
16 教育職員免許状の所要資格の取得等	156

#### 後期課程関係

1 後期課程ナンバリング基本方針及び授業科目一覧	159
2 後期課程の履修等に関する留意事項	163
3 コースワーク型教育プログラムの指導体制について	167
4 コースワーク型教育プログラムの早期修了に関する申合せ	170
5 博士基礎論文作成・提出要領	175
6 博士予備論文作成・提出要領	177
7 プロジェクト型教育プログラムの指導体制について	179
8 プロジェクト・プロポーザル作成・提出要領	182
9 プロジェクト報告書作成・提出要領	184
10 学術論文の投稿に関する申合せ	186
11 博士基礎論文／プロジェクト・プロポーザルに関するガイドライン	187
12 博士予備論文／プロジェクト報告書に関するガイドライン	187
13 予備審査用博士論文作成・提出要領	188

14	後期課程 博士論文作成・提出要領	190
15	後期課程 博士論文審査要領	194
16	博士論文の公表方法に関する内規	196
17	神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項	197
18	後期課程 教育プログラムの変更手続に関する申合せ	200
19	後期課程 所定単位修得退学者に関する申合せ	201
20	学位(論文博士)授与に関する内規	202
21	博士論文(論文博士)作成・提出要領	205
4	学生生活上の周知事項	
1	学生への通知等について	211
2	諸手続及び窓口事務等について	211
3	鶴甲第1キャンパスの車両乗り入れ規制について	211
4	バイクの駐輪登録について	211
5	キャンパスライフ支援センターについて	211
6	大学の掲示によって行う手続きの例	212
7	学生が自発的に行う手続きの例	213
8	防災安全マニュアル	214
9	その他	216
5	学生関係規程	
1	神戸大学学生健康診断規程	217
2	神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程	219
6	国際文化学研究科教員名簿	223
7	神戸大学キャンパス配置図	227



# 1 教學規則等



# 1 神戸大学教学規則

(平成16年4月1日制定)

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 学部

第1節 入学（第10条－第21条）

第2節 修業年限，教育課程，課程の履修等（第22条－第39条）

第3節 留学及び休学（第40条－第44条）

第4節 退学及び除籍（第45条－第47条）

第5節 卒業要件及び学士の学位（第48条・第49条）

第6節 授業料（第50条－第54条）

第7節 賞罰（第55条・第55条の2）

第3章 大学院

第1節 入学（第56条－第62条）

第2節 修業年限，教育方法，修了要件等（第63条－第71条）

第3節 準用規定（第72条－第77条）

第4章 学位プログラム（第77条の2）

第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生  
（第78条－第83条）

第6章 特別の課程（第83条の2）

第7章 授業料，入学料及び検定料の額（第84条・第84条の2）

第8章 教育職員免許状（第85条）

附 則

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定。以下「学則」という。）第29条の規定に基づき、学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

### (教育憲章)

第2条 本学の教育は、神戸大学教育憲章（平成14年5月16日制定）に則り、行うものとする。

### (学 部)

第3条 本学の学部置く学科は、次のとおりとする。

文 学 部	人文学科
国際人間科学部	グローバル文化学科，発達コミュニティ学科，環境共生学科，子ども教育学科
法 学 部	法律学科
経 済 学 部	経済学科
経 営 学 部	経営学科
理 学 部	数学科，物理学科，化学科，生物学科，惑星学科
医 学 部	医学科，医療創成工学科，保健学科
工 学 部	建築学科，市民工学科，電気電子工学科，機械工学科，応用化学科
システム情報学部	システム情報学科
農 学 部	食料環境システム学科，資源生命科学科，生命機能科学科
海洋政策科学部	海洋政策科学科

### (大 学 院)

第4条 本学の大学院研究科に置く専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	文化構造専攻，社会動態専攻	博士課程
国際文化学研究科	文化関連専攻，グローバル文化専攻	博士課程
人間発達環境学 研 究 科	人間発達専攻，人間環境学専攻	博士課程
法 学 研 究 科	法学政治学専攻	博士課程
	実務法律専攻	専門職学位 課 程
経済学研究科	経済学専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻	博士課程
	現代経営学専攻	専門職学位 課 程
理 学 研 究 科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，惑星学専攻	博士課程
医 学 系 研 究 科	医科学専攻	博士課程
	先進生命医科学系専攻	博士課程
	医療創成工学専攻	博士課程
	健康科学専攻	博士課程
	未来社会医学専攻	博士課程

工 学 研 究 科	建築学専攻，市民工学専攻，電気電子工学専攻，機械工学専攻， 応用化学専攻	博 士 課 程
シ ス テ ム 情 報 学 研 究 科	システム情報学専攻	博 士 課 程
農 学 研 究 科	食料共生システム学専攻，資源生命科学専攻，生命機能科学専攻	博 士 課 程
海 事 科 学 研 究 科	海事科学専攻	博 士 課 程
国 際 協 力 研 究 科	国際開発政策専攻，国際協力政策専攻，地域協力政策専攻	博 士 課 程
科 学 技 術 イ ノ ベーション研究科	科学技術イノベーション専攻	博 士 課 程

2 人文学研究科，国際文化学研究科，人間発達環境学研究科，法学研究科，経済学研究科，経営学研究科，理学研究科，医学系研究科（医科学専攻を除く。），工学研究科，システム情報学研究科，農学研究科，海事科学研究科，国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程は，これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し，前期課程は，これを修士課程として取り扱うものとする。

3 法学研究科実務法律専攻及び経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程は，学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第99条第2項に規定する専門職大学院の課程とし，法学研究科の専門職学位課程は，専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項に規定する法科大学院とする。

（乗船実習科）

第5条 本学に置く乗船実習科に関することは，神戸大学乗船実習科規則（平成16年4月1日制定）で定める。

（収容定員）

第6条 本学の収容定員は，別表のとおりとする。

（学 年）

第7条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

（学期・クォーター）

第8条 学年を分けて，次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

3 各クォーターの始期及び終期については，別に定める。

（休 業 日）

第9条 定期の休業日は，次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 臨時の休業日は、学長が定める。
- 3 教育上必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、夏季及び冬季休業の期間は、各学部及び各研究科において学長の承認を得て変更することができる。
- 4 教育上必要と認めるときは、第1項から前項までの規定にかかわらず、休業日において授業等を行うことができる。

## 第2章 学 部

### 第1節 入学

#### (入学許可)

第10条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、入学試験に合格した者で、第17条に規定する入学手続を完了した者（第18条の規定により入学料の免除を申請している者及び第19条の規定により入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、前号に相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、高等学校卒業程度認定審査規則（令和4年文部科学省令第18号）による高等学校卒業程度認定審査に合格したもの
- (9) 法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けさせるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

#### (早期入学)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 高等学校に2年以上在学した者
- (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在学した者

- (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在学した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在学した者
- (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在学した者
- (6) 文部科学大臣が指定した者（平成13年文部科学省告示第167号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの

2 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入 学 期）

**第12条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

（編 入 学）

**第13条** 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 施行規則附則第7条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

2 前項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で法学部、経済学部、経営学部又は工学部電気電子工学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者

3 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で国際人間科学部、理学部、医学部医療創成工学科、農学部又は海洋政策科学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 外国において、前3号と同程度の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第10条各号のいずれかに該当する者に限る。）
- (6) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業

年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第10条各号のいずれかに該当する者に限る。)

4 第1項に規定する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者で工学部建築学科、市民工学科、機械工学科又は応用科学科に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 外国において、前号と同程度の課程を修了した者

**第13条の2** 高等専門学校を卒業した者で、システム情報学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(転入学)

**第14条** 他の大学に現に在学する者で、本学に転入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(再入学)

**第15条** 本学を第45条の規定により中途退学した者又は除籍された者で、再び同一の学部編入学を志望する者があるときは、第10条の規定にかかわらず、学期の初めにおいて、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

(入学志願)

**第16条** 入学を志願する者は、所定の日までに、検定料を納付したうえ、入学願書、検定料払込証明書及び別に指定する書類を提出しなければならない。

2 既納の検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該額に相当する額を還付するものとする。

- (1) 学部の入学試験において出願書類等により第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他により第二段階目の選抜を行う場合において、第一段階目の選抜で不合格となった者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (2) 学部の入学試験において入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより、出願の資格がないことが判明した者が第二段階目の選抜に係る額の返還を申し出たとき。
- (3) 検定料を納付した者が、所定の日までに入学願書を提出しなかった場合において、返還を申し出たとき。
- (4) 検定料を納付し、入学願書を提出した者が、受験を認められなかった場合において、返還を申し出たとき。

(入学者選抜)

**第16条の2** 入学者の選抜は、学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき、公正かつ適切な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

(入学手続)

**第17条** 入学試験に合格した者は、所定の期日までに、入学料を添えて入学手続を行わなければならない。

2 既納の入学料は、還付しない。

(入学料の免除)

**第18条** 入学料の納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の額又は半額を免除することがある。

2 入学料の免除の取扱いについては、別に定める。

(入学料の徴収猶予等)

**第19条** 入学料の納付期限までに納付が困難な者に対しては、本人の申請により入学料の徴収を猶予することがある。

2 前条第1項の入学料の免除又は前項の入学料の徴収猶予を申請した者に係る入学料は、免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、徴収を猶予する。

3 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者（次項により徴収猶予の申請をした者を除く。）は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

4 入学料の免除を不許可とされた者又は一部免除の許可をされた者が、第1項に規定する徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行わなければならない。

5 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。）第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

6 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(死亡等による入学料の免除)

**第20条** 前条第1項又は前条第2項の規定により入学料の徴収を猶予されている者が、その期間内において死亡したことにより除籍された場合は、未納の入学料の全部を免除する。

2 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は一部免除を許可された者が、前条第3項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第1項第1号の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

3 修学支援法第12条第1項の規定により入学料減免の認定を取り消された者が、前条第5項に規定する入学料の納付期間内において死亡したことにより除籍された場合又は第47条第2項の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の入学料の全部を免除する。

(宣 誓)

**第21条** 入学者は、所定の方法により宣誓を行わなければならない。

**第2節 修業年限、教育課程、課程の履修等**

(修業年限)

**第22条** 学部の修業年限は、4年とする。ただし、本学に3年以上在学した者（施行規則第149条に規定する者を含む。）が、卒業の要件として学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したものと認められ、かつ、学生が卒業を希望する場合には卒業することができる。

2 前項ただし書に規定する卒業の認定の基準は、学部規則において定め、公表するものとする。

3 医学部医学科については、第1項の規定にかかわらず、その修業年限は6年とする。

4 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、教授会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

5 前項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(修業年限の通算)

**第23条** 大学の学生以外の者のうち科目等履修生又は第83条の2に規定する特別の課程の履修生（以下「特別の課程履修生」という。）として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学する場合には、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、教授会の議を経て、修得した単位数その他の事項を勘案して前条の修業年限の2分の1を超えない期間を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

**第24条** 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

2 第22条第4項の規定により履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の在学年限については、関係の学部規則で定める。

(教育課程)

**第25条** 学部は、学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を次条第1項に定める区分に従って開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

**第26条** 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養科目

専門科目（専門基礎科目及び共通専門基礎科目を含む。）

関連科目

資格免許のための科目

その他必要と認める科目

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生のための授業科目として、日本語及び日本事情に関する科目を置くことができる。

(授業の方法)

**第27条** 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 第1項に規定する授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 前4項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(履修方法及び試験)

**第28条** 第26条第1項の区分に従って開設される授業科目及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学全学共通授業科目履修規則（平成16年4月1日制定。以下「履修規則」という。）で定める。

2 第26条第2項の規定により開設される授業科目（以下「日本語等授業科目」という。）及びその履修方法並びに試験に関することは、各学部規則及び神戸大学日本語等授業科目履修規則（平成16年4

月1日制定)で定める。

(履修科目の登録の上限)

第29条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限は各学部規則において定めるものとする。

2 各学部規則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(成績評価基準)

第30条 各学部は、各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法及び計画を明示するとともに、学生の授業への取組状況等を考慮した多面的な成績評価基準を定め、公表するものとする。

(単位の授与)

第31条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験その他の適切な方法により学修の成果を評価して、単位を与える。

(単位の基準)

第32条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第27条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部規則で定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学部規則で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 全学共通授業科目(履修規則で定める全学に共通する授業科目をいう。)については、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 日本語等授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

4 第1項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を各学部規則で定めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第33条 学生は、他の学部の授業科目を履修することができる。この場合は、所属学部長を経て、当該学部長の許可を受けなければならない。

(大学院授業科目の履修)

第33条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医学専攻博士課程を除く。)の授業科目を履修させることがある。

2 前項の履修は、大学院の科目等履修生として行うものとする。

- 3 前2項に関して必要な事項は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程（令和5年9月26日制定）で定める。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

**第34条** 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協定に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、協定に基づかずに学生に外国の大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことがある。
- 4 前3項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させる場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合について準用する。
- 5 前4項に関して必要な事項は、協定に定めるもののほか、関係の学部規則で定める。

（休学期間中に外国の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位の取扱い）

**第34条の2** 教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に本学と協定を締結している外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、教授会の議を経て、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第3項及び第4項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

**第35条** 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

**第36条** 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生又は特別の課程履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学及び再入

学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関して必要な事項は、関係の学部規則で定める。

(編入学、転入学、再入学者の修業年数等)

**第37条** 第13条から第15条までの規定により入学する者の修業すべき年数、履修すべき科目及びその単位については、教授会の議を経て、これを定める。

(転学部)

**第38条** 学長は、学生で所属学部長の承認を得て転学部を希望する者があるときは、志望学部の教授会の議を経て、許可することがある。

(転学科)

**第39条** 学長は、学生で転学科を希望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

### 第3節 留学及び休学

(留学)

**第40条** 第34条第1項又は第2項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、所属学部長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第22条の修業年限に算入するものとする。

(休学の許可)

**第41条** 学生が、疾病その他の理由により、3か月以上修学を休止しようとするときは、所属学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

**第41条の2** 前条の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、第60条第1項の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に早期入学するときは、医学部長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の休学期間は、4年以内とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、医学部長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(休学の解除)

**第42条** 前条の休学期間中にその理由が消滅したときは、所属学部長の許可を得て、復学することができる。

(休学の命令)

**第43条** 学生で、疾病により3か月以上修学を休止させることが適当と認められる者があるときは、学部長の申請により、学長が休学を命ずる。

(休学期間の取扱い)

**第44条** 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。ただし、第41条の2に規定する学生の休学期間の通算については、8年を限度として、医学部において別に定める。

2 休学期間は、在学年数に算入しない。

#### 第4節 退学及び除籍

##### (退学)

第45条 学生が、退学しようとするときは、その理由を具し、所属学部長に願い出て許可を受けなければならない。

##### (疾病等による除籍)

第46条 学生が、疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるときは、学部長の申請により、学長がこれを除籍する。

##### (入学金等未納による除籍)

第47条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学部長がこれを除籍する。

(1) 第18条又は第19条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請した者で、免除若しくは徴収猶予が不許可になったもの又は一部免除若しくは徴収猶予が許可になったものが、その者に係る納付すべき入学金を納付期限内に納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、納付期限の属する学期の末日までに納付しないとき。

2 修学支援法第12条第1項の規定により入学金又は授業料の減免の認定を取り消された者が、その者に係る納付すべき入学金又は授業料を納付期限内に納付しないときは、当該認定に係る年度末をもって学部長がこれを除籍するものとする。

#### 第5節 卒業要件及び学士の学位

##### (卒業要件)

第48条 卒業の要件は、第22条に定める期間在学し、124単位（医学部医学科にあっては、188単位。以下同じ。）以上を各学部規則の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第27条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合においては、同条第1項に規定する授業により64単位（医学部医学科にあっては、128単位）以上を修得しているときは、60単位を超えることができることとする。

##### (学士の学位授与)

第49条 前条の規定により、学部所定の課程を修めて本学を卒業した者に対しては、学士の学位を授与する。

#### 第6節 授業料

##### (授業料の納期)

第50条 授業料は、次の2期に分け、年額の2分の1に相当する額をそれぞれその納付期間中に納付しなければならない。

期別	納付期間
前期（4月から9月まで）	4月1日から4月30日まで
後期（10月から3月まで）	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 4 第1項の納付期間を経過した後において入学した者のその期の授業料は、入学の日の属する月に納付しなければならない。
- 5 学年の中途において卒業する者の授業料は、その卒業の月までの分を、月割をもって在学する期の納付期間内に納付しなければならない。
- 6 修学支援法第12条第1項の規定により授業料減免の認定を取り消された者の授業料は、取消しを告知した日から起算して14日以内に納付しなければならない。
- 7 既納の授業料は、還付しない。ただし、第2項又は第3項の規定により授業料を納付した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、納付した者の申出により当該各号に定める授業料相当額を還付するものとする。
  - (1) 第2項の規定により授業料を納付した者が、後期に係る授業料の納付期間前に休学又は第45条の規定により退学した場合 後期分の授業料に相当する額
  - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退した場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額
  - (3) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学年度の初日からの休学を申し出、第41条第1項の規定により休学を許可された場合 入学年度の前期分又は前期分及び後期分の授業料に相当する額

(授業料の免除)

**第51条** 経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の全部又は一部を免除することがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除の取扱いについては、別に定める。

(授業料の徴収猶予及び月割分納)

**第52条** 経済的理由により授業料の納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀である者その他特別な事情がある者に対しては、本人の申請により授業料の徴収猶予又は月割分納を許可することがある。

- 2 前項に規定する授業料の徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

(休学者の授業料)

**第53条** 学生が授業料の納付期限までに休学を許可された場合又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可された場合は、月割計算により休学当月の翌月（休学を開始する日が月の初日に当たる場合は、その月）から復学当月の前月までの授業料を免除する。

- 2 休学中の者が復学した場合は、復学当月以後のその期の授業料を月割をもって復学の際に納付しなければならない。

(退学者等の授業料)

**第54条** 第50条に定める期の中途において、第45条の規定により退学し、第55条の2第1項の規定により停学若しくは懲戒退学を命ぜられ、又は除籍された者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡し、若しくは行方不明となったことにより除籍された場合又は第47条の規定により除籍された場合は、その者に係る未納の授業料の全額を免除することがある。

- 2 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者が退学を許可された場合は、月割計算により退

学の翌月以後に納付すべき授業料の全額を免除することがある。

## 第7節 賞罰

### (表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、所属学部長等の推薦により、学長は、これを表彰することができる。

2 前項に関し必要な事項は、神戸大学学生表彰規程（平成17年2月17日制定）で定める。

### (懲 戒)

第55条の2 本学の規定に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、所定の手続により学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び懲戒退学とする。

3 停学3か月以上にわたるときは、その期間は、第22条の修業年限に算入しない。

4 前3項に関し必要な事項は、神戸大学学生懲戒規則（平成16年4月1日制定）で定める。

## 第3章 大 学 院

### 第1節 入学

#### (修士課程、前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第56条 修士課程、前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(修士課程、前期課程及び専門職学位課程への早期入学)

第57条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、教授会の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は、関係の研究科規則で定める。

(後期課程の入学資格)

第58条 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（次号及び第74条において「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(医学系研究科医科学専攻の博士課程の入学資格)

第59条 医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学（修業年限が6年であるものに限る。以下同じ。）を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学

学校教育における18年の課程（最終の課程は医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了した者

- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が5年以上である課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- (7) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって，本学において，大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学において，個別の入学資格審査により，大学の医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，24歳に達したもの  
（医学系研究科医科学専攻の博士課程への早期入学）

**第60条** 前条の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する者であって，本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを，教授会の議を経て，入学させることができる。

- (1) 大学（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程（医学，歯学，薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了した者
- (4) 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程（最終の課程は，医学，歯学，薬学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

2 前項に関して必要な事項は，関係の研究科規則で定める。

（進 学）

**第61条** 本学大学院の修士課程，前期課程又は専門職学位課程を修了し，引き続き後期課程又は医学系研究科医科学専攻の博士課程に進学を志望する者については，当該研究科の定めるところにより，選考の上，進学を許可する。

（入学者選抜）

**第62条** 大学院の入学者の選抜は，学則第27条の2第3号の規定により定める方針に基づき，公正かつ妥当な方法により，適切な体制を整えて行うものとする。

2 大学院の入学志願者に対する選考方法は，各研究科において別に定める。

## 第2節 修業年限, 教育方法, 修了要件等

### (標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は, 2年とする。

2 前項の規定にかかわらず, 修士課程においては, 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって, 教育研究上の必要があり, かつ, 昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは, 各研究科の定めるところにより, 専攻又は学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

3 前項に規定する修士課程を置く研究科, 専攻又は学生の履修上の区分及びその標準修業年限は, 次のとおりとする。

人間発達環境学研究科 人間発達専攻(1年履修コース) 1年

4 人文学研究科, 国際文化学研究科, 人間発達環境学研究科, 法学研究科, 経済学研究科, 経営学研究科, 理学研究科, 医学系研究科(医科学専攻を除く。), 工学研究科, システム情報学研究科, 農学研究科, 海事科学研究科, 国際協力研究科及び科学技術イノベーション研究科の博士課程の標準修業年限は, 前期課程2年, 後期課程3年の5年とする。

5 医学系研究科医科学専攻の博士課程の標準修業年限は, 4年とする。

6 経営学研究科現代経営学専攻の専門職学位課程の標準修業年限は, 2年とする。ただし, 教育研究上の必要があると認められるときは, 研究科の定めるところにより, 学生の履修上の区分に応じ, 標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

7 法学研究科実務法律専攻の専門職学位課程(以下「法科大学院」という。)の標準修業年限は, 3年とする。

### (教育課程)

第63条の2 大学院(専門職大学院を除く。)は, 学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき, 必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

2 専門職大学院は, 学則第27条の2第1号及び第2号の規定により定める方針に基づき, 必要な授業科目を, 産業界等と連携しつつ, 自ら開設し, 体系的に教育課程を編成するものとする。

### (教育方法等)

第64条 大学院の教育は, 授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 専門職大学院においては, その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究, 現地調査, 双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

3 研究科において教育上特別の必要があると認められる場合には, 夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

4 各研究科における授業科目, その単位数及び研究指導並びにそれらの履修方法については, 当該研究科規則で定める。

### (他大学大学院等の研究指導)

第65条 教育上有益と認めるときは, 他大学(外国の大学を含む。)の大学院又は研究所等(外国の研

究機関を含む。)との協定に基づき、学生に当該大学の大学院又は当該研究所等において必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、修士課程及び前期課程の学生については、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

- 2 教育上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等との協定に基づき、後期課程の学生に、本学と当該外国の大学院又は研究所等において、共同の研究指導を受けさせることがある。

#### (研究指導のための留学)

**第66条** 前条の規定に基づき、外国の大学又は研究機関に留学しようとする者は、所属研究科長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第63条の標準修業年限に算入する。

#### (修士課程及び前期課程の修了要件)

**第67条** 修士課程及び前期課程の修了要件は、当該課程に2年(人間発達環境学研究科人間発達専攻(1年履修コース)にあつては、1年)以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 第75条において読み替えて準用する第36条(第2項を除く。)の規定により本学に入学する前に修得した単位(第56条又は第57条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

#### (博士課程の修了要件)

**第68条** 博士課程(医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。)の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院(専門職大学院を除く。以下この項において同じ。)に3年(専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年(標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間)以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学系研究科医科学専攻の博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

4 第75条において読み替えて準用する第36条（第2項を除く。）の規定により医学系研究科医科学専攻の博士課程に入学する前に修得した単位（第59条又は第60条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により医学系研究科医科学専攻の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（専門職学位課程の修了要件）

**第69条** 専門職学位課程（法科大学院を除く。以下この条において同じ。）の修了要件は、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の単位を修得することとする。

2 専門職学位課程の在学期間に関しては、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 法科大学院の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の単位を修得することとする。

4 法科大学院の在学期間については、第75条の規定により認定された入学前の既修得単位（法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

5 法科大学院は、法学の基礎的な学識を有すると認める者に関しては、第3項に規定する在学期間については、前項の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えない範囲で研究科が認める期間在学したものと、第3項に規定する単位については、第74条、第74条の2、第74条の3及び第75条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。

6 認定連携法曹基礎課程（本学法科大学院以外の法科大学院のみと認定法曹養成連携協定を締結している大学の課程を含む。）を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると研究科が認める者に関する前項の規定の適用については、「30単位」とあるのは、「46単位」とする。

（学位論文及び最終試験）

**第70条** 学位論文及び最終試験に関することは、学位規程に定めるところによる。

（修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与）

**第71条** 各研究科において、所定の課程を修了した者に対しては、その課程に応じて修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項の学位に関することは、学位規程に定めるところによる。

### 第3節 準用規定

#### (準用規定)

第72条 第12条(入学期), 第14条(転入学), 第15条(再入学), 第16条(入学志願), 第17条(入学手続), 第18条(入学料の免除)(第2項を除く。), 第19条(入学料の徴収猶予等), 第20条(死亡等による入学料の免除), 第21条(宣誓), 第22条(修業年限)(第1項, 第2項及び第3項を除く。), 第24条(在学年限), 第27条(授業の方法), 第31条(単位の授与), 第32条(単位の基準)(第2項及び第3項を除く。), 第33条(他学部の授業科目の履修), 第38条(転学部), 第39条(転学科), 第45条(退学), 第46条(疾病等による除籍), 第47条(入学料等未納による除籍), 第50条から第54条まで(授業料), 第55条(表彰)及び第55条の2(懲戒)の規定は, 大学院に準用する。ただし, 第24条を準用する場合において, 医学系研究科医科学専攻の博士課程以外の博士課程にあつては, 標準修業年限を前期課程と後期課程に分ける。

#### (履修科目の登録の上限)

第73条 専門職大学院学生の履修科目の登録の上限に関しては, 第29条第1項を準用する。この場合において, 「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (成績評価基準)

第73条の2 大学院(専門職大学院を除く。)の成績評価基準に関しては, 第30条を準用する。この場合において, 「各学部」とあるのは「各研究科」と, 「授業の方法及び計画」とあるのは「授業及び研究指導の方法及び計画」と読み替えるものとする。

2 専門職大学院の成績評価基準に関しては, 第30条を準用する。この場合において, 「各学部」とあるのは「専門職大学院」と読み替えるものとする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

第74条 大学院学生の他大学(外国の大学を含む。)の大学院の授業科目の履修に関しては, 第34条を準用する。この場合において, 同条第3項中「60単位」とあるのは, 「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし, 93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は, そのを超える部分の単位数に限り, 研究科が認める範囲で, 30単位を超えてみなすことができる。))」と, 同条第4項中「及び外国の」とあるのは「, 外国の」と, 「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修させる場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を」と, 同条第5項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

第74条の2 大学院学生が休学期間中に外国の大学において履修した授業科目について修得した単位に関しては, 第34条の2を準用する。この場合において, 同条第1項及び第2項中「外国の大学又は短期大学」とあるのは「外国の大学の大学院」と, 同条第3項中「60単位」とあるのは, 「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし, 93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は, そのを超える部分の単位数に限り, 研究科が認める範囲で, 30単位を超えてみなすことができる。))」と, 同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (大学院が編成する特別の課程における学修)

第74条の3 第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程における学修については, 第35条を

準用する。この場合において、同条第1項中「短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「第83条の2の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、第56条の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修」と、同条第2項中「第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」とあるのは「第74条の3において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項並びに前条第1項及び第2項」と、「60単位」とあるのは「15単位(法科大学院学生にあつては30単位(ただし、93単位を超える単位の修得を修了要件とする場合は、そのを超える部分の単位数に限り、研究科が認める範囲で、30単位を超えてみなすことができる。))」と、同条第3項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (入学前の既修得単位の認定)

**第75条** 大学院学生の入学前の既修得単位の認定に関しては、第36条(第2項を除く。)を準用する。この場合において、同条第1項中「大学又は短期大学」とあるのは「大学院」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項」と、「第34条第3項及び第4項、第34条の2第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位」とあるのは、「15単位を超えないものとし、かつ、第74条において読み替えて準用する第34条第3項及び第4項、第74条の2において読み替えて準用する第34条の2第1項及び第2項並びに第74条の3において読み替えて準用する前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位(ただし、専門職大学院学生(法科大学院学生を除く。)にあつては15単位、法科大学院学生にあつては30単位(第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。))」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「第75条において読み替えて準用する第1項及び前項」と、同条第4項中「学部規則」とあるのは「研究科規則」と読み替えるものとする。

#### (留 学)

**第76条** 大学院学生の外国の大学への留学に関しては、第40条を準用する。この場合において、同条第1項中「第34条第1項又は第2項」とあるのは「第74条」と、「所属学部長」とあるのは「所属研究科長」と、同条第2項中「第22条」とあるのは「第63条」と読み替えるものとする。

#### (休 学)

**第77条** 大学院学生の休学に関しては、第41条第1項、第42条、第43条及び第44条第2項を準用するほか、各研究科規則で定める。

## 第4章 学位プログラム

### (学位プログラム)

**第77条の2** 各学部及び各研究科において編成する教育課程のほか、明確な人材養成目的に基づき、学部又は研究科の枠を超えた組織的な指導體制で展開される体系性・一貫性ある教育を実施するため、学位の取得を目的とする学位プログラムを置くことができる。

2 学位プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生，専攻生及び外国人特別学生

### (特別聴講学生)

第78条 他の大学，短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は高等専門学校との協定に基づき，当該大学（大学院を含む。），短期大学又は高等専門学校の学生で，本学の授業科目又は別に定める教育プログラムを履修しようとする者があるときは，特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については，協定に定めるもののほか，関係の学部規則，研究科規則等で定める。

### (特別研究学生)

第79条 他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協定に基づき，当該大学院の学生で，本学において研究指導を受けようとする者があるときは，特別研究学生として許可することがある。

2 特別研究学生については，協定に定めるもののほか，関係の研究科規則で定める。

### (科目等履修生)

第80条 本学が開設する1又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは，科目等履修生として許可することがある。

2 科目等履修生に対しては，単位を与えることができる。

3 科目等履修生については，関係の学部規則及び研究科規則で定める。

### (聴講生，研究生及び専攻生)

第81条 本学が開設する1又は複数の授業科目を聴講しようとする者があるときは，聴講生として許可することがある。

2 特定の事項について研究しようとする者があるときは，研究生として許可することがある。

3 本学学部卒業者で，特定の専門事項について攻究しようとする者があるときは，専攻生として許可することがある。

4 聴講生，研究生及び専攻生については，それぞれ関係の学部規則，研究科規則及び専攻生規則で定める。

### (授業料の納期)

第82条 特別聴講学生，特別研究学生，科目等履修生，聴講生，研究生及び専攻生の授業料については，それぞれの在学予定期間に応じ，3か月分又は6か月分に相当する額を当該期間における当初の月に納付するものとし，在学予定期間が3か月未満又は6か月未満であるときは，その期間分に相当する額を当該期間における当初の月に納付しなければならない。

### (外国人特別学生)

第83条 外国人で，第10条，第56条，第58条又は第59条の規定によらないで，外国人特別学生として本学の学部又は大学院に入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て許可する。

2 前項の学生で，学部又は大学院の課程を修了した者には，第49条又は第71条に定める学位を授与する。

## 第6章 特別の課程

第83条の2 本学の学生以外の者を対象として，法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

- 2 特別の課程の編成及び実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 授業料、入学料及び検定料の額

### (授業料、入学料及び検定料の額)

第84条 本学の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程（平成16年4月1日制定）に定められた額とする。

### (授業料等の不徴収)

第84条の2 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生の授業料等については、前条の規定にかかわらず、不徴収とする。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、第78条第1項又は第79条第1項の協定に基づき、不徴収とすることができる。
- 3 科目等履修生のうち、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項又は第3項の規定に基づき本学に派遣された教育職員（以下「現職教育職員」という。）の入学料及び検定料については、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 4 科目等履修生のうち、第33条の2第2項の規定に基づき大学院の授業科目を履修する者の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 5 聴講生及び研究生のうち、現職教育職員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。
- 6 学長の承認に基づき現職のまま科目等履修生、聴講生又は研究生として入学した本学の附属学校教員の授業料等については、第82条及び前条の規定にかかわらず、不徴収とする。
- 7 外国人特別学生の授業料等については、学長が認めたときは、前条の規定にかかわらず、不徴収とすることができる。

## 第8章 教育職員免許状

### (教員の免許状授与の所要資格の取得)

第85条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、関係の学部規則及び研究科規則の定めるところによる。

### 附 則（令和8年3月31日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 医学研究科バイオメディカルサイエンス専攻、医科学専攻、医療創成工学専攻及び保健学研究科保健学専攻は、改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 令和8年度から令和13年度までの医学部及び医学部医学科並びに全学部の入学定員及び総定員は、別表の規定にかかわらず、附則別表第1のとおりとする。

- 4 令和8年度から令和10年度までの別表の改正規定により入学定員を改める専攻の総定員並びに修士課程及び博士課程の総定員の合計は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表第2のとおりとする。

附則別表第1（附則第3項関係）

年度	区分		入学定員	総定員
令和8年度	医学部	医学科	113	699
		計	288	1,369
	全学部合計		2,574	10,727
令和9年度	医学部	医学科	100	687
		計	275	1,377
	全学部合計		2,561	10,758
令和10年度	医学部	医学科	100	675
		計	275	1,385
	全学部合計		2,561	10,789
令和11年度	医学部	医学科	100	663
		計	275	1,373
	全学部合計		2,561	10,777
令和12年度	医学部	医学科	100	651
		計	275	1,361
	全学部合計		2,561	10,765
令和13年度	医学部	医学科	100	638
		計	275	1,348
	全学部合計		2,561	10,752

附則別表第2（附則第4項関係）

年度	区分		総定員			
			修士課程	博士課程		
				前期	後期	
			専攻別	専攻別	専攻別	専攻別
令和8年度	医学研究科	バイオメディカルサイエンス専攻	25			
		医科学専攻				340
		医療創成工学専攻		15	16	
		研究科計	25	15	16	340
	医学系研究科	医科学専攻				120
		先進生命医科学系専攻		119		
		医療創成工学専攻			8	
		健康科学専攻			17	
		未来社会医学専攻			5	
		研究科計		119	30	120
	保健学研究科	保健学専攻		79	50	
	農学研究科	食料共生システム学専攻		54		
		資源生命科学専攻		88		
		生命機能科学専攻		110		
研究科計			252			
課程別全合計		25	2,619	906	460	
令和9年度	医学研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			8	
		研究科計			8	240
	医学系研究科	医科学専攻				240
		医療創成工学専攻			16	
		健康科学専攻			34	
		未来社会医学専攻			10	
		研究科計			60	240
	保健学研究科	保健学専攻			25	
	課程別全合計				903	480
令和10年度	医学研究科	医科学専攻				120
		研究科計				120
	医学系研究科	医科学専攻				360
		研究科計				360
	課程別全合計					480

## 別表 収容定員

## 1 学部

区 分		入学定員		2年次編入学定員		3年次編入学定員		総定員		
		学科別	計	学科別	計	学科別	計	学科別	計	
文 学 部	人 文 学 科	100	100					400	400	
国 際 人 間 科 学 部	グ ローバル文化学科	140	370					560	1,490	
	発 達 コミュニティ学科	100				2	2	404		
	環 境 共 生 学 科	80				3	3	326		
	子 ど も 教 育 学 科	50						200		
法 学 部	法 律 学 科	180	180			20	20	760	760	
経 済 学 部	経 済 学 科	270	270			20	20	1,120	1,120	
経 営 学 部	経 営 学 科	260	260			20	20	1,080	1,080	
理 学 部	数 学 学 科	28	153			学科共通 25	25	112	662	
	物 理 学 科	35		140						
	化 学 学 科	30		120						
	生 物 学 科	25		100						
	惑 星 学 科	35		140						
医 学 部	医 学 学 科	100	275	5	5			625	1,335	
	医 療 創 成 工 学 科	25				5	5	110		
	保 健 学 科	看 護 学 専 攻		70						600
		検 査 技 術 科 学 専 攻		40						
		理 学 療 法 学 専 攻		20						
		作 業 療 法 学 専 攻		20						
工 学 部	建 築 学 科	90	443			3	3	366	1,806	
	市 民 工 学 科	60				3	3	246		
	電 気 電 子 工 学 科	90				4	4	368		
	機 械 工 学 科	100				4	4	408		
	応 用 化 学 科	103				3	3	418		
システム情報学部	シ ス テ ム 情 報 学 科	150	150			3	3	606	606	
農 学 部	食 料 環 境 シ ス テ ム 学 科	36	160			学科共通 10	10	144	660	
	資 源 生 命 科 学 科	55		220						
	生 命 機 能 科 学 科	69		276						
海洋政策科学部	海 洋 政 策 科 学 科	200	200			10	10	820	820	
合 計			2,561		5		135		10,739	

## 2 大学院

区分		入学定員										総定員									
		修士課程		博士課程						専門職学位課程		修士課程		博士課程						専門職学位課程	
				前期			後期							前期			後期				
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計		
人文学研究科	文化構造専攻		17	44	8	20					34	88	24	60							
	社会動態専攻		27		12						54		36								
国際文化学 研究科	文化関連専攻		18	47	6	15					36	94	18	45							
	グローバル 文化専攻		29		9						58		27								
人間発達環境 学 研究科	人間発達専攻		51		11						102		33								
	(1年履修コース)		4	91		17					4	178		51							
	人間環境学専攻		36		6						72		18								
法学研究科	法学政治学専攻		37	37	18	18					74	74	54	54							
	実務法律専攻								80	80							240	240			
経済学研究科	経済学専攻		83	83	20	20					166	166	60	60							
経営学研究科	経営学専攻		51	51	32	32					102	102	96	96							
	現代経営学専攻								69	69							138	138			
理学研究科	数学専攻		22		4						44		12								
	物理学専攻		24		5						48		15								
	化学専攻		28	122	6	27					56	244	18	81							
	生物学専攻		24		6						48		18								
	惑星学専攻		24		6						48		18								
医学系研究科	医科学専攻					120	120								480	480					
	先進生命医科学系専攻		119	119							238	238									
	医療創成工学専攻				8	8							24	24							
	健康科学専攻				17	17							51	51							
	未来社会医学専攻				5	5							15	15							
工学研究科	建築学専攻		64		8						128		24								
	市民工学専攻		42		6						84		18								
	電気電子工学専攻		64	316	8	42					128	632	24	126							
	機械工学専攻		76		10						152		30								
	応用化学専攻		70		10						140		30								
システム情報学 研究科	システム 情報学専攻		103	103	12	12					206	206	36	36							
農学研究科	食料共生 システム学専攻		28		5						56		15								
	資源生命科学専攻		46	132	8	23					92	264	24	69							
	生命機能科学専攻		58		10						116		30								
海事科学研究科	海事科学専攻		75	75	11	11					150	150	33	33							
国際協力研究科	国際開発政策専攻		26		8						52		24								
	国際協力政策専攻		22	70	7	23					44	140	21	69							
	地域協力政策専攻		22		8						44		24								
科学技術イノ ベーション研究科	科学技術イノ ベーション専攻		40	40	10	10					80	80	30	30							
合 計			1,330		300		120		149		2,656		900		480		378				

## 2 神戸大学共通細則

(平成16年4月1日制定)

### (入学志願)

第1条 入学志願者は、所定の期日までに次の書類を提出しなければならない。

入 学 願 書

出身学校長の調査書又はこれに代わる書類

写 真

その他の書類

### (合否の判定)

第2条 入学試験の合否の判定は、学力試験及び出身学校長の調査書又はこれに代わる書類の成績等を総合して教授会が行う。

### (宣 誓)

第3条 入学者は、次の誓詞により学長に対し宣誓書を提出しなければならない。

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

### (成 績)

第4条 授業科目の成績は、100点を満点として次の区分により評価し、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

秀 (90点以上)

優 (80点以上90点未満)

良 (70点以上80点未満)

可 (60点以上70点未満)

不可 (60点未満)

2 秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 秀 学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(2) 優 学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(3) 良 学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(4) 可 学修の目標を達成している。

(5) 不可 学修の目標を達成していない。

### (学 生 証)

第5条 学生は、学生証の交付を受け、これを携行し本学職員の請求があったときは、いつでも、これを提示しなければならない。

2 学生証は、入学したときに学長が発行する。

3 学生証を携帯しない場合には、教室、研究室、図書館その他学内施設の利用を許さないことがある。

4 学生証を紛失したとき若しくは使用に耐えなくなったとき、又は休学等によりその有効期間が経過したときは、速やかに発行者に届け出て再交付を受けなければならない。

5 学生は、卒業、退学等により学籍を離れた場合は、速やかに学生証を発行者に返納しなければならない。

6 学生証の再交付手続き及び返納は、学生の所属学部又は研究科において行うものとする。

(欠席届)

第6条 学生が、2週間以上欠席するときは、理由を具し、欠席届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(学生登録票)

第7条 学生は、入学したときは、速やかに学生登録票を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

(身上異動・住所変更届)

第8条 学生は、改姓、改名等、身上に異動があったとき、又は住所（保護者等の住所等を含む。）を変更したときは、速やかに身上異動・住所変更届を学部長又は研究科長に提出しなければならない。

第9条 大学院における入学志願及び可否の判定については、第1条及び第2条の規定にかかわらず、各研究科において定めるものとする。

2 大学院における授業科目の成績については、第4条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、各研究科において定めることができる。

(健康診断)

第10条 学生は、毎年本学で行う健康診断を受けなければならない。

(様式)

第11条 諸願届等の様式は、別紙様式のとおりとする。ただし、インターネットを利用した登録に係る入力項目等については、別紙様式に準じて別に定める。

附 則（令和6年11月27日）

この細則は、令和7年12月1日から施行する。

別紙様式第1号

入 学 許 可 書

受験番号 番  
氏 名

神戸大学 学部に入学を許可する。  
年 月 日

神戸大学長

A 4 (297mm×210mm)

別紙様式第2号

宣 誓 書

私は、神戸大学の学生として学業に励み、本学の規律を守ることを誓います。

年 月 日

神戸大学長 殿

署 名

A 4 (297mm×210mm)

別紙様式第3号

年 月 日

神戸大学 殿

学部  
学科  
番号

学籍番号  
住所  
氏 名

休 学 願

下記のとおり休学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 期 間 自 年 月 日  
至 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A 4 (297mm×210mm)

別紙様式第4号

年 月 日

神戸大学 殿

学部  
学科  
番号

学籍番号  
住所  
氏 名

復 学 願

下記のとおり復学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 復学年月日 年 月 日

注 病気の場合は健康診断書（復学意見書）添付のこと。  
A 4 (297mm×210mm)

別紙様式第5号

年 月 日

神戸大学 殿

学部  
学科

学籍番号  
本人住所  
氏 名

退 学 願

下記のとおり退学したいので御許可願います。

記

1. 理 由

2. 退学年月日 年 月 日

注 病気の場合は診断書添付のこと。 A4 (297mm×210mm)

別紙様式第6号

(表)

神戸大学学生証

写真

所 属  
学 籍 番 号  
氏 名  
生 年 月 日

上記の者は、本学の学生であることを証明する。

発行年月日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

神戸大学長 印

(図書館利用ID) (生協組合員番号)

(裏)

■ 注 意 事 項

- 1 本学学生は常にこの学生証を携帯し、次の場合は、これを提示しなければならない。  
(1)本学教職員の請求があった場合  
(2)通学定期乗車券又は学生用割引乗車券の購入及びこれによって乗車船し、係員の請求があった場合  
(3)本学図書館を利用する場合  
(表面顔写真下の数字は図書館利用IDです。)
- 2 本証は他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 3 本証を紛失したとき、又は記載内容に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出ること。
- 4 卒業、退学等により学籍を離れたときは、直ちに発行者に返納すること。

(シール貼付スペース)

神戸大学 〒657-8501 神戸市灘区六甲台町1-1 TEL(078)881-1212(大代表)

別紙様式第7号

年 月 日

神戸大学 殿

学部  
学科  
学番

学籍番号  
住所名  
氏名

欠 席 届

下記のとおり欠席しますからお届けします。

記

1. 理由

2. 期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

注 疾病の場合、診断書を添付のこと。A4 (297mm×210mm)

別紙様式第8号

様式9号 学 生 登 録 票

年 月 日 提出

学 部	20 (令和 )年 月 日入学・進学	学籍番号	
学 科	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間にマスを空け、漢字・半角漢字は1マスに記入)		
研究科	ローマ字 左詰で記入してください。(姓の全て及び名の頭文字は大文字とし、姓と名の間にマスを空けて記入)		
専攻	氏名		
所属教員 (該当者のみ)	戸籍どおり精書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)	外国籍	
	生年月日 19 昭和 (平成 )年 月 日生		
現住所 (入学後の住所)	自宅・下宿・寮・その他( ) 携帯 〒 Eメールアドレス (フリガナ) @ P C 大学が付与するアドレス以外を記入してください。		
	住所 郵便 〒 町 丁目 番 号 [固定電話] [携帯電話]		
本人の勤務先等 (該当者のみ)	名称 電話		
履 歴	年 月 立 高等学校卒業		
認定試験等	認定試験等 高等学校卒業程度認定試験、大学入学資格検定試験 年度 合格		
保 護 者 等 の 住 所 等	フリガナ 左詰で記入してください。(姓と名の間にマスを空け、漢字・半角漢字は1マスに記入)		
	氏名 本人との続柄 ( )		
	〒 町 丁目 番 号		
	住所 郵便 〒 町 丁目 番 号 [固定電話] [携帯電話]		
緊急時の連絡先	<input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 上記 (保護者等の住所等) 以外の連絡先がある。(以下に記入) ※該当する方にチェックしてください。 本人との続柄 ( )		
	フリガナ 氏名 本人との続柄 ( )		
	[固定電話] [携帯電話] <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅		

注 1 本人の氏名、生年月日は戸籍どおり(外国人は在留票どおり)正確に記入してください。  
2 高校卒業後の学籍を有する者は、最終出身校名・学部・学科等の進路を含む。1まで記入してください。  
3 在学中に、改姓・改名、現住所変更、保護者等の住所変更等があった場合は、速やかに身上異動・住所変更届を、所属学部又は研究科の担当係に提出してください。  
4 この学生登録簿に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

A4 (297mm×210mm)

別紙様式第9号

様式9号 身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届

年 月 日 届出

神戸大学 学部長 殿  
研究科長 殿

学 部	学 科	専 攻	課 程
研究科	フリガナ	氏 名	課 程
学籍番号	戸籍どおり精書で記入してください。(学籍及び学位記の字体として使用)		

下記のとおり身上異動・住所変更等がありましたのでお届けします。

記

改姓 改名 現住所変更 保護者等の住所等変更 その他の変更( )

(以下は、変更した事項のみ記入してください。)

身 上 異 動 (改姓、改名等) 現 住 所	ローマ字	
	フリガナ	
	新 異動年月日 年 月 日	
	旧 証明書類を必ず添付してください。	
	自宅・学生寮・その他( )	Eメールアドレス (フリガナ) @ P C
	郵便番号	大学が付与するアドレス以外を記入してください。
	住 所 郵便 〒 町 丁目 番 号	
	[固定電話]	[携帯電話]
本人の勤務先等 (該当者のみ)	勤務先名	電話
保 護 者 等 の 住 所 等 ※ 学生本人が独立生活者の場合は、保護者の氏名・住所等を記入してください。	フリガナ	本人との続柄
	郵便番号	[固定電話]
	住所	[携帯電話]
	住所 郵便 〒 町 丁目 番 号	
緊 急 時 の 連 絡 先	<input type="checkbox"/> 保護者等の住所等と同じ。(以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 保護者等の住所等以外の連絡先がある。(以下に記入)	
	フリガナ	本人との続柄
	[固定電話]	[携帯電話] <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 自宅
	[携帯電話]	

注 この身上異動・住所変更届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守の上、適切に取り扱うこととし、在学中において、授業関係書類の送付、広報誌等資料の送付など本学から連絡(発信)する場合のほか、教学上の名簿作成、修学指導、大学運営や教育活動のために利用します。また、個人が特定されない形で学術研究のために提供することがあります。

A4 (297mm×210mm)

### 3 神戸大学学位規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項の規定により、神戸大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学 位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

(学士の学位の授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位の授与の要件)

第4条 修士の学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 本学大学院研究科(以下「研究科」という。)の修士課程を修了した者
- (2) 研究科の博士課程の前期課程を修了した者

(博士の学位の授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、次の要件を満たす者にも授与する。

- (1) 研究科において前項に該当する者と同等以上の学力があると確認されたこと。(この確認を以下「学力の確認」という。)
- (2) 研究科において行う博士論文の審査及び試験に合格したこと。

(専門職学位の授与の要件)

第6条 専門職学位は、次の各号のいずれかに該当する者に授与する。

- (1) 研究科の専門職大学院の課程(次号の課程を除く。)を修了した者
- (2) 研究科の法科大学院の課程を修了した者

(研究科の在学者の論文等提出手続)

第7条 研究科に在学する者の学位論文又は教学規則第67条に規定する特定の課題についての研究の成果(以下「研究の成果」という。)は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士論文は、学位論文審査願、論文日録及び履歴書とともに提出しなければならない。

3 学位論文の提出は、1編とする。ただし、参考として他の論文を付加して提出することを妨げない。

4 審査のため必要があるときは、提出論文の数を増加し、又は論文の訳本、模型若しくは標本等の資料その他を提出させることがある。

5 本条に定めるもののほか、学位論文及び研究の成果の提出に関することは、各研究科において別に定める。

(研究科の在学者の論文等審査)

第8条 研究科長は、前条の規定による博士論文の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、博士論文の審査を行わせるものとする。

2 研究科長は、前条の規定による修士論文又は研究の成果の提出があったときは、教授会において当該研究科の教授及び准教授のうちから2人以上の審査委員を選定して、修士論文又は研究の成果の審査を行わせるものとする。ただし、少なくとも教授1人を含めなければならない。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、博士論文の審査にあつては第1項の審査委員のほか、当該研究科の教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、修士論文又は研究の成果の審査にあつては前項の審査委員のほか、当該研究科の教授及び准教授以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

4 教授会において審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授以外の者（修士論文又は研究の成果の審査のため必要があると認めるときは、当該研究科の教授及び准教授以外の者）にも調査を委嘱することができる。

（研究科の在学者の最終試験）

第9条 審査委員及び前条第4項の規定により調査を委嘱された者は、学位論文又は研究の成果を中心として、これに関連ある科目について、筆答又は口頭により最終試験を行う。

2 最終試験の期日は、その都度公示する。

（博士課程を経ない者の学位論文の提出手続）

第10条 第5条第2項の規定による学位申請者の学位論文は、論文審査料57,000円を添え、学位申請書、論文目録及び履歴書とともに、その申請に応じた研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 本条の規定による論文の提出については、第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

（博士課程を経ない者の論文審査及び試験）

第11条 学長は、前条第1項の規定による学位論文の提出があったときは、当該研究科長にその論文の審査を付託し、研究科長は、第8条の規定に準じて論文の審査を、第9条の規定に準じて試験を行わせるものとする。

2 前項の学位論文は、それを受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の理由があるときは、研究科長は、教授会の議を経て審査期限を延長することができる。

（博士課程を経ない者の学力の確認）

第12条 研究科長は、前条第1項の規定により学長から論文審査を付託されたときは、教授会において学位申請者の学力の確認を行わせるものとする。

2 学力の確認は、筆答又は口頭による試問の結果に基づいて行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

3 学力の確認のため必要があるときは、学位申請者にその著書、論文その他を提出させることがある。

4 教授会が学力の確認の議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

（退学者の学位論文の提出手続、論文審査、試験及び学力の確認）

第13条 研究科の博士課程において所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な博士論文の作成等に対する指導を受けて退学した者が、再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、前3条の規定による。

2 前項に該当する者が、退学後5年以内に学位論文を提出して審査を受けるときは、第5条第1項に

該当する者と同等以上の学力を有するものとみなす。

(論文及び審査料の不返還)

第14条 提出された修士論文又は博士論文及び納入した審査料は、その理由のいかんを問わず返還しない。

2 提出された研究の成果の返還に関することは、各研究科において別に定める。

(修士及び博士の学位授与の審議)

第15条 研究科長は、研究科に在学する者については、論文審査及び最終試験の結果報告に基づいて、また第12条の規定により学力を確認された者及び第13条第2項に該当する者については、論文審査及び試験の結果報告に基づいて、教授会において学位を授与すべきか否かの審議を行わせるものとする。

2 前項の教授会は、当該教授会構成員の3分の2以上の出席があることを要し、学位を授与すべきものと議決するには、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成があることを要する。

(学位授与の申請)

第16条 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきものについて、教授会の議を経て、学長に申請するものとする。

2 前項の申請に当たっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えるものとする。

(1) 授与しようとする学位(専攻分野の名称を付記したもの)

(2) 授与しようとする年月日

(3) 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

(4) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験の結果の要旨

(5) 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は試験を担当した機関に関する事項

(6) 第5条第2項による博士の場合は、学力の確認の結果及び学力の確認を担当した機関に関する事項

3 研究科長は、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与すべきでない者については、教授会の議を経て、その旨を学長に申請するものとする。

(学位の授与)

第17条 学長は、第3条に規定する者に対しては、学位記を交付して学士の学位を授与する。

2 学長は、前条に規定する申請に基づき、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与をすべきか否かを決定し、当該学位を授与すべきものと決定した者に対しては、学位記を交付して当該学位を授与し、当該学位を授与できないと決定した者に対しては、その旨を通知する。

3 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、当該教授会の議を経て、やむを得ない理由があると認められた場合は、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約した

ものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、原則として神戸大学学術成果リポジトリの利用により行うものとする。

(専攻分野等の名称)

第20条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第1に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 修士又は博士の学位を授与するに当たっては、別表第2に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。
- 3 専門職学位の名称は、別表第3に掲げるとおりとする。
- 4 教学規則第65条第2項の規定に基づき、共同の研究指導を受けた者に博士の学位を授与するに当たっては、博士論文共同指導により授与する旨を付記するものとする。

(学位の名称)

第21条 本学において学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、神戸大学の文字を付記するものとする。

(修士及び博士の学位並びに専門職学位の取消し)

第22条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正の方法により当該学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会及び神戸大学大学教育推進委員会の議を経て、その学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- 2 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったときは、前項の規定に準じてその学位を取り消すことができる。
- 3 教授会が前2項の規定による議決をする場合には、第15条第2項の規定を準用する。

(様 式)

第23条 学位記、学位簿その他の様式は、別記様式のとおりとする。

(補 則)

第24条 この規程の施行に必要な事項は、各学部又は各研究科においてこれを定める。

附 則 (令和8年3月31日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第20条第1項関係）

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名等	専攻分野の名称
文学部	文学
国際人間科学部	学術又は教育学
法学部	法学
経済学部	経済学
経営学部	経営学又は商学
理学部	理学
医学部医学科	医学
医学部医療創成工学科	医工学
医学部保健学科	看護学，保健衛生学又は保健学
工学部	工学
システム情報学部	システム情報学
農学部	農学
海洋政策科学部	海洋政策科学又は商船学

別表第2（第20条第2項関係）

修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
人文学研究科	文学	文学又は学術
国際文化学研究科	学術	学術
人間発達環境学研究科	学術，教育学又は理学	学術，教育学又は理学
法学研究科	法学又は政治学	法学又は政治学
経済学研究科	経済学	経済学
経営学研究科	経営学又は商学	経営学又は商学
理学研究科	理学	理学又は学術
医学系研究科	バイオメディカルサイエンス，医工学，保健学又は公衆衛生学	医学，医工学，保健学又は公衆衛生学
工学研究科	工学	工学又は学術
システム情報学研究科	システム情報学又は工学	システム情報学，工学，学術又は計算科学
農学研究科	農学	農学又は学術
海事科学研究科	海事科学	海事科学，工学又は学術
国際協力研究科	国際学，経済学，法学又は政治学	学術，法学，政治学又は経済学
科学技術イノベーション研究科	科学技術イノベーション	科学技術イノベーション

別表第3（第20条第3項関係）

専門職学位の名称

研究科名	学位の名称
法学研究科	法務博士（専門職）
経営学研究科	経営学修士（専門職）

別記様式第1 (第3条により学位を授与する場合)

○第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日 生	
本学○○学部○○○○所定の課程を修め本学を卒業した ので学士(○○)の学位を授与する	
年 月 日	
神 戸 大 学 長 氏 名	印

別記様式第2 (第4条第1号により学位を授与する場合)

授与する	本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士(○○)の学位を	大学印	学 位 記	修 第 号
年 月 日				
神 戸 大 学		年 氏		
		月		
		日 生	名	

別記様式第3 (第4条第2号により学位を授与する場合)

の学位を授与する	本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程の前期課程を修了したので修士(○○)	大学印	学 位 記	修 第 号
年 月 日				
神 戸 大 学		年 氏		
		月		
		日 生	名	

別記様式第4 削除

別記様式第6 (第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの)

別記様式第5 (第5条第1号により学位を授与する場合)

博士 第 号	学位 記	大学印	授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を 授与する	年 月 日	氏 名
神 戸 大 学					

博士 第 号	学位 記	大学印	授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士(○○)の学位を この学位は との博士論文共同指導によるものである	年 月 日	氏 名
神 戸 大 学					

別記様式第7 (第5条第2号により学位を授与する場合)

別記様式第8 (第6条第1号により学位を授与する場合)

博 士 第 号	学 位 記	大学印	授与する 本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位 を授与する	年 月 日	氏 名
神 戸 大 学					

専 門 第 号	学 位 記	大学印	職) の学位を授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の専門職大学院の課程を修了したので修士(専門 職)の学位を授与する	年 月 日	氏 名
神 戸 大 学					

別記様式第9 (第6条第2号により学位を授与する場合)

年 月 日	門職)の学位を授与する 本学大学院○○研究科○○専攻の法科大学院の課程を修了したので法務博士(専門職)の学位を授与する	大学印 年 氏 月 日生 名	学 位 記 専 第 号
神戸大学			

別記様式第11 削除

別記様式第10(第4条から第6条により学位を授与する場合(英文学位記))

学 章 KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○ FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○ ○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印 年 氏 月 日生 名	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○
---	-------------------------	---

別記様式第12 (第5条第1項により学位を授与する場合で、外国の大学院等との博士論文共同指導により学位を授与する旨を付記するもの(英文学位記))

学 章 KOBE UNIVERSITY HEREBY CONFERS THE DEGREE OF ○○○○○○ of ○○○○○○ UPON ○○○○ ○○○○ FOR HAVING SUCCESSFULLY COMPLETED THE ○○○○ PROGRAM IN THE FIELD OF ○○○○○○○○ ADMINISTERED BY THE GRADUATE SCHOOL OF ○○○○○○○○ THIS DEGREE IS THE RESULT OF JOINT SUPERVISION WITH ○○○○ ON THIS ○○○○ DAY OF ○○○○ IN THE YEAR ○○○○ ○○○○ ○○○○ President of Kobe University	大学印 年 氏 月 日生 名	○○○○ ○○○○ Dean of Graduate School of ○○○○○○○○
---	-------------------------	---

別記様式第 13

年 月 日

〇〇研究科長 殿

学 籍 番 号

氏 名

学 位 論 文 審 査 願

神戸大学学位規程第7条の規定により下記の書類を提出いたしますから審査をお願いします。

記

学位論文	通
論文目録	通

別記様式第 14

年 月 日

神戸大学長 殿

氏 名

学 位 申 請 書

神戸大学学位規程第10条の規定により学位論文に論文目録及び履歴書を添え博士（〇〇）の学位の授与を申請いたします。

備考 退学者が再入学しないで学位を申請する場合には「第10条」を「第13条」に読み替えるものとする。

別記様式第 15

年 月 日

論 文 目 録

氏 名

論 文

1 題 目

2 印刷公表の方法及び時期

方 法

時 期

3 冊 数 冊

参考論文

1 題 目

2 冊 数 冊

別記様式第 16

備考 学位簿の表紙には、学位簿と標記し、博士の専攻分野の名称の順に登録する。

						契印
						番号
						授与年月日
						氏 名
						論文題目

博士（〇〇）  
学 位 簿

## 4 神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程

(令和5年9月26日制定)

### (趣旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「規則」という。)第33条の2第3項の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学部生が本学の大学院(博士課程後期課程及び医学系研究科医科学専攻の博士課程を除く。以下同じ。)の授業科目を履修すること(以下「先行履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

**第2条** 先行履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学部生に対して、本学の大学院の授業科目を履修する機会を提供し、学部教育と大学院教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

### (授業科目)

**第3条** 先行履修をすることができる授業科目は、各研究科が定めるものとする。

### (申請資格)

**第4条** 先行履修を申請することができる者は、規則第80条第3項の規定に基づき関係の研究科規則で定める科目等履修生の入学資格に関する規定にかかわらず、大学院に進学を志望する本学の学部生であって、かつ、前条の授業科目を履修するために必要な学力を有する者とする。

### (申請手続き)

**第5条** 先行履修を希望する者は、履修しようとする授業科目を開講する研究科が定めるところにより、当該研究科の長に申請するものとする。

2 前項により申請できる授業科目は、当該研究科が開講する科目に限るものとする。

### (履修の許可)

**第6条** 前条の申請があったときは、各研究科の定めるところにより、所定の手続を経て、当該研究科の長が授業科目の履修を許可するものとする。

### (履修単位数の上限)

**第7条** 履修科目として申請することができる単位数の上限は、各研究科が定める。

### (修得した単位の取扱い)

**第8条** 先行履修した学部生が当該授業科目を開講した研究科に入学した場合は、当該学生の申請に基づき、先行履修により修得した単位を規則第75条の規定に準じて、15単位の範囲内で当該研究科が定める単位数を限度として、当該研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項の申請は、当該研究科が定めるところにより、当該研究科長に申請するものとする。

3 第1項の規定に基づき、先行履修により修得した単位を研究科の修了要件単位に含める場合は、当該授業科目の成績は、原則として、修得時の成績とする。

4 先行履修により修得した単位は、所属学部の卒業要件単位に含めることはできない。

### (雑則)

**第9条** この規程に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、先行履修を実施する研究科が、募集要項等において定めるものとする。

### 附 則 (令和8年3月31日)

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

2 医学研究科が存続する間, 改正後の第 1 条中「及び医学系研究科医科学専攻」とあるのは「並びに医学系研究科医科学専攻及び医学研究科医科学専攻」と読み替えるものとする。

## 5 神戸大学学生表彰規程

(平成17年2月17日制定)

### (趣 旨)

第1条 この規程は、神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定）第55条第2項の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）の学生及び学生団体の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

### (表彰の基準)

第2条 表彰は、学生及び学生団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

- (1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模又は全国的規模の学会から賞を受けたもの
  - ロ その他これらに準ずる学会等から高い評価を受けたもの
- (2) 本学公認課外活動団体の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）において優秀な成績を修め、又は高い評価を受けたもの
  - ロ 全国的又は地区的規模の競技会等において優秀な成績を修めたもの
  - ハ 公的機関等から表彰を受ける等高い評価を受けたもの
  - ニ 卒業年度に当たる者で、在学中の課外活動において特に顕著な功労があったもの
- (3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの
  - イ ボランティア活動等において、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等社会的に特に高い評価を受けたもの
  - ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に優れた業績、功績等があったと認められるもの

### (表彰候補者の推薦)

第3条 各学部長、各研究科長、各課外活動団体の顧問教員等は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生又は学生団体（以下「表彰候補者」という。）がある場合は、別記様式第1により学長に推薦するものとする。

### (被表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、高等教育推進機構全学教育協議会の議を経て、表彰される者（以下「被表彰者」という。）を決定する。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が別記様式第2の表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

### (表彰の時期)

第6条 表彰は、被表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第2号に該当す

る表彰については、原則として毎年3月に行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生及び学生団体の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則(平成23年3月31日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則(平成25年6月25日)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附則(令和5年8月10日)

この規程は、令和5年8月10日から施行する。

附則(令和8年3月31日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式第1, 第2(略)

## 6 神戸大学学生懲戒規則

(平成 16 年 4 月 1 日制定)

### (趣旨)

**第 1 条** この規則は、神戸大学教学規則(平成 16 年 4 月 1 日制定)第 55 条の 2(第 72 条において準用する場合を含む。)に規定する学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

**第 2 条** この規則において、「部局等」とは、学部、研究科その他学生の所属する組織をいう。

### (学生懲戒の基本的な考え方)

**第 3 条** 懲戒は、学生による事件事故等に係る行為の悪質性、結果の重大性等を踏まえ、教育的指導の観点から慎重かつ総合的に勘案して決定するものとする。

### (懲戒の対象となる行為)

**第 4 条** 懲戒の対象となりうる行為は、次の行為とする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の教育・研究活動及び管理運営に対する重大な妨害行為
- (3) 本学の名誉・信用を著しく失墜させる行為
- (4) その他前各号に準ずる不適切な行為

### (試験等における不正行為)

**第 5 条** 試験等において不正行為を行った場合の取扱いについては、高等教育推進機構教養教育院及び部局等の定めるところによる。ただし、当該行為が懲戒の対象となりうる行為と判断された場合にこの規則を適用することを妨げない。

### (懲戒の内容)

**第 6 条** 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。
- (2) 停学 次のとおり登校を停止させること。
  - イ 有期の停学 期限を付すもの
  - ロ 無期の停学 期限を付さず、指導による効果等の状況を勘案しながらその解除の時期を決定するもの
- (3) 懲戒退学 命令により退学させ、再入学を認めないこと。

### (停学期間中の措置)

**第 7 条** 停学期間中における次に掲げる事項は、認めない。

- (1) 授業科目の履修及び定期試験の受験
- (2) 学位論文審査の受審
- (3) 本学の施設及び設備の利用
- (4) 課外活動団体での活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、停学期間中であっても認めるものとする。

- (1) 停学期間終了後の授業科目履修及び学位論文審査受審のために必要な手続
  - (2) 特に退去を命ぜられない場合の本学の学生寮又は外国人留学生宿舎への居住
  - (3) 部局等の長が特に必要と認める本学の施設及び設備の利用
  - (4) 本学学生であることを資格要件としない課外活動団体での活動
- 3 当該学生が所属する部局等は、停学期間中の学生に対し、面談等により、更生に向けた指導を適宜行うものとする。

**(無期の停学の解除)**

**第8条** 無期の停学の処分を下された学生が所属する部局等の教授会(教授会としての運営委員会等を含む。以下同じ)は、当該学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、前条第3項の規定による指導の結果、停学の解除が妥当であると認めたときは、学長に停学の解除を発議することができる。

- 2 学長は、前項の発議に基づき、停学を解除する。

**(登校の停止)**

**第9条** 部局等の長は、学生の行為が懲戒対象行為に該当することが明白であり、かつ、懲戒処分がなされることが確実である場合は、懲戒処分の決定前に当該学生に対して登校の停止を命ずることができる。この場合において、登校停止の期間は、停学期間に算入することができる。

- 2 登校停止期間中の措置は、第7条の規定に準ずるものとする。

**(部局等の長の指導)**

**第10条** 学生による事件事故等が懲戒に至らない程度のものである場合は、部局等の長は、学生に対し、教育的措置として文書又は口頭により厳重注意その他の指導を行うことができる。

**(自主退学・休学)**

**第11条** 部局等の長は、懲戒の対象となる行為を行ったとされる学生が、懲戒処分の決定前に退学を願い出た場合は、これを受理しないものとする。

- 2 部局等の長は、懲戒処分の決定後は、休学期間が停学期間と重複する休学の願い出は、受理しないものとする。

**(懲戒の発議)**

**第12条** 部局等の長は、懲戒の対象となりうる行為があったと認めるときは、速やかに学長に報告するものとする。

- 2 前項の行為を行った学生の所属する部局等の教授会は、当該行為に係る事実関係を調査し、懲戒処分の要否等について審議するものとする。

3 国立大学法人神戸大学におけるハラスメントの防止等に関する規程(平成18年1月24日制定。以下「規程」という。)第2条第1号に規定する行為を行った場合は、規程第6条第8項に定める調査報告をもって事実関係の調査に代えるものとする。

- 4 学長が指名した理事は、第2項の調査及び審議に際し、必要に応じて、教授会に対し意見を述べるることができる。

5 教授会は、懲戒処分の必要があると認めたときは、事実関係についての調査報告書及び懲戒処分案を作成し、学長に懲戒の発議を行わなければならない。

**(複数の部局等に係わる場合の懲戒手続)**

**第13条** 懲戒の対象となりうる行為が、異なる部局等に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、教授会は、事実関係の調査及び審議に際して、相互に連絡し、調整するものとする。

(弁明)

**第14条** 教授会は、第12条第2項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 当該学生は、弁明の際、必要な証拠を提出し、証人の喚問を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。

3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

(懲戒処分の決定)

**第15条** 学長は、第12条第5項により教授会から発議があったときは、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、懲戒処分を決定する。

2 評議会は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。

(懲戒処分の通知)

**第16条** 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。

2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付の不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。

(懲戒の発効)

**第17条** 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(懲戒に関する記録)

**第18条** 懲戒を行った場合は、当該学生の学籍簿にその内容を記録するものとする。

2 証明書その他修学状況に関する文書については、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(異議申立て)

**第19条** 懲戒処分を受けた者は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、懲戒の発効日から起算して14日以内に、文書により学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、再審査の可否を評議会に付議するものとする。

3 評議会が再審査の必要があると認めたときは、学長は、教授会に再審査を要請するものとする。

(守秘義務)

**第20条** 学生の懲戒に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

**第21条** この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行前に神戸大学学則等を廃止する規則(平成16年4月1日制定)の規定による廃止前の神戸大学学生懲戒規則の規定によりなされた処分その他の行為は、この規則の規定によりなされた処分その他の行為とみなす。

**附 則**(平成17年3月17日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則**(平成19年12月25日)

この規則は、平成19年12月25日から施行する。

**附 則**(平成22年3月23日)

この規則は、平成22年4月1日から施行し、改正後の神戸大学学生懲戒規則の規定は、施行日以後に第7条第1項の規定により決定される懲戒処分から適用する。

**附 則**(平成27年3月31日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**(令和6年3月25日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に行われた学生の行為に対する懲戒処分の適用については、なお従前の例による。

**附 則**(令和8年3月31日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 7 神戸大学における授業料, 入学料, 検定料及び寄宿料の額に関する規程

(平成16年4月1日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定）第52条の規定に基づき、神戸大学（以下「本学」という。）における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料, 入学料及び検定料の額)

第2条 本学において徴収する授業料(幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。), 入学料(幼稚園にあっては、入園料。以下同じ。)及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入学料	検定料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科（法学研究科実務法律専攻を除く。）	年額 535,800円	282,000円	30,000円
法学研究科実務法律専攻	年額 804,000円	282,000円	30,000円
乗船実習科	6か月につき 267,900円	169,200円	18,000円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
中等教育学校の後期課程	年額 115,200円	56,400円	9,800円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
科目等履修生・聴講生	1単位につき 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位につき 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

- 2 神戸大学教学規則（以下「教学規則」という。）第22条第4項（教学規則第72条において準用する場合を含む。）の規定により、本学の修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に本学の修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部において、出願書類等による選抜（以下「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第二段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は13,000円とする。
- 4 法学研究科実務法律専攻において、第一段階目の選抜を行い、その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし、第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。
- 5 小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、入学を許可するための試験、健康診断、書面その他による選考等を行った場合に徴収する検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	検 定 料
小 学 校	3,300円
中学校及び中等教育学校の前期課程	5,000円
特 別 支 援 学 校 の 小 学 部	1,000円
特 別 支 援 学 校 の 中 学 部	1,500円

- 6 第1項に規定する幼稚園、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに前項に規定する小学校及び中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の入学を許可するための選考等において、抽選等（以下この項において「試験等」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項及び前項の規定にかかわらず、抽選による選考等に係る額は、次の表の第2欄に掲げるとおりとし、試験等に係る額は、同表の第3欄に掲げる額とする。

区 分	抽選による選考等に係る額	試験等に係る額
幼 稚 園	700円	900円
小 学 校	1,100円	2,200円
中等教育学校の前期課程	1,300円	3,700円
中等教育学校の後期課程	2,400円	7,400円
特別支援学校の小学部	500円	500円

特別支援学校の中学部	600円	900円
特別支援学校の高等部	700円	1,800円

7 学部の転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は，第1項の規定にかかわらず，30,000円とする。ただし，編入学において，第一段階目の選抜を行い，その合格者に限り第二段階目の選抜を行う場合の検定料の額については，第一段階目の選抜に係る額は7,000円とし，第二段階目の選抜に係る額は23,000円とする。

8 編入学，転入学又は再入学をした者に係る授業料の額は，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

9 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条ただし書の規定により，大学院研究科の修士課程を修了し，引き続き当該大学大学院研究科の博士課程に進学した者の授業料の額については，当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

（寄宿料の額）

第3条 本学において徴収する寄宿料の額は，次の表のとおりとする。

区 分	学生寮の名称	寄 宿 料
居室が单身用の場合	住吉国際学生宿舎	月額 4,700円
	白鷗寮	月額 5,900円
	住吉寮，女子寮，国維寮，インターナショナル・レジデンス（单身室 床面積15㎡未満），国際交流会館（ユニット单身室）	月額 18,000円
	インターナショナル・レジデンス（单身室 床面積15㎡以上）	月額 21,000円
居室が世帯用の場合	国際交流会館（夫婦室）	月額 9,500円
	国際交流会館（家族室）	月額 11,900円
	インターナショナル・レジデンス（夫婦室）	月額 45,000円
	インターナショナル・レジデンス（家族室）	月額 49,000円

2 この条に定めるもののほか，寄宿料の額に関し必要な事項は，別に定める。

附 則（令和2年3月24日）

この規程は，令和2年4月1日から施行する。

## 8 交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時における授業、定期試験の休講措置について

平成28年1月27日 全学教務委員会 決定  
最終改正 令和8年2月18日

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令時の対応については、下記のとおり取り扱うものとする。

### 記

#### 1. 交通機関の運休の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり交通機関が運休した場合は、当日のその後に予定されている授業(定期試験を含む。以下同じ。)を休講とする。

ただし、交通機関が運行を再開した場合は、次のとおり授業を実施する。

- ① 午前6時までに、交通機関が運行を再開した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ② 午前10時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- ③ 午後2時までに、交通機関が運行を再開した場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

#### <1>六甲台地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))のうち2線が同時に運休した場合
- (2) 神戸市バス16系統及び36系統が同時に運休した場合

#### <2>楠地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が同時に運休した場合

#### <3>名谷地区

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合

- (1) JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))及び阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合
- (2) 神戸市営地下鉄(西神・山手線(谷上駅～西神中央駅))が運休した場合

#### <4>深江地区

JR西日本(神戸線(大阪駅～姫路駅))、阪急電鉄(神戸本線(大阪梅田駅～神戸三宮駅))、阪神電気鉄道(阪神本線(大阪梅田駅～元町駅))が全て同時に運休した場合

#### 2. 気象警報の発表の場合

各地区において、次の<1>から<4>のとおり警報(ただし暴風、大雪、暴風雪に限る)又は特別警報が発表された場合、当日のその後に予定されている授業を休講とする。

なお、気象警報が広域に発表された場合は、神戸市が含まれている場合にこの取扱いを適用する。

ただし、気象警報が解除された場合は、次のとおり授業を実施する。

- (1) 午前6時までに、気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- (2) 午前10時までに、気象警報が解除された場合は、午後1時以降に開始する授業から実施する。
- (3) 午後2時までに、気象警報が解除された場合は、午後5時以降に開始する授業から実施する。

- < 1 > 六甲台地区  
神戸市灘区に警報又は特別警報が発表された場合
- < 2 > 楠地区  
神戸市中央区に警報又は特別警報が発表された場合
- < 3 > 名谷地区  
神戸市須磨区に警報又は特別警報が発表された場合
- < 4 > 深江地区  
神戸市東灘区に警報又は特別警報が発表された場合

### 3. 避難指示・緊急安全確保の発令の場合

各地区（六甲台地区、楠地区、名谷地区、深江地区）の所在地に市町村等から避難指示・緊急安全確保が発令された場合、当該地区で当日のその後に予定されている全ての授業を休講とする。ただし、午前6時までに避難指示・緊急安全確保が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。

### 4. 休講措置の特例

上記1～3の場合にかかわらず、授業開講部局の長が、学生の安全確保のため必要があると判断した場合は、当該部局の授業等について、休講等の措置をとることがある。

### 5. 休講の周知方法

交通機関の運休、気象警報の発表、避難指示・緊急安全確保の発令が事前に予想される場合は、学内掲示板、うりぼーネット、各部局のホームページ等により、あらかじめ周知する。

- (注) 1. 交通機関の運休とは、事故、気象現象、地震、その他の理由により交通機関が運行休止となる場合をいう。
2. 気象警報は、「神戸地方気象台が発表する警報」による。
  3. 気象警報の発表及び解除、避難指示・緊急安全確保の発令及び解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道による。
  4. 演習又は研究指導等の少人数の授業については、授業を行うことがある。ただし、避難指示・緊急安全確保の発令の場合は除く。
  5. このほか、必要な事項は各部局において別に定める。
  6. この取扱いは、対面授業及び一部対面授業の実施にあたって適用する。
  7. この取扱いは、令和8年3月17日から適用する。

## 2 研 究 科 規 則 等



# 1 神戸大学大学院国際文化学研究科規則

(平成19年3月20日制定)

## (趣 旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人神戸大学学則（平成16年4月1日制定）及び神戸大学教学規則（平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。）に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「研究科」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (研究科における教育研究上の目的)

**第2条** 研究科は、現代世界における異文化間の相互作用並びにグローバル化による文化の変容及びコミュニケーションに関わる諸問題を学際的に究明することを教育研究上の目的とし、これらの問題に深い異文化理解能力及び自在なコミュニケーション能力をもって対応し得る、豊かな学識及び創造的な研究能力を備えた人材を養成する。

## (課 程)

**第3条** 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分し、前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

## (専攻・講座及び教育研究分野)

**第4条** 研究科に置く専攻、講座及び教育研究分野は、別表第1のとおりとする。

## (各専攻における教育研究上の目的)

**第5条** 各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

### (1) 文化関連専攻

異文化間の相互作用に関わる諸問題を文化の相対性を視座として究明することを教育研究上の目的とし、前期課程においては、個別地域文化及び異文化間の相互作用について、幅広い専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ人材を養成し、後期課程においては、個別地域文化及び異文化間の相互作用について、高度な専門的知識及び自立した研究能力を持つ人材を養成する。

### (2) グローバル文化専攻

グローバル化による文化の変容及びグローバル化時代のコミュニケーションに関わる諸問題を究明することを教育研究上の目的とし、前期課程においては、現代の様々な文化を通底するシステム及び外国語運用を含む先端的コミュニケーションについて、幅広い専門的知識及び基礎的な研究能力を持つ人材を養成し、後期課程においては、現代の様々な文化を通底するシステム及び外国語運用を含む先端的コミュニケーションについて、高度な専門的知識及び自立した研究能力を持つ人材を養成する。

## (研究科長)

**第6条** 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項を総括する。

(副研究科長)

第7条 研究科に、副研究科長3人を置く。

- 2 副研究科長は、研究科長の職務を補佐する。
- 3 副研究科長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第8条 専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、当該専攻に関する事項を総括する。
- 3 専攻長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(前期課程の入学資格)

第9条 前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (9) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(前期課程への早期入学)

第10条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、入学させることができる。

- (1) 大学に3年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

#### （後期課程の入学資格）

**第11条** 後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

#### （進 学）

**第12条** 神戸大学（以下「本学」という。）の大学院の修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き後期課程に進学を希望する者については、選考の上、進学させる。

#### （再 入 学）

**第13条** 研究科を中途退学した者又は除籍された者が、再入学を志願するときは、教授会の議を経て、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

#### （選考方法）

**第14条** 入学志望者に対する選考は、学力検査、口頭試問等により行う。

#### （標準修業年限）

**第15条** 研究科の標準修業年限は、前期課程2年、後期課程3年の5年とする。

#### （在学年限）

**第16条** 学生は、前期課程にあつては4年、後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

#### （教育方法）

**第17条** 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」

という。)により行う。

#### (授業科目等)

**第18条** 研究科の授業科目及び単位数等は、別表第2のとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、臨時に授業科目を開設することがある。ただし、その授業科目及び単位数等は、開設の都度定める。

#### (単位の基準)

**第19条** 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

#### (指導教員)

**第20条** 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という。)は、研究科担当の専任の教授及び准教授並びに客員教授及び客員准教授とする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、研究科担当の専任の講師又は助教をもって充てることができる。

#### (教育プログラムの選択)

**第21条** 学生は、入学後、前期課程にあつては「研究者養成型プログラム」又は「キャリアアップ型プログラム」、後期課程にあつては「コースワーク型教育プログラム」又は「プロジェクト型教育プログラム」のいずれかを選択しなければならない。

2 前期課程にあつては、プログラムの変更を希望する者がある場合は、2年次の履修登録に際して、教授会の議を経て教育プログラムを変更することがある。

#### (授業科目の履修)

**第22条** 学生は、授業科目の履修に当たり、指導教員の承認を得て、学期の初めに所定の履修届を研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、他の研究科の授業科目又は学部の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を得て、研究科長を経て、当該研究科長又は学部長の許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定により履修した他の研究科の授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、10単位を限度として、第31条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては4単位を限度とする。

#### (他大学大学院の授業科目の履修)

**第23条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生は、教授会の議を経て、協定に基づかず外国の大学の大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、15単位を限度として研究科において修得したものとみなし、第31条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては、4単位を限度とする。

#### (休学期間中に外国の大学の大学院において履修した授業科目の単位の取扱い)

**第23条の2** 学生が教授会の議を経て、休学期間中に研究科と協定を締結している外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情があるときは、学生が休学期間中に協定に基づかずに外国の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は15単位を超えないものとし、前条第3項により研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を限度として、第31条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては、4単位を限度とする。

#### (入学前の既修得単位の認定)

**第24条** 教学規則第75条の規定に基づく既修得単位の認定は、教授会の議を経て行う。

2 既修得単位の認定を受けようとする者は、指定の期日までに必要な書類を研究科長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により認定された単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、15単位を限度として、第31条に規定する単位として認めることができる。ただし、後期課程においては4単位を限度とする。

#### (研究科以外の授業科目の認定制限)

**第25条** 第22条第3項、第23条第3項、第23条の2第3項及び前条第3項に規定する単位の認定できる合計単位数は、第22条から前条までの規定にかかわらず、前期課程においては20単位を、後期課程においては8単位を限度とする。

#### (他大学大学院等の研究指導)

**第26条** 学生は、教授会の議を経て、研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等(外国の研究機関を含む。)において研究指導を受けることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、前期課程の学生にあつては1年、後期課程の学生にあつては2年を超えないものとする。

#### (連携教育プログラム)

**第26条の2** 国際文化学の各教育研究分野に加え、連携教育による更に幅広い知識、学際的視点及び高度かつ専門的な技術を有する人材を育成するため、博士課程に連携教育プログラムを置く。

2 連携教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

#### (留 学)

**第27条** 学生は、第23条及び第26条の規定に基づき、外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは、研究科長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、標準修業年限に算入する。

#### (休 学)

**第28条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由があるときは、研究科長は、更に1年を超えない範囲内において休学期間の延長を認めることができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

2 休学期間は、通算して、前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年を超えることはできない。

#### (単位の授与)

**第29条** 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験は、筆記試験、口頭試問又は研究報告等により行う。

(学位論文の審査及び最終試験)

第30条 学位論文の審査及び最終試験については、神戸大学学位規程(平成16年4月1日制定)及び神戸大学学位規程国際文化科学研究科細則(平成19年3月30日制定)の定めるところによる。

(成績評価基準)

第30条の2 教学規則第73条の2に規定する成績評価基準については、別に定める。

(課程の修了要件)

第31条 前期課程の修了要件は、前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第24条の規定により前期課程に入学する前に修得した単位(第9条又は第10条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を前期課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

3 本研究科と協定を締結している外国の大学院とのダブル・ディグリープログラムによる交流学生(派遣学生・受入学生)に係る前期課程の修了要件については、前2項に定めるもののほか、別に定める。

4 博士課程の修了要件は、後期課程に3年以上在学し、10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

5 前4項の課程修了の認定は、教授会の議を経るものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 前期課程の学生は、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望するときは、研究科長の許可を得て、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を行うことができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第33条 課程を修了した者には、その課程に応じ、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

学術

(特別聴講学生)

第34条 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科の特別聴講学生を志願する者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して、研究科長に願い出るものとする。

2 特別聴講学生の受入れの時期は、その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし、在学期間は、当該授業科目が開講される学期とする。

(特別研究学生)

**第35条** 研究科と協定している他大学大学院の学生で、研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は、別に定めるところにより、所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2 特別研究学生の研究期間は、原則として1年を超えないものとする。

(科目等履修生)

**第36条** 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第37条** 研究科において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

**第38条** 研究科において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生は、研究科担当の教員の指導の下に研究を行うものとする。

3 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

**第39条** 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科において、所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、別表第3のとおりとする。

(雑則)

**第40条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(中間附則は省略)

**附 則(令和6年3月31日)**

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第27条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則(令和7年3月31日)**

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」と

いう。)及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者について

は、改正後の別表第2の規定(Value Co-creation for Developmentに係る部分を除く。)にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**(令和8年3月31日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に在学する者(以下「在学者」という。)及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 専攻、講座及び教育研究分野（第4条関係）

専攻	講座	教育研究分野
文化関連専攻	地域文化論	日本学
		アジア・太平洋文化論
		ヨーロッパ・アメリカ文化論
	異文化コミュニケーション論	異文化関係論
		越境文化論
		国際社会論
グローバル文化専攻	現代文化システム論	モダニティ論
		先端社会論
		芸術文化論
	言語情報コミュニケーション論	言語コミュニケーション論
		感性コミュニケーション論
		ITコミュニケーション論
	外国語教育論（協力講座）	外国語教育システム論
		外国語教育コンテンツ論
	先端コミュニケーション論（連携講座）	先端コミュニケーション論

別表第2 授業科目及び単位数等（第18条関係）

○ 前期課程

(1) 文化関連専攻

区分	授業科目	単位数	必修・選択の別
特殊講義科目	日本社会変容論特殊講義	2	選 択
	日本言語文化論特殊講義	2	選 択
	日本芸能文化論特殊講義	2	選 択
	日本文化表象論特殊講義	2	選 択
	日本社会文化論特殊講義	2	選 択
	中国社会経済論特殊講義	2	選 択
	東アジア社会文化論特殊講義	2	選 択
	東南アジア社会文化論特殊講義	2	選 択
	東南アジア国家統合論特殊講義	2	選 択
	オセアニア社会文化論特殊講義	2	選 択
	ヨーロッパ社会文化論特殊講義	2	選 択
	イギリス社会文化論特殊講義	2	選 択
	イギリス文化表象論特殊講義	2	選 択
	アメリカ言語映像文化論特殊講義	2	選 択
	ラテン・アメリカ文化交流論特殊講義	2	選 択
	社会人類学特殊講義	2	選 択
	文化人類学特殊講義	2	選 択

特殊講義科目	現代人類学特殊講義	2	選	択
	民族学特殊講義	2	選	択
	民族誌論特殊講義	2	選	択
	越境社会文化論特殊講義	2	選	択
	科学技術社会論特殊講義	2	選	択
	越境文化形成論特殊講義	2	選	択
	越境文化交流論特殊講義	2	選	択
	越境社会共生論特殊講義	2	選	択
	多文化政治社会論特殊講義	2	選	択
	国際政治社会論特殊講義	2	選	択
	比較政治社会論特殊講義	2	選	択
	比較地域社会論特殊講義	2	選	択
	比較地域政治論特殊講義	2	選	択
高度専門演習科	日本学演習	2	選	択
	アジア・太平洋文化論演習	2	選	択
	ヨーロッパ・アメリカ文化論演習	2	選	択
	異文化関係論演習	2	選	択
	越境文化論演習	2	選	択
	国際社会論演習	2	選	択

(2) グローバル文化専攻

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別	
特殊講義科目	近代社会思想系譜論特殊講義	2	選	択
	近代思想文化系譜論特殊講義	2	選	択
	近代政治思想系譜論特殊講義	2	選	択
	近代科学思想系譜論特殊講義	2	選	択
	近代倫理思想系譜論特殊講義	2	選	択
	現代社会理論特殊講義	2	選	択
	ジェンダー社会文化論特殊講義	2	選	択
	メディア社会文化論特殊講義	2	選	択
	文化規範形成論特殊講義	2	選	択
	現代法規範論特殊講義	2	選	択
	現代芸術理論特殊講義	2	選	択
	現代芸術動態論特殊講義	2	選	択
	現代芸術社会論特殊講義	2	選	択
	文化環境形成論特殊講義	2	選	択
	芸術文化表現論特殊講義	2	選	択
	比較・対照言語論特殊講義	2	選	択
	言語慣用類型論特殊講義	2	選	択
	言語社会論特殊講義	2	選	択
	レトリカル・コミュニケーション論特殊講義	2	選	択
	第二言語習得論特殊講義	2	選	択
日本語教育方法論特殊講義	2	選	択	

特 殊 講 義 科 目	日本語教育内容論特殊講義	2	選	択
	日本語教育応用論特殊講義	2	選	択
	コミュニケーション文法論特殊講義	2	選	択
	コミュニケーション構造論特殊講義	2	選	択
	言語行動科学論特殊講義	2	選	択
	コミュニケーション認知論特殊講義	2	選	択
	非言語コミュニケーション論特殊講義	2	選	択
	コンピューター・コミュニケーション・システム論特殊講義	2	選	択
	コンピューター・シミュレーション論特殊講義	2	選	択
	情報ベース論特殊講義	2	選	択
	計算科学応用論特殊講義	2	選	択
	認知情報システム論特殊講義	2	選	択
	教育システム情報論特殊講義	2	選	択
	言語対照基礎論特殊講義	2	選	択
	言語教育科学論特殊講義	2	選	択
	言語教育環境論特殊講義	2	選	択
	言語文化環境論特殊講義Ⅰ	2	選	択
	言語文化環境論特殊講義Ⅱ	2	選	択
	言語文化表象論特殊講義	2	選	択
	言語科学論特殊講義	2	選	択
	外国語教授学習論特殊講義	2	選	択
	外国語教育工学論特殊講義	2	選	択
	外国語教育内容論特殊講義Ⅰ	2	選	択
	外国語教育内容論特殊講義Ⅱ	2	選	択
	第二言語運用論特殊講義	2	選	択
	言語対照応用論特殊講義Ⅰ	2	選	択
	言語対照応用論特殊講義Ⅱ	2	選	択
	高 度 専 門 演 習 科 目	モダニティ論演習	2	選
先端社会論演習		2	選	択
芸術文化論演習		2	選	択
言語コミュニケーション論演習		2	選	択
感性コミュニケーション論演習		2	選	択
I Tコミュニケーション論演習		2	選	択
外国語教育システム論演習		2	選	択
外国語教育コンテンツ論演習		2	選	択

## (3) 各専攻共通

A表

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
アカデミック・スキル科	ITスキル実習	2	選 択
	統計・計量分析法	2	選 択
	フィールド調査法	2	選 択
	社会研究方法論	2	選 択
	アカデミック・コミュニケーション（英語）	2	選 択
	アカデミック・ライティング（英語）	2	選 択
	アカデミック・ライティング（日本語）	2	選 択
特 殊 研 究 科 目	国際文化学特殊研究	その都度定める。	選 択
	専門インターンシップ実習	2	選 択
	海外専門研修	1	選 択
	日本語教育実践演習	2	選 択
	文化情報リテラシー特殊研究	2	選 択

B表

## (1) 研究者養成型プログラム

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
特 定 研 究 演 習 科 目	特定研究演習Ⅰ	2	必 修
	特定研究演習Ⅱ	2	必 修
	特定研究演習Ⅲ	2	必 修
	特定研究演習Ⅳ	2	必 修

## (2) キャリアアップ型プログラム

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
特 定 研 究 演 習 科 目	特定研究演習Ⅰ	2	必 修
	特定研究演習Ⅱ	2	必 修

## 履修要件

1. 「研究者養成型プログラム」を選択した学生は、「特定研究演習科目」4科目8単位を必修、「高度専門演習科目」から4科目8単位を選択必修とし、その他の選択科目と併せて30単位以上を修得しなければならない。
2. 「研究者養成型プログラム」を選択した学生は、後期課程開設科目である「特別演習科目」を履修し、修了要件に算入できる。
3. 「キャリアアップ型プログラム」を選択した学生は、「特定研究演習科目」2科目4単位を必修、「特殊講義科目」12単位を選択必修、「アカデミック・スキル科目」2単位を選択必修とし、その他の選択科目と併せて30単位以上を修得しなければならない。

○ 後期課程

(1) 文化相關專攻

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
特別演習科目	日本社会変容論特別演習	2	選 択
	日本語文化論特別演習	2	選 択
	日本芸能文化論特別演習	2	選 択
	日本文化表象論特別演習	2	選 択
	日本社会文化論特別演習	2	選 択
	中国社会経済論特別演習	2	選 択
	東アジア社会文化論特別演習	2	選 択
	東南アジア社会文化論特別演習	2	選 択
	東南アジア国家統合論特別演習	2	選 択
	オセアニア社会文化論特別演習	2	選 択
	ヨーロッパ社会文化論特別演習	2	選 択
	イギリス社会文化論特別演習	2	選 択
	イギリス文化表象論特別演習	2	選 択
	アメリカ言語映像文化論特別演習	2	選 択
	ラテン・アメリカ文化交流論特別演習	2	選 択
	社会人類学特別演習	2	選 択
	文化人類学特別演習	2	選 択
	現代人類学特別演習	2	選 択
	民族学特別演習	2	選 択
	民族誌論特別演習	2	選 択
	越境社会文化論特別演習	2	選 択
	科学技術社会論特別演習	2	選 択
	越境文化形成論特別演習	2	選 択
	越境文化交流論特別演習	2	選 択
	越境社会共生論特別演習	2	選 択
	多文化政治社会論特別演習	2	選 択
	国際政治社会論特別演習	2	選 択
	比較政治社会論特別演習	2	選 択
	比較地域社会論特別演習	2	選 択
	比較地域政治論特別演習	2	選 択
	Value Co-creation for Sustainable Development	2	選 択
高度国際文化学特殊研究	その都度定める。	選 択	
高度専門インターンシップ実習	2	選 択	
ジョブ型研究インターンシップ	2	選 択	
高度海外専門研修	1	選 択	

## (2) グローバル文化専攻

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
特 別 演 習 科 目	近代社会思想系譜論特別演習	2	選 択
	近代思想文化系譜論特別演習	2	選 択
	近代政治思想系譜論特別演習	2	選 択
	近代科学思想系譜論特別演習	2	選 択
	近代倫理思想系譜論特別演習	2	選 択
	現代社会理論特別演習	2	選 択
	ジェンダー社会文化論特別演習	2	選 択
	メディア社会文化論特別演習	2	選 択
	文化規範形成論特別演習	2	選 択
	現代法規論特別演習	2	選 択
	現代芸術理論特別演習	2	選 択
	現代芸術動態論特別演習	2	選 択
	現代芸術社会論特別演習	2	選 択
	文化環境形成論特別演習	2	選 択
	芸術文化表現論特別演習	2	選 択
	比較・対照言語論特別演習	2	選 択
	言語慣用類型論特別演習	2	選 択
	言語社会論特別演習	2	選 択
	レトリカル・コミュニケーション論特別演習	2	選 択
	第二言語習得論特別演習	2	選 択
	日本語教育方法論特別演習	2	選 択
	日本語教育内容論特別演習	2	選 択
	日本語教育応用論特別演習	2	選 択
	言語行動科学論特別演習	2	選 択
	コミュニケーション文法論特別演習	2	選 択
	コミュニケーション構造論特別演習	2	選 択
	コミュニケーション認知論特別演習	2	選 択
	非言語コミュニケーション論特別演習	2	選 択
	コンピューター・コミュニケーション・システム論特別演習	2	選 択
	コンピューター・シミュレーション論特別演習	2	選 択
	情報ベース論特別演習	2	選 択
	計算科学応用論特別演習	2	選 択
	認知情報システム論特別演習	2	選 択
	教育システム情報論特別演習	2	選 択
	言語対照基礎論特別演習	2	選 択
	言語教育科学論特別演習	2	選 択
	言語教育環境論特別演習	2	選 択
	言語文化環境論特別演習	2	選 択
	言語文化表象論特別演習	2	選 択
	言語科学論特別演習	2	選 択
外国語教授学習論特別演習	2	選 択	

	外国語教育工学論特別演習	2	選	択
	外国語教育内容論特別演習 I	2	選	択
	外国語教育内容論特別演習 II	2	選	択
	第二言語運用論特別演習	2	選	択
	言語対照応用論特別演習 I	2	選	択
	言語対照応用論特別演習 II	2	選	択
	先端コミュニケーション論特別演習	2	選	択
	Value Co-creation for Sustainable Development	2	選	択
	高度国際文化学特殊研究	その都度定める。	選	択
	高度専門インターンシップ実習	2	選	択
	ジョブ型研究インターンシップ	2	選	択
	高度海外専門研修	1	選	択

### (3) 各専攻共通

#### ① コースワーク型教育プログラム

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
高度特定研究演習科目	高度特定研究演習 I	2	必 修
	高度特定研究演習 II	2	必 修
	高度特定研究演習 III	2	必 修

#### ② プロジェクト型教育プログラム

区 分	授 業 科 目	単位数	必修・選択の別
プロジェクト基礎演習科目	プロジェクト理論基礎演習	2	選 択
	プロジェクト調査基礎演習	2	選 択
	プロジェクト企画基礎演習	2	選 択
プロジェクト高度演習科目	プロジェクト高度演習 I	2	必 修
	プロジェクト高度演習 II	2	必 修
	プロジェクト高度演習 III	2	必 修

#### 履修要件

- 1 「コースワーク型教育プログラム」を選択した学生は「高度特定研究演習科目」3科目6単位を必修とし、その他の選択科目と併せて10単位以上修得しなければならない。
- 2 「プロジェクト型教育プログラム」を選択した学生は「プロジェクト高度演習科目」3科目6単位を必修とし、その他の選択科目と併せて10単位以上修得しなければならない。

別表第3 取得できる教員の免許状の種類及び免許教科（第39条関係）

専攻	免許状の種類	免許教科
文化関連専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語
グローバル文化専攻	中学校教諭専修免許状	英語
	高等学校教諭専修免許状	英語

## 2 神戸大学学位規程国際文化学研究科細則

(平成19年3月30日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この細則は、神戸大学学位規程（平成16年4月1日制定。以下「規程」という。）第24条の規定に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「研究科」という。）において規程の施行に必要な事項を定めるものとする。

### (修士フォリオ及び修了研究レポート)

**第2条** 規程第7条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果（以下「研究の成果」という。）は、研究者養成型プログラムを選択する者にあつては修士フォリオ、キャリアアップ型プログラムを選択する者にあつては修了研究レポートとする。

### (修士論文及び研究の成果の提出)

**第3条** 規程第7条第1項に規定する修士論文及び修了研究レポートの提出期限は、3月修了予定者にあつては1月7日、9月修了予定者にあつては7月17日とする。ただし、指導教員の認める理由により提出期限までに修士論文又は修了研究レポートを提出しなかった者及び修士論文又は修了研究レポートの審査に合格しなかった者は、3月修了予定者であつた者については次年度の7月17日まで、9月修了予定者であつた者については1月7日までに修士論文又は修了研究レポートを提出することができる。

2 修士フォリオの提出期限については、別に定める。

3 修士論文及び修了研究レポートを提出しようとする者は、第1項に規定する修士論文の提出期限の3月前までに、指導教員の承認を経て、修士論文の題目を神戸大学大学院国際文化学研究科長（以下「研究科長」という。）に届け出なければならない。

4 修士フォリオを提出しようとする者は、3月修了予定者にあつては4月7日まで、9月修了予定者にあつては10月7日までに、指導教員の承認を経て、フォリオ研究趣意書を研究科長に提出しなければならない。

### (博士論文の提出)

**第4条** 規程第7条第1項に規定する博士論文の提出期限は、3月修了予定者にあつては1月27日、9月修了予定者にあつては6月7日とする。

2 博士論文を提出しようとする者は、3月修了者にあつては1月7日まで、9月修了者にあつては6月1日までに、指導教員の承認を経て、博士論文の題目を研究科長に届け出なければならない。

3 規程第10条第1項及び第13条第1項に規定する博士論文は、随時提出することができる。

### (修士論文及び研究の成果の審査委員)

**第5条** 規程第8条第2項及び第3項に規定する修士論文及び研究の成果（以下「修士論文等」という。）の審査委員は、指導教員を含め2人以上とする。ただし、審査委員には少なくとも教授1人を含めなければならない

### (博士論文の内見委員会)

**第6条** 規程第10条第1項及び規程第13条第1項に規定する学位の申請があつたときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するために、内見委員会を置く。

2 内見委員会に関することは、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

**（博士論文の審査委員）**

**第7条** 規程第8条第1項に規定する博士論文の審査委員は、指導教員を含め3人以上とする。

2 規程第11条第1項及び規程第13条第1項に規定する博士論文の審査委員は、3人とする。

3 教授会において審査のため必要があると認めるときは、前2項に規定する審査委員に次の各号に掲げる者を加えることができる。

- (1) 研究科の准教授
- (2) 本学の他の研究科の教授又は准教授
- (3) 他大学の大学院又は研究所等の教授又は准教授等

**（修士論文等の最終試験）**

**第8条** 規程第9条第1項に規定する修士論文等の最終試験は、3月修了予定者にあつては1月8日から2月17日までの期間内、9月修了予定者にあつては7月18日から8月17日までの期間内に行うものとする。ただし、第3条第1項ただし書の規定により修士論文等を提出した者については、7月17日までに提出した者にあつては7月18日から8月17日までの期間内、1月7日までに提出した者にあつては1月8日から2月17日までの期間内に行うものとする。

**（博士論文の最終試験及び試験）**

**第9条** 博士論文の審査委員は、博士論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭により、規程第9条第1項に規定する最終試験又は規程第11条第1項に規定する試験（以下「最終試験等」という。）を行う。

- 2 審査委員が必要と認めた場合は、筆答による最終試験等を行うことがある。
- 3 最終試験等は、論文審査終了後1月以内に行うものとする。
- 4 第1項に規定する最終試験等は、原則として公開するものとする。

**（試問）**

**第10条** 規程第12条第2項に規定する試問（以下「試問」という。）は、審査委員が行うものとする。

2 前項の場合において、教授会が必要があると認めるときは、審査委員以外の者にも試問を委嘱することができる。

**（試問の範囲等）**

**第11条** 試問の範囲その他試問に関することは、教授会が別に定める。

**（審査結果等の報告）**

**第12条** 審査委員は、修士論文等又は博士論文の審査結果並びに最終試験等及び試問の結果を教授会に報告しなければならない。

**（雑則）**

**第13条** この細則に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

**附 則（令和2年3月31日）**

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

### 3 神戸大学大学院国際文化学研究科長期履修規程

(平成19年3月30日制定)

#### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定)第32条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科(以下「研究科」という。)の前期課程における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (対 象 者)

**第2条** 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者(自営業及び臨時雇用を含む。)
- (2) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他神戸大学大学院国際文化学研究科長(以下「研究科長」という。)が相当と認めた者

#### (履修期間等)

**第3条** 長期履修の期間は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第63条第4項に定める標準修業年限に、2年を超えない範囲内で研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限(長期履修を行う期間以外の期間を含む。)は、標準修業年限の2倍の年数に、前項の研究科長が許可した期間を加えた年数とする。

#### (申 請)

**第4条** 長期履修を希望する者は、所定の期日までに長期履修申請書(別記様式第1号)を、指導教員(指導教員が未定の場合にあっては、当該講座の担当教員。以下同じ。)を経て研究科長に提出しなければならない。

#### (履修期間の変更)

**第5条** 履修期間の変更を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間変更申請書(別記様式第2号)を、指導教員を経て研究科長に提出しなければならない。

#### (許 可)

**第6条** 長期履修(履修期間の変更を含む。)の許可は、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て研究科長が行う。

#### (授 業 料)

**第7条** 長期履修学生が納付する授業料の額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程(平成16年4月1日制定)の定めるところによる。

#### (雑 則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

#### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 1 長期履修学生について

長期履修学生とは、大学院国際文化科学研究科博士課程前期課程の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申請し、かつ国際文化科学研究科がその計画的な履修をあらかじめ許可したうえで在学し、修了により学位を取得する正規の学生である。

## 2 「職業を有している等の事情により」について

職業を有している等の事情とは、次のいずれかに該当するもので、標準修業年限内での修学が困難な者であること。

- (ア) 職業を有し、就業している者（自営業及び臨時雇用（単発的なアルバイトを除く。）を含む。）
- (イ) 家事、育児、介護等の事情を有する者
- (ウ) その他研究科長が相当と認めた者

## 3 「修業年限を超えて一定の期間にわたり」について

修業年限を超える一定の期間の上限年数は、神戸大学教学規則第63条に定める標準修業年限（2年）に、プラス2年以内であること。

## 4 長期履修学生を希望する場合の申請手続きについて

### ア 申請手続きの時期等

(ア) 長期履修学生を希望する学生は、前期から希望する場合は2月20日（新入学者の場合は別途指定する日）までに、後期から希望する場合は8月20日までに長期履修学生申請書（別記様式第1号：別添）を、指導教員（入学前のため指導教員が未定の場合にあつては、当該コースの担当教員とする。）を経由して研究科長に提出すること。

なお、「在職を証明する書面」とは、勤務先の在職証明書でなくとも、例えば、「身分証明書や健康保険証等の写し」でも差し支えない。

(イ) 在学学生は、長期履修学生申請書の提出に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ、長期履修計画や研究計画をたてること。

(ウ) 教授会が、申請の内容について審査のうえ、長期履修学生として許可することがある。

### イ 承認された履修期間の変更（延長又は短縮）の申請等

(ア) 原則として、長期履修学生として承認された期間の変更はできないが、真にやむを得ない事情により、承認された履修期間の変更（延長又は短縮）を必要とするときは、長期履修期間変更申請書（別記様式第2号：別添）を、指導教員を経て研究科長に提出すること。

なお、長期履修期間変更申請書の提出期限は、前期から変更を希望する場合は2月20日まで、後期から変更を希望する場合は8月20日までとすること。長期履修期間の延長を申請する場合にあ

っても、神戸大学大学院国際文化学研究所長期履修規程第3条第2項に定める在学年限を超えることはできないので留意すること。

- (イ) 長期履修期間変更申請書の作成に当たっては、事前に指導教員と十分相談のうえ作成すること。
- (ウ) 教授会が、変更申請の内容について審査のうえ、許可することがある。

## 5 納付すべき授業料の額について

(ア) 長期履修学生の授業料の年額は、神戸大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額に関する規程第2条第1項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

（参考：神戸大学教学規則第84条）

(イ) 学年の途中で修了することが認められた学生が支払う授業料の額は、(ア)により算出した年額の12分の1に相当する額に在学の月数を乗じて得た額とすること。

(ウ) 学年の途中で在学期間の延長又は短縮が認められる場合において、(ア)により定められる新たな授業料の額は、変更が開始される学期から適用する。

(エ) 長期履修学生の在学期間の短縮が認められた場合には、短縮後の期間に応じて(ア)により算出した授業料の年額に、当該学生が在学した期間の年数を乗じて得た額から、当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、在学期間の短縮を認めるときに支払うこと。

(オ) 授業料の年額の算出に当たっては下記を参照するほか、詳細については教務学生係に照会すること。

(参 考)

ケース 1

令和5年度に本研究科博士前期課程(標準修業年限2年)に入学した学生Aさんが、入学時に4年間の長期履修を認められた場合(令和5年度以降は授業料の改定がないものとして算出)

(年次) 年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次) 令和5年度	(A) 円 535,800	(B) $535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	(B-A) 円 -
(2年次) 令和6年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(3年次) 令和7年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
(4年次) 令和8年度		$535,800円 \times 2年 \div 4年 = 267,900円$	-
計	1,071,600	1,071,600円	0

ケース 2

令和5年度に本研究科博士前期課程(標準修業年限2年)に入学した学生Bさんが、2年次に進級するとき、残りの1年間に関して2年間の長期履修(通算3年)を認められた場合(令和5年度以降は授業料の改定がないものとして算出)

(年次) 年 度	通常の学生の場 合	長 期 履 修 学 生 の 場 合	比較増△減額
(1年次) 令和5年度	(A) 円 535,800	(B) (通常の学生として在籍) 535,800円	(B-A) 円 -
(2年次) 令和6年度	535,800	$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
(3年次) 令和7年度		$535,800円 \times 2年 \div 3年 = 357,200円$	-
計	1,071,600	1,250,200円	178,600

6 その他長期履修学生について疑義があるときは、教務学生係に照会すること。

(別添) 別記様式第1号 略

(別添) 別記様式第2号 略

## 4 神戸大学大学院国際文化学研究科再入学に関する内規

(平成19年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年4月1日制定。以下「規則」という。)第13条第2項の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

### (再入学の資格)

**第2条** 本研究科に再入学を願い出ることのできる者は、本研究科を中途退学した者又は除籍された者とする。ただし、懲戒により退学した者は、再入学を願い出ることができない。

### (出願手続)

**第3条** 再入学を志望する者は、所定の出願期間に(特別の事情があると認められた者は、その都度)、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 再入学願書(本研究科所定の用紙)
- (2) 志望理由書(本研究科所定の用紙)
- (3) 研究計画書(本研究科所定の用紙)
- (4) 健康診断書(病気を理由に退学した者のみ)
- (5) 検定料払込証明書
- (6) その他本研究科において必要と認める書類

### (出願期間)

**第4条** 再入学の出願期間は、次のとおりとする。

- (1) 4月1日入学の場合  
毎年1月15日から1月31日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 10月1日入学の場合  
毎年7月15日から7月31日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

### (選考方法)

**第5条** 研究科は、再入学の願い出があった場合、選考委員会を設けて審査するものとする。

2 再入学を志望する者に対する選考は、書類審査、面接(口頭試問)及び筆記試験により、これを行う。

### (選考委員会)

**第6条** 選考委員会は、次の3名の委員によってこれを構成する。

- (1) 教務委員長
- (2) 再入学が認められたとき当該学生が所属することとなる専攻の専攻長
- (3) 再入学が認められたとき当該学生が所属することとなるコースの代表

2 選考委員会の委員長は、教務委員長をもってこれに充てる。

(入学の時期)

第7条 再入学の時期は、4月1日又は10月1日とする。

(再入学者の所属、学年、修業年限及び休学期間)

第8条 再入学を認められた者は、原則として退学又は除籍前に所属していた専攻・コースに所属し、在学していた学年又はそれに引き続く学年に再入学するものとする。

2 退学又は除籍前に所属していた専攻・コース又はプロジェクトがない場合は、退学又は除籍前に所属した専攻・コース又はプロジェクトに最も近い教育内容を有する専攻・コースに所属するものとする。

3 再入学後の修業年限は、退学又は除籍前の在学期間と合算して前期課程にあつては2年以内、後期課程にあつては3年以内とする。ただし、退学又は除籍前の在学期間に1年未満の端数があり、その端数が6月未満の場合は退学又は除籍前の在学期間から切り捨て、端数が6月を超える場合は、これを6月とみなす。

4 再入学後の休学期間は、規則第27条第2項に規定する休学期間から退学又は除籍前の休学期間を差し引いた期間とする。

(既修得単位の認定)

第9条 再入学を認められた者が退学又は除籍前に本研究科で修得した単位は、教授会の議を経て、再入学後も有効とすることがある。

2 前項の規定に関わらず、授業料の未納を理由に除籍された場合は、当該授業料の未納期間に修得した単位は修了要件に算入しない。

(再入学後の修了要件)

第10条 再入学後の修了要件については、再入学時の規則を適用する。

(学 位)

第11条 再入学を認められた者の修了時における学位の取扱いに関しては、再入学時の神戸大学学位規程国際文化科学研究科細則（平成19年3月30日制定）を適用する。

(雑 則)

第12条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、国際文化科学研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 5 神戸大学大学院国際文化学研究科科目等履修生規程

(平成19年3月30日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定)第36条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科(以下「研究科」という。)の前期課程の科目等履修生に関する必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

**第2条** 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### (出願手続)

**第3条** 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際文化学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生願書(所定の用紙)
  - (2) 履歴書(所定の用紙)
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 写真(出願前3月以内に撮影したもの)
  - (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
  - (6) その他研究科において必要と認める書類
- 2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、前2項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

### (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、面接を省略することができる。

### (入学料及び授業料)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

### (在籍期間)

**第6条** 在籍期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(履修科目)

第7条 履修することのできる授業科目は、1学期4科目以内とする。

2 履修を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(試験)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

(単位修得証明書の交付)

第9条 科目等履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第11条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 科目等履修生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則 (平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日)

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際文化学研究科科目等履修生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

## 6 神戸大学大学院国際文化学研究科聴講生規程

(平成19年3月30日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則（平成19年3月20日制定）第37条第2項の規定に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「研究科」という。）の前期課程の聴講生に関する必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

**第2条** 聴講生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

**第3条** 聴講生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際文化学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 聴講生願書（所定の用紙）
  - (2) 履歴書（所定の用紙）
  - (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
  - (4) 写真（出願前3月以内に撮影したもの）
  - (5) 振替払込受付証明書（所定の用紙）
  - (6) その他研究科において必要と認める書類
- 2 官公庁、会社等に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、在職のまま入学することについての所属長の承諾書を提出しなければならない。
- 3 日本に居住している外国人にあつては、前2項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

### (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、面接を省略することができる。

### (入学料及び授業料)

**第5条** 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

### (在籍期間)

**第6条** 在籍期間は、聴講を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

- 2 特別の理由により、前項の在籍期間に引き続き履修を志願する者については、前項の規定にかかわら

ず、教授会の議を経て、在籍期間を延長することがある。ただし、その場合の在籍期間は、通算して2年を限度とするものとする。

(聴講科目)

第7条 聴講することのできる授業科目は、1学期4科目以内とする。

2 聴講を許可する授業科目は、年度ごとに別に定める。

(聴講証明書の交付)

第8条 聴講した授業科目については、聴講証明書を交付することができる。

(退学)

第9条 聴講生が退学しようとするときは、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

(除籍)

第10条 聴講生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 聴講生として不都合な行為があったとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠ったとき。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則 (平成28年3月31日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月1日)

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際文化学研究科聴講生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

## 7 神戸大学大学院国際文化学研究科研究生規程

(平成19年3月30日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定)第38条第3項の規定に基づき、神戸大学大学院国際文化学研究科(以下「研究科」という。)の研究生に関する必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

**第2条** 前期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)
- (5) 研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (4) 研究科において、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### (入学の時期)

**第3条** 入学の時期は、4月1日及び10月1日とする。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

### (出願手続)

**第4条** 研究生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際文化学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 研究生願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 写真(出願前3月以内に撮影したもの)
- (5) 振替払込受付証明書(所定の用紙)
- (6) その他研究科において必要と認める書類

2 会社等(官公庁を含む。以下同じ。)に在職している者は、前項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 個人的研究のための研究生を志願するものであることを記載した本人の確約書
- (2) 会社等の事業目的の追求のためにその者を派遣するものでないことを記載した所属長の確約書
- (3) 在職のまま研究生として入学することについての所属長の承諾書

3 日本に居住している外国人にあつては、前2項各号に掲げる書類のほか、住民票の写し（提出日前30日以内に作成されたものに限る。）又はこれに代わる書類を提出しなければならない。

**（選考方法）**

**第5条** 入学志願者に対する選考は、書類審査及び面接により行う。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、特に神戸大学大学院国際文化学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、面接を省略することができる。

**（入学料及び授業料）**

**第6条** 選考に合格した者は、所定の期日までに入学料及び授業料を納付しなければならない。

**（研究期間）**

**第7条** 研究期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由により引き続き研究を願い出た者については、教授会の議を経て、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。

**（研究）**

**第8条** 研究生は、指導教員の指導の下で研究を行うものとする。

2 研究生は、指導教員の承認を得て、研究に関連のある授業を聴講することができる。ただし、聴講に際しては、当該授業科目の担当教員の許可を受けなければならない。

**（研究証明書の交付）**

**第9条** 研究事項について証明を願い出た者には、研究証明書を交付する。

**（退学）**

**第10条** 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出て許可を受けなければならない。

**（除籍）**

**第11条** 研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会の議を経て、研究科長がこれを除籍する。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 研究生として不都合な行為があつたとき。
- (3) 授業料納付の義務を怠つたとき。

**（雑則）**

**第12条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

**附 則（平成27年3月31日）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（令和2年12月1日）**

この規程は、令和2年12月1日から施行し、改正後の神戸大学大学院国際文化学研究科研究生規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。

**附 則（平成5年3月31日）**

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

## 8 神戸大学大学院国際文化学研究科外国人特別学生入学選考規程

(平成19年3月30日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第83条に規定する外国人特別学生として、神戸大学大学院国際文化学研究科(以下「研究科」という。)に入学を志願する者の選考に関する必要な事項を定めるものとする。

### (入学資格)

**第2条** 前期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 研究科において、前2号と同等以上の学力があると認められた者

2 後期課程に外国人特別学生として入学することのできる者は、外国人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (4) 研究科において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

### (出願手続)

**第3条** 外国人特別学生として入学を志願する者は、所定の期日までに、検定料を納付した上、次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際文化学研究科長(以下「研究科長」という。)に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(所定の用紙)
- (2) 履歴書(所定の用紙)
- (3) 出身大学が発行した学業成績証明書及び卒業証明書
- (4) 出身大学の指導教授の推薦状
- (5) 修学に差し支えない程度に日本語を修得していることの証明書
- (6) 日本に居住している者にあつては、住民票の写し(提出日前30日以内に作成されたものに限る。)又はこれに代わる書類
- (7) 振替払込受付証明書(所定の用紙)

### (選考方法)

**第4条** 入学志願者に対する選考は、筆記試験、口述試験及び提出された書類により行う。

2 国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)第3条により選定された者及び国外に居住する外国人については、筆答試験及び口頭試問を免除することがある。

(入学の時期)

**第5条** 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の初めとすることができる。

(雑 則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院国際文化学  
研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則 (平成27年 3月31日)

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

## 9 入学前の既修得単位認定に関する内規

(平成19年4月1日制定)

**第1条** この内規は、神戸大学教学規則第75条及び神戸大学大学院国際文化科学研究科規則（平成19年3月20日制定）第24条の規定による入学前の既修得単位の認定について定めるものとする。

**第2条** 認定できる授業科目の単位数は、前期課程においては15単位、後期課程においては4単位を限度とする。ただし、後期課程にあつてプロジェクト型教育プログラムを選択した学生は、当該教育プログラムに関わる授業科目の単位認定を受けることはできない。

**第3条** 既修得単位の認定を受けようとする者は、入学した年度の所定の期日までに、指導教員と相談し、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 申請書（本研究科所定の様式）
- (2) 成績証明書及び講義内容を明示できるもの（シラバス、講義要項等）

**第4条** 既修得単位の認定の審査は、申請した授業科目ごとに当該授業科目担当教員が書類審査若しくは試験（筆記又は口頭）により行う。

**第5条** 認定した授業科目の成績の表示は、「認定」とする。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成20年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、令和3年4月1日から実施する。

## 10 神戸大学大学院国際文化学研究科授業科目の先行履修に関する内規

(令和5年11月17日制定)

### (趣旨)

**第1条** この内規は、神戸大学における大学院授業科目の先行履修に関する規程(令和5年9月26日制定。以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の学部生が国際文化学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目を履修すること(以下「先行履修」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請資格)

**第2条** 先行履修を申請することができる者は、本学の学部4年次以上の学生で、研究科に入学を希望する学生とする。ただし、前期開講科目は4年次に進級見込みの学生が申請できるものとする。なお、いずれの場合も、申請時において学部卒業に必要な単位のうち100単位以上を修得済みであり、かつGPA3.00以上であることが求められる。

### (申請手続き)

**第3条** 先行履修を希望する者は、所定の期日までに、神戸大学大学院国際文化学研究科科目等履修生規程第8条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 大学院科目等履修(先行履修)願(本研究科所定の書式)

(2) 学業成績証明書

2 先行履修することができる単位数は、12単位までとする。

3 前項により申請できる授業科目は別に定める。

### (履修の許可)

**第4条** 前条の申請があったときは、書類審査のうえ教授会の議を経て履修を許可するものとする。

### (在籍期間)

**第5条** 在籍期間は、履修を許可された授業科目の開講学期とし、1年以内とする。

### (試験)

**第6条** 先行履修を許可された学部生(以下「先行履修生」という。)は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

### (単位修得証明書の交付)

**第7条** 先行履修生に対しては、前条の試験に合格した授業科目について、単位修得証明書を交付する。

### (単位の認定)

**第8条** 先行履修により修得した単位は、研究科に入学した場合は12単位を限度として研究科の修了要件単位に含めることができる。

2 前項による単位認定を受けようとする者は、入学前の既修得単位認定に関する内規第3条の規定にかかわらず、研究科に入学した年度の所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 先行履修による大学院授業科目の単位認定申請書(本研究科所定の書式)

(2) 単位修得証明書

- 3 既修得単位の認定は、神戸大学教学規則第 75 条、国際文化学研究科規則第 24 条及び規程第 8 条の規定に基づき行う。

(雑則)

- 第 9 条** この内規に定めるもののほか、先行履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定めるものとする。

**附 則**

この内規は、令和 5 年 11 月 17 日から施行する。

## 11 神戸大学大学院国際文化学研究科特別聴講学生に関する内規

(平成19年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定)第34条第1項の規定に基づき、特別聴講学生に関する必要な事項を定めるものとする。

### (許 可)

**第2条** 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別聴講学生の受入れ依頼があったときは、本研究科教授会の議を経て、特別聴講学生として許可する。

### (出願手続)

**第3条** 特別聴講学生を志望する者は、所属大学の研究科長(研究科長を置かない研究科にあつては、当該大学の学長とする。)を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別聴講学生願書(本研究科所定用紙)
- (2) 在学中大学院の学業成績証明書

### (授業料等)

**第4条** 特別聴講学生は、履修する授業科目に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者については、授業料を徴収しない。

- (1) 国立大学法人の学生
- (2) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日文部省学術国際局長裁定)に基づく協定留学生
- (3) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成8年11月1日文部省高等教育局長裁定)に基づく大学間協定による、公立又は私立の大学の学生

3 特別聴講学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。

### (許可の取り消し)

**第5条** 特別聴講学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反したとき
- (3) 学生の本分に反する行為があると認められるとき

### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

## 12 神戸大学大学院国際文化学研究科特別研究学生に関する内規

(平成19年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定)第35条の規定による特別研究学生に関する必要な事項を定めるものとする。

### (許 可)

**第2条** 本研究科との協定に基づき、他大学大学院から特別研究学生の受入れ依頼があったときは、本教授会の議を経て、特別研究学生として研究指導を受けることを許可する。

### (手 続 き)

**第3条** 特別研究学生を志望する者は、所属大学の研究科長を経て、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 特別研究学生願書(本研究科所定用紙)
- (2) 在学中大学の学業成績証明書

### (授業料等)

**第4条** 特別研究学生は、研究期間に相当する授業料を指定された期間に納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業料を徴収しないことを協定した大学から受け入れた者については、授業料を徴収しない。
- 3 特別研究学生に関わる検定料及び入学料は徴収しない。
- 4 研究指導を受けるために必要な費用は、特別研究学生の負担とする。

### (受入れ時期及び研究期間)

**第5条** 特別研究学生の受入れ時期は、4月及び10月とする。ただし、必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 研究期間は、前期課程にあつては1年、後期課程にあつては2年を超えないものとする。

### (許可取り消し)

**第6条** 特別研究学生が次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがある。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき
- (2) 本学の諸規則に違反したとき
- (3) 学生の本分に反する行為があると認められるとき

### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

## 13 神戸大学大学院国際文化学研究科における人を直接の対象とする研究に関する内規

### (目的)

**第1条** この内規は、国際文化学研究科、国際文化学部及び国際人間科学部グローバル文化学科において、人を直接の対象とする研究が倫理的配慮の下に行われることを目的として定める。

### (申請の手続き)

**第2条** 「研究計画の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。 )は、別記様式第1号の審査申請書を研究倫理審査委員長(以下「委員長」という。 )に提出しなければならない。ただし、研究の対象となる者(以下「研究対象者」という。 )からインフォームド・コンセントを得る必要がある場合は、別記様式第2号を添えなければならない。

### (審査)

**第3条** 審査は研究倫理審査委員会(以下「委員会」という。 )において行う。

2 委員会は、国際文化学研究科(以下「本研究科」という。 )の教員等から申請された研究計画の内容を、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

(1) 研究対象者のプライバシーの保護をはじめとする人権の擁護

(2) 研究によって生ずる研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮

(3) 研究対象者(必要のある場合にはその家族等を含む。 )に理解を求め同意を得る方法

3 委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、審査の判定は、出席者の過半数によって決する。

4 委員は、自己の研究計画に係わる審査に参加することはできない。

5 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (審査の判定)

**第4条** 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

2 承認、条件付承認の場合は、研究を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

### (判定の通知)

**第5条** 委員長は、審査終了後、速やかに審査の結果を研究科長に報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告に基づき、速やかに申請者に別記様式第3号の審査結果通知書を交付しなければならない。

### (再審査)

**第6条** 申請者は、審査の結果に対し異議のある場合は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に再審査を請求することができる。

2 再審査の請求は、別記様式第4号の再審査請求書により行うものとする。

3 再審査に係る手続きは、前4条の規定を準用する。

(事務)

第7条 委員会の事務は、国際人間科学部鶴甲第一キャンパス事務課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この内規は、平成23年12月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

神戸大学大学院国際文化学研究科における  
人を直接の対象とする研究審査申請書

令和 年 月 日

研究倫理審査委員長 殿

申請者 所属  
氏名  
連絡先 TEL:  
E-mail:

神戸大学大学院国際文化学研究科における人を直接の対象とする研究に関する規程第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 研究課題名
2. 研究期間
3. 研究責任者
4. 共同研究者
5. 研究実施場所
6. 研究の場と形態
7. 準拠する倫理指針
8. 申請書の開示
9. 上記不可の場合(2)か(3)の場合における、その理由

10. 研究の概要(200字以内)
11. 研究対象(予定)者の内容(人数、年齢、性別、職業など)
12. 研究によって研究対象者に生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無とそれについての倫理上の配慮
13. 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
14. 個人情報の取扱い方
15. 事故などの際における緊急時の対策
16. 研究に伴って研究対象者に健康被害等の重篤な有害事象が生じた場合の補償方法
17. 研究等に係る資金源
18. 本研究等と企業・団体との関わり(資金・物品・役務・労務等の提供、研究者の受入等)

19. 上記①以外の場合における利益相反マネジメント
20. 添付書類
21. その他

備考 研究審査申請書の記載に関しては、次の点に留意すること。

- 1. 各項目は、できるだけ具体的かつ詳細に記載すること。
2. 項目11「研究対象(予定)者の内容」に関しては、人数、年齢、性別、職業等、申請の時点で把握し得る限り詳細に記載すること。
3. 項目12「研究によって研究対象者に生じる可能性のある侵襲の種類、不利益、危険性の有無とそれについての倫理上の配慮」に関しては、例えば「精神・心理的侵襲の内容」、「運動負荷の種類、強度、時間について」などの検査・測定項目、及びそれによる侵襲、不利益、危険性やそれらに対する対処等を簡潔に記載すること。
4. 項目15「事故などの際における緊急時の対策」に関して、万一の事故発生に際して準備している対応策(緊急時マニュアル遵守など)について記載すること。
5. 項目20「添付書類」に関しては、研究計画書、研究対象者に対する説明文書、同意書は必ず添付すること。添付しない場合はその理由を記すこと。

別記様式第2号

同意書

研究倫理審査委員長 殿

研究題目:

- 研究の目的
研究の方法
研究に参加したときと参加しなかったときに予想されること
個人の結果開示について
費用について
個人情報の保護
研究の途中変更・中止について
いつでも同意を撤回できること
研究への参加は自由で、参加しなくても不利益は受けにくいこと
問い合わせ先

私は、神戸大学大学院国際文化学研究科における上記の研究について、十分な説明を受け、上記の項目を理解・納得しましたので、研究対象者となることに同意します。

令和 年 月 日

研究対象者氏名:

署名又は押印

代理人氏名:

代理人署名又は押印

本人との続柄( )

神戸大学大学院国際文化学研究所における  
人を直接の対象とする研究審査結果通知書

令和 年 月 日

殿

研究倫理審査委員長

令和 年度第 回委員会(令和 年 月 日開催)において審査の結果、下記のとおり判定されましたので通知します。

記

1. 受付番号	
2. 研究課題名	
3. 研究責任者	(所属)
4. 判定	承認 条件付承認 変更の勧告 不承認 非該当
条件付承認, 変更の勧告, 不承認, 非該当の理由等	

神戸大学大学院国際文化学研究所における  
人を直接の対象とする研究再審査申請書

令和 年 月 日

研究倫理審査委員長 殿

申請者 所属  
氏名

神戸大学大学院国際文化学研究所における人を直接の対象とする研究に関する規程第11条の規定に基づき、下記のとおり再審査を申請します。

記

1. 研究課題名	
2. 研究責任者	(所属)
3. 判定	(審査結果通知受領日) 令和 年 月 日
再審査申請の理由	



### 3 修学に関する内規等



## 研究科の構成

専攻	領域（講座）	コース
<p style="text-align: center;"><b>文化相関</b></p> <p>個別地域文化研究を踏まえ、異文化間の相互作用のあり方や特質を多角的に解明する</p>	<p><b>地域文化系</b> 各地域固有の文化特性や文化の変容を学際的に研究する</p>	日本学
		アジア・太平洋文化論
		ヨーロッパ・アメリカ文化論
	<p><b>異文化コミュニケーション系</b> 異文化の接触・対立・交流の実態を多角的に探求する</p>	文化人類学
		越境文化論
		国際関係・比較政治論
<p style="text-align: center;"><b>グローバル文化</b></p> <p>グローバル化による文化の現代的位相を解明する</p>	<p><b>現代文化システム系</b> グローバル化に伴う西洋近代原理の揺らぎの中で、現代の社会的・文化的状況をトータルに研究する</p>	モダニティ論
		先端社会論
		芸術文化論
	<p><b>言語情報コミュニケーション系</b> 言語・非言語的コミュニケーション活動と多様な情報メディアの利用に関わる諸問題を探求する</p>	言語コミュニケーション
		感性コミュニケーション
		情報コミュニケーション
	<p><b>外国語教育系</b> 外国語教育に関する先進的研究と当該分野の卓越した実践者の養成を目標とする</p>	外国語教育システム論
		外国語教育コンテンツ論
<p>連携講座（博士課程後期課程に設置）</p>		先端コミュニケーション論

## 国際文化学研究科 学位授与に関する方針

### 国際文化学研究科博士課程前期課程

神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程は、グローバル化の進展する現代社会の諸課題に対応するため、深い異文化理解能力と自在なコミュニケーション能力を有し、豊かな学識と創造的な研究能力を備えた人材を育成することを目指す。この目的を達成するため、以下に示す方針に従って修士（学術）の学位を授与する。

### 学位：修士（学術）

#### ・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際文化学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程前期課程に2年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた業績を上げたものについては、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。

#### 〈文化関連専攻〉

1. 文化が多様であること、それらの文化が相互に影響しながら変容するものであることを理解し、異文化間の関係性を多角的に探究することができる能力。
2. 高い専門性の上に立った学際的研究を行うことができる能力。

#### 〈グローバル文化専攻〉

1. 言語情報コミュニケーションの動態を深く理解し、現代のグローバル社会のさまざまな課題に取り組むことができる能力。
2. 高い専門性の上に立った学際的研究を行うことができる能力。

## 国際文化学研究科博士課程後期課程

神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程後期課程は、グローバル化の進展する現代社会の諸課題に対応するため、深い異文化理解能力と自在なコミュニケーション能力を有し、豊かな学識と創造的な研究能力を備えた人材を育成することを目指す。この目的を達成するため、以下に示す方針に従って博士（学術）の学位を授与する。

### 学位：博士（学術）

#### ・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

神戸大学のディプロマ・ポリシーにもとづき、国際文化学研究科は以下に示した方針に従って当該学位を授与する。

- ・本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、履修要件として定めた所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、優れた研究業績を上げたものについては、在学期間を短縮して修了することができる。
- ・神戸大学のディプロマ・ポリシーに定める能力に加え、本研究科学生が修了までに身につけるべき能力を次のとおりとする。

#### 〈文化関連専攻〉

1. 多様かつ相互に影響しながら変容する諸文化の構造と動態を究明し、文化研究の先端的な領域を主体的に開拓することができる能力。
2. 高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行うことができる能力。

#### 〈グローバル文化専攻〉

1. 言語情報コミュニケーションの諸課題を探求し、グローバル化する現代世界を多角的に研究することができる能力。
2. 高度な専門性の上に立った領域横断的な研究を行うことができる能力。

# 学位論文等の評価基準

(平成19年10月19日制定)

平成25年11月7日 改正

神戸大学大学院国際文化科学研究科は、学位論文等について、研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に評価する。

## (修士論文の評価基準)

- 1 学術上の創意工夫
- 2 資料の取扱いの適切さ
- 3 先行研究の取扱いの適切さ
- 4 論旨の明確性・一貫性
- 5 表現・表記法の適切さ
- 6 構成の体系性

## (修士フォリオの評価基準)

- 1 学術上の創意工夫
- 2 資料の取扱いの適切さ
- 3 先行研究の取扱いの適切さ
- 4 趣旨の明確性・一貫性
- 5 表現・表記法の適切さ
- 6 コンポーネント相互の関連性

## (修了研究レポートの評価基準)

- 1 研究上の創意工夫
- 2 資料の取扱いの適切さ
- 3 論旨の明確性
- 4 表現・表記法の適切さ
- 5 構成の適切さ

## (博士論文の評価基準)

- 1 学界に対する学術上の寄与
- 2 資料の取扱いの適切さ
- 3 先行研究の取扱いの適切さ
- 4 論旨の明確性・一貫性
- 5 表現・表記法の適切さ
- 6 構成の体系性

# 成績評価に関する内規

(平成19年10月19日制定)

## (趣 旨)

**第1条** この内規は、国際文化科学研究科規則第30条の2の規定に基づき、成績評価に関する必要な事項を定めるものとする。

## (成績評価)

**第2条** 本研究科における授業科目の成績評価は、秀、優、良、可、又は不可とし、可以上をもって合格とする。ただし、「専門インターンシップ演習」、「高度専門インターンシップ演習」、「海外専門研修」、「高度海外専門研修」の成績評価については、これを合格又は不合格とする。

2 各授業科目を担当する教員が、前項の成績評価を行うにあたっては、以下の基準に拠るものとする。

秀：学修の目標を達成し、特に優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して90点以上を目安とする)

優：学修の目標を達成し、優れた成果を収めている。

(100点満点に換算して80～89点を目安とする)

良：学修の目標を達成し、良好な成果を収めている。

(100点満点に換算して70～79点を目安とする)

可：学修の目標を達成している。

(100点満点に換算して60～69点を目安とする)

不可：学修の目標を達成していない。

(100点満点に換算して59点以下を目安とする)

## (成績評価の方法)

**第3条** 各授業科目の成績評価の方法は、当該授業科目を担当する教員が、これをシラバスにおいて明示するものとする。

## (成績評価に対する調査請求)

**第4条** 学生は、本研究科の授業科目について受けた成績評価につき不服がある場合には、調査請求を行うことができる。

## (調査請求の手続)

**第5条** 学生は、前条の調査請求を行う場合には、調査を請求する授業科目名、担当教員名、請求する調査の内容、及びその理由を記載した調査請求書を、教務学生係に提出しなければならない。

2 前項の理由は、公表された成績評価方法を踏まえて、これを具体的に述べなければならない。

3 第1項の調査請求書は、当該成績が発表された日から1週間以内に提出しなければならない。ただし、当該期間内に提出できなかったことにつき正当な理由がある場合はこの限りでない。

## (調査請求に対する回答)

**第6条** 前条第1項の調査請求書が提出された場合、当該成績評価を行った教員は速やかに調査を行ったのち、調査請求書が提出された日から10日以内に、調査結果を説明した回答書(以下「調査結果回答

書」という。)を教務学生係に提出するものとする。

**(調査結果回答書に対する面接の請求)**

**第7条** 前条の調査結果回答書を受領した学生が、なお当該調査結果回答書の説明に納得しがたい場合には、当該成績評価を行った教員に面接を請求することができる。

- 2 前項の請求は、当該調査結果回答書を受領した日から2週間以内に、面接を請求する理由を記載した書面を教務学生係に提出することによって行わなければならない。
- 3 第1項の面接は、研究科教務委員長を立会人として速やかにこれを行うものとする。
- 4 当該成績評価を行った教員は、前項の面接において、成績評価及び調査結果回答書の記載内容について当該学生に説明するものとする。

**附 則**

1. この内規は、平成23年4月1日から実施する。
2. この内規施行の際、現に在学する者については、なお従前の例による。

**附 則**

この内規は、平成26年4月1日から実施する。

**附 則**

この内規は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則**

1. この内規は、令和2年4月1日から実施する。
2. この内規施行の際現に在学する者については、なお従前の例による。

# 神戸大学大学院国際文化学研究科における研究指導計画書に関する申合せ

(令和3年12月17日 教授会決定)

大学院国際文化学研究科博士課程前期課程及び後期課程学生に対して大学院設置基準第14条の2に定める1年間の研究指導の方法、内容及び計画についてあらかじめ明示するために作成する研究指導計画書について次のとおり定める。

## (作成時期)

研究指導計画書は、入学時及び在学が1年経過するごとに作成する。

## (研究指導計画書の作成)

指導教員は、学生と協議の上、研究指導計画を作成する。

## (研究指導計画書の提出)

- ・ 指導教員は、研究指導計画書を国際文化学研究科教務学生係に提出するものとする。
- ・ 研究指導計画書は、コース単位でまとめ、データとして提出しても構わない。
- ・ 研究指導計画書は、当該学生と共有できるようにする。

## (研究指導計画書の保存及び破棄)

教務学生係は、提出された研究指導計画書を5年間保存し5年を経過した時点で破棄するものとする。

## 附 則

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、施行日現在在籍している学生に適用する。

## 研究指導計画書

作成日 年 月 日

学籍番号		学生氏名	
博士課程 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 前期課程 <input type="checkbox"/> 後期課程	専攻 (いずれかに✓)	<input type="checkbox"/> 文化関連 <input type="checkbox"/> グローバル文化
所属コース			
教育プログラム (いずれかに✓)	前期課程: <input type="checkbox"/> 研究者養成型 <input type="checkbox"/> キャリアアップ型 後期課程: <input type="checkbox"/> コースワーク型 <input type="checkbox"/> プロジェクト型		
修了予定年月	年 月	主指導教員氏名	
研究題目			

研究指導計画（主指導教員が記入する）

研究計画（主指導教員の指導のもと学生が記入する）

# 国際文化学研究科試験等における不正行為等に対する 措置についての取扱い

平成29年1月20日制定

令和8年2月20日改正

国際文化学研究科試験等における不正行為等に対する取扱いについては、下記のとおりとする。

## (定 義)

**第1** この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 試験 授業科目の定期試験（授業内で行われるものや、筆記試験以外の形態で実施されるものを含む）をいう。
- (2) レポート等 授業科目の成績評価のために課す提出物をいう。
- (3) 試験における不正行為 次に掲げる行為をいう。
  - ・本人に代わって受験すること、又はそのように依頼すること。
  - ・持込みが許可されている物品以外（電子機器や印刷物、試験に関連した内容の紙片など）を用いること、又は持込むこと。
  - ・その他、試験の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。
- (4) レポート等における不正行為 次に掲げる行為をいう。
  - ・他者の著作物（書籍やウェブサイトなどの文章や図表など）の全部又は一部を、出典を明記せずに使用し、故意に提出者の作成したものであるかのように見せることによる、盗用や剽窃行為をすること。
  - ・他者の作成したレポート等の全部又は一部を、提出者の作成したものであるかのように見せること。またそのような意図を知りながら、レポート等を貸与すること。
  - ・その他、レポート等の公平性を損なう行為や成績評価を妨げる行為をすること。

## (不正行為と疑われる行為への対応)

**第2** 不正行為と疑われる行為が発生した場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 不正行為と疑われる行為が発生した場合、試験監督教員又は授業担当教員（以下「担当教員」という。）は、当該行為に関する証拠保全を直ちに行う。
- (2) 担当教員による学生の事情聴取により不正行為と判断された場合は、直ちに本人自署による事実確認書を提出させる。なお、事情聴取には、第三者の教職員を同席させるものとする。
- (3) 教務委員会委員長は、前号に定める事実確認書に基づき、担当教員同席により、学生の事情聴取を行う。不正行為が確認された場合は、学生に顛末書及び反省書を提出させ、不正行為に関する事実経過を、事実確認書、顛末書及び反省書とともに、国際文化学研究科長に報告する。

## (不適当な行為への対応)

**第3** 第2第2号及び第3号による事情聴取又は担当教員の判断により、不正行為は確認されないが、当該授業科目の専門分野における規範に照らして不適当な行為と確認された場合、次のとおり対応することとする。

- (1) 当該分野における規範に基づき、担当教員による教育的指導を行うとともに、教務委員会委員長による厳重注意を行う。ただし、担当教員の判断により、不適当な行為が軽微であると確認された場合は、この限りでない。
- (2) 前号による注意を受け、なお不適当な行為が繰り返された場合は、不正行為とみなし、不正行為が確認された場合の措置に準じて処分することがある。

**(不正行為が確認された場合の措置)**

**第4** 国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）の学生による不正行為に対しては、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の授業科目（通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 不正行為が行われた年度の実習等の単位取得は、認めない。
- (3) 不正行為が行われた年度に他大学等で修得した単位は、認定しない。
- (4) 不正行為が行われた時点以降当該年度の実習等は、受けさせない。
- (5) 事実経過を本研究科内に公表する。ただし、氏名は、公表しない。
- (6) 保護者等及び指導教員に、場合によってはそのいずれかに対し、第1号から前号までの処置を文書で通告する。

**第5** 本研究科以外の学生による不正行為に対し、事実経過を教授会に報告し、次の処置をとる。

- (1) 不正行為が行われた学期の本研究科開講授業科目（通年科目を含む）の成績は、すべて無効とする。
- (2) 学生の所属部局に対し、前号の処置を文書で通告する。

**(雑 則)**

**第6** この取扱いに定めるもののほか、この取扱いの実施に関し必要な事項は、教務委員会が定める。

**附 則**

この取扱いは、令和8年4月1日から施行する。

# 日本語教師養成サブコースに関する内規

(平成26年11月21日制定)

(令和5年2月17日改正)

(令和7年1月17日改正)

(令和8年12月19日改正)

## (趣 旨)

**第1条** この内規は、国立大学法人神戸大学が、「登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関研修事務規程・養成業務規程」に基づき、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関として、実践研修及び養成課程を実施するために、国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）に設置する日本語教師養成サブコース（以下「サブコース」という。）の要件ならびにその履修等について必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

**第2条** サブコースは、現代グローバル社会の諸課題への対応力、言語情報コミュニケーションの動態に対する理解力、外国語としての日本語を教授するための実践的能力・研究能力の養成を目的とする。

## (構 成)

**第3条** サブコースに、養成課程と実践研修を置く。

2 養成課程においては、日本語学・日本語教育学および関連分野の学修指導を行う。

3 実践研修においては、日本語教授の実践指導を行う。

4 養成課程および実践研修の実施にかかる教学上の事項は、本研究科に設置する日本語教師養成サブコース運営委員会（以下「運営委員会」という。）が取り扱う。

5 養成課程および実践研修の実施にかかる事務は、本研究科教務学生係において取り扱う。

## (履修資格)

**第4条** サブコースを履修できるのは、本研究科の博士課程前期課程（以下「前期課程」という。）及び博士課程後期課程（以下「後期課程」という。）に所属する学生に限る。

## (定 員)

**第5条** サブコースの定員は24名（1学年あたり12名）とする。

2 定員を超過する希望者があった場合は、運営委員会が書類審査または面接によって選抜する。

## (サブコース履修申請)

**第6条** サブコースの履修を希望する者は、所定の期日までに、指導教員の承認を得た上で、別に定める様式により、履修申請書と履修計画書を作成し研究科長に提出する。

- 2 サブコースの履修申請は、原則として入学年度の前期授業期間開始時の所定期間に行う。ただし、定員に残余があり、運営委員会が特別に認めた場合は、後期授業期間開始時、または、次年度の前期授業期間開始時の所定期間に履修申請を行うことができる。
- 3 履修計画書は、各年度作成し所定の期間内に提出する。

**(対象科目)**

**第7条** 養成課程に、別表1のとおり、必修科目と選択科目を置く。

- 2 実践研修として、別表1のとおり、「日本語教育実践演習」科目を置く。
- 3 別表1に定める科目については、科目名及び担当者とも一致するもののみが対象となる。ただし、運営委員会がシラバスの同等性を確認の上、特別に認めた場合は、別の担当者による同一科目名の授業を対象に加えることがある。
- 4 別表1に示す科目のうち、演習科目については、後期課程学生は原則として履修できない。ただし、自身が所属するコースの開講科目で、かつ、科目担当教員の承認があった場合を除く。

**(実践研修履修条件)**

**第8条** 実践研修の履修にあたっては、「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」で示された養成課程の「必須の教育内容」49項目のうち、実践研修履修前の学習が必須とされる37項目に相当するものとして、別表1で\*を付した必修科目5科目全ての単位を修得しておく必要がある。

- 2 上記の要件を満たし、かつ、在学中に他機関で実践研修の受講を希望する者に対しては、本人の申し出により、養成課程修了見込証明書を発行する。

**(修了要件)**

**第9条** サブコースを修了するには、次表に定めるとおり、各課程で必要とされる単位数を満たした上で、所定の期日までに、別に定める様式により修了認定申請を行い、第11条で定める最終修了審査に合格しなければならない。

課程種別	科目区分	必要修得単位数	合計単位数
養成課程	必修科目	16 単位	26 単位以上
	選択科目	10 単位以上	
実践研修	必修科目	「日本語教育実践演習」2 単位	2 単位

**(単位の扱い)**

**第10条** 前条の規定により修得した単位は、前期課程修了の要件に含めることができるが、後期課程修了の要件には含めることができない。

- 2 平成26年度以降に本研究科の前期課程に入学した者が、前期課程修了後、後期課程に進学し、後期課程においてサブコースの履修を行う場合、前期課程で修得した単位をサブコースの修了要件に含めることができる。

#### (最終修了審査)

- 第11条** 養成課程，実践研修およびサブコースの修了にあたり，それぞれ，最終修了審査を行う。
- 2 養成課程および実践研修の最終修了審査は，運営委員会が所定単位の修得状況を確認することによって行う。ただし，運営委員会が必要と認めた場合は，筆答又は口頭による審査を行うことがある。
  - 3 サブコースの最終修了審査は，サブコース修了年次の2月に，修了発表および発表内容に対する口頭試問の形で実施する。
  - 4 サブコース最終修了審査は，対面または遠隔形式で実施する。
  - 5 サブコース最終修了審査に不合格となった場合，再審査は認めない。
  - 6 サブコース最終修了審査は，運営委員会委員および運営委員会が必要に応じて委嘱した教員が行う。

#### (修了認定)

- 第12条** 養成課程，実践研修，サブコースの修了認定は，それぞれ，運営委員会の発議に基づき，教授会の議を経て決定する。

#### (修了証書)

- 第13条** 養成課程修了者に対し，別に定める様式により養成課程修了証書を交付する。
- 2 実践研修修了者に対し，別に定める様式により実践研修修了証書を交付する。
  - 3 サブコース修了者に対し，別に定める様式によりサブコース修了認定証およびオープンバッジを授与する。
  - 4 サブコース修了認定証およびオープンバッジは，原則として学位記授与式の日に交付する。

#### (評 価)

- 第14条** サブコースの運営が適正に行われていることを確認するため，評価を実施する。
- 2 内部評価は毎年度末に実施し，本研究科教員（運営委員会委員およびその他教員若干名）が担当する。
  - 3 外部評価は3年ごとに実施し，運営委員会が委嘱する外部委員2名が担当する。
  - 4 内部評価ならびに外部評価の結果はサブコースホームページにおいて公開する。

#### (雑 則)

- 第15条** この内規に定めるもののほか，この内規の実施に関し必要な事項は，運営委員会において定める。

別表 1

＜養成課程・必修科目＞ 科目名（担当者）	単位数	＜養成課程・選択科目＞ 科目名（担当者）	単位数
レトリカル・コミュニケーション論特殊講義（小松原哲太）	2	越境社会文化論特殊講義（辛島理人）	2
第二言語習得論特殊講義（田中順子）＊	2	越境文化交流論特殊講義（中條健志）	2
日本語教育方法論特殊講義（齊藤美穂）＊	2	越境社会共生論特殊講義（土田千愛）	2
日本語教育応用論特殊講義（川上尚恵）＊	2	芸術文化表現論特殊講義（岡本佳子）	2
言語行動科学論特殊講義（林良子）	2	比較・対照言語論特殊講義（南佑亮）	2
外国語教育内容論特殊講義Ⅱ（石川慎一郎）	2	言語慣用類型論特殊講義（石田雄樹）	2
言語コミュニケーション論演習（川上尚恵）＊	2	日本語教育内容論特殊講義（王海寿）	2
外国語教育コンテンツ論演習（石川慎一郎）＊	2	コミュニケーション構造論特殊講義（南本徹）	2
		コミュニケーション認知論特殊講義（松本絵理子）	2
		言語対照基礎論特殊講義（高橋康徳）	2
		言語文化環境論特殊講義Ⅱ（安田麗）	2
		外国語教育工学論特殊講義（柏木治美）	2
		言語対照応用論特殊講義Ⅰ（芹澤円）	2
		言語コミュニケーション論演習（田中順子）	2
		言語コミュニケーション論演習（小松原哲太）	2
		感性コミュニケーション論演習（南本徹）	2

＜実践研修・必修科目＞ 科目名（担当者）	単位数
日本語教育実践演習（齊藤美穂・川上尚恵）	2

注：養成課程・必修科目に付した＊は、実践研修受講に先立ち、単位修得を終えておく必要がある科目を示す。

### 附 則

- この内規は、令和8年4月1日から施行する。
- この内規施行の際現に在学する者については、改正後の日本語教師養成サブコースに関する内規の規定にかかわらず、なお従前の例による。

# 国際文化学研究科インターンシップの単位認定に関する内規

平成29年2月17日制定

## (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則（平成19年3月20日制定）第18条に定める授業科目「専門インターンシップ実習」（2単位）及び「高度専門インターンシップ実習」（2単位）の単位認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## (単位の申請)

**第2条** 学生は、神戸大学又は国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）との協定に基づき参加したインターンシップについて、単位の認定を申請することができる。ただし、事前に申し出た場合に限る。

- 2 申請できるインターンシップの実施期間は、10日（実働60時間）以上とし、無報酬のものとする。
- 3 学生が休学期間中に参加したインターンシップについては、申請を認めない。
- 4 申請を希望する学生は、インターンシップ終了後、速やかに次の各号に掲げる書類を神戸大学大学院国際文化学研究科長に提出しなければならない。
  - (1) インターンシップ単位認定申請書（別紙様式1）
  - (2) インターンシップ報告書（別紙様式2）
  - (3) 受入先もしくは主催者の評定書（別紙様式3）及び外国語の場合はその日本語訳

## (単位の認定)

**第3条** 本研究科教授会は、前条第4項に定める申請書類に基づき、単位認定について審査する。

## (単位数の上限)

**第4条** 「専門インターンシップ実習」及び「高度専門インターンシップ実習」の単位は、受入先が異なれば最大4単位まで修了要件に算入できるものとする。

## (その他の必要事項)

**第5条** この内規に定めるもののほか、インターンシップの単位認定に関して必要な事項は、教務委員会が定める。

## 附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

# 神戸大学大学院国際文化学研究科連携教育プログラム規程

(令和4年12月16日制定)

## (趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則（平成19年3月20日制定）第26条の2第2項の規定に基づき、連携教育プログラム（以下「プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## (プログラムの設置)

第2条 プログラムは、神戸大学大学院国際文化学研究科（以下「研究科」という。）が独自に設置するものの他、研究科と他研究科又は研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。）の大学院との協議に基づいて設置する。

- 2 設置するプログラムは、別表のとおりとする。
- 3 各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

## (雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、神戸大学大学院国際文化学研究科教授会の議を経て、神戸大学大学院国際文化学研究科長が定める。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表

プログラム名	課程	連携研究科・専攻
グローバルITプログラム	前期課程	システム情報学研究科
文化領域教育プログラム	後期課程	総合研究大学院大学先端学術院

# グローバル IT プログラム実施要領

(令和4年12月16日制定)

## (趣 旨)

第1 この要領は、神戸大学大学院国際文化学研究科連携教育プログラム規程第2条第2項に規定するグローバル IT プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2 プログラムは、グローバル化する社会において IT を活用できる人材の育成を目的とする。

## (プログラムの設置とその調整)

第3 プログラムは、国際文化学研究科とシステム情報学研究科（以下「当該研究科」という。）の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、当該研究科の教務担当委員会が行う。

## (履修要件等)

第4 プログラムは学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は別表のとおりとする。

## (履修申請等)

第5 履修申請等は、次のとおりとする。

### (1) 履修対象学生

国際文化学研究科博士課程前期課程の学生

### (2) 履修定員

履修定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整する場合がある。

### (3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「グローバル IT プログラム履修申請書」を国際文化学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

## (修了要件)

第6 プログラムを修了しようとする者は以下の(1)及び(2)の要件を全て満たさなければならない。

(1) 国際文化学研究科博士課程前期課程の修了要件を満たすこと。

(2) 別表に示す開設授業科目のうち、国際文化学研究科が担当する講義科目から2単位、演習科目から2単位、システム情報学研究科が担当する授業科目から2単位を修得すること。

## (修了認定証の授与)

第7 プログラム修了の判定は、国際文化学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。

3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

## (雑 則)

第8 この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、当該研究科の教務担当委員会の調整に基づき、国際文化学研究科教授会の議を経て定める。

2 この要領に必要な事務は、国際文化学研究科教務学生係が行う。

### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

### 別表

担当研究科・専攻	授業科目	修了要件
システム情報学研究科	システム情報学概論 1 (2 単位) システム情報学概論 2 (2 単位)	国際文化学研究科が担当する講義科目から2単位、演習科目から2単位、システム情報学研究科が担当する授業科目から2単位を修得すること。
国際文化学研究科	(講義科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会人類学特殊講義 (2 単位)</li> <li>・現代人類学特殊講義 (2 単位)</li> <li>・民族誌論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・越境文化形成論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・多文化政治社会論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・ジェンダー社会文化論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・文化規範形成論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・現代芸術動態論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・文化環境形成論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・非言語コミュニケーション論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・コンピューター・シミュレーション論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・情報ベース論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・計算科学応用論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・認知情報システム論特殊講義 (2 単位)</li> <li>・言語文化環境論特殊講義 I (2 単位)</li> </ul> (演習科目) <ul style="list-style-type: none"> <li>・言語コミュニケーション論演習 (2 単位)</li> <li>・感性コミュニケーション論演習 (2 単位)</li> <li>・IT コミュニケーション論演習 (2 単位)</li> </ul>	

# グローバル IT プログラム 修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者はグローバル化する社会において IT を活用する人材の養成に対応したプログラムの科目を修得したので同プログラム修了者と認定する

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人

神戸大学大学院国際文化学研究科長

〇〇 〇〇

# 文化領域教育プログラム実施要領

(令和4年12月16日制定)

## (趣 旨)

第1 この要領は、神戸大学大学院国際文化学研究科連携教育プログラム規程第2条第2項に規定する文化領域教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

第2 プログラムは、国際文化学研究科の教育研究の実質化と高度化に資することを目的とする。

## (プログラムの設置とその調整)

第3 プログラムは、国際文化学研究科と総合研究大学院大学先端学術院の協議により授業科目を選定し、これらをプログラム化するものとする。

なお、その開設と調整は、国際文化学研究科と総合研究大学院大学先端学術院それぞれの教務担当委員会が行う。

## (履修要件等)

第4 プログラムは学生の希望により履修するものとし、開設授業科目等は下表のとおりとする。

担当研究科	授業科目	修了要件
総合研究大学院大学先端学術院	交流協定に基づき他大学学生に対して開放している授業科目	国際文化学研究科が担当する科目から4単位以上、総合研究大学院大学先端学術院が担当する科目から2単位以上を修得すること。
国際文化学研究科	国際文化学研究科規則第4条の別表第2のうち、後期課程の「特別演習科目」	

## (履修申請等)

第5 履修申請等は、次のとおりとする。

### (1) 履修対象学生

国際文化学研究科博士課程後期課程の学生

### (2) 履修定員

履修定員は設けないものとする。ただし、履修希望者が多人数の時は調整する場合がある。

### (3) 履修申請方法

プログラムを履修しようとする者は、「文化領域教育プログラム履修申請書」を国際文化学研究科教務学生係に所定の期間までに提出し、所定の履修登録を行うものとする。

## (修了要件)

第6 プログラムを修了しようとする者は以下の①から④の要件を全て満たさなければならない。

- ① 国際文化学研究科が担当する科目から4単位以上、総合研究大学院大学先端学術院が担当する科目から2単位以上の合計6単位以上を修得すること。
- ② 国際学会・シンポジウム等で文化領域教育プログラムに関連したテーマで発表すること。
- ③ 文化領域教育プログラムに関する学術論文を公表すること。

- ④ 国際文化学研究科で課程博士の学位を取得すること。

**(修了認定証の授与)**

**第7** プログラム修了の判定は、国際文化学研究科において行い、修了を認定した者については、修了認定証を授与する。

- 2 修了認定証の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 修了認定証は、学位記授与式の日に交付する。

**(雑 則)**

**第8** この要領に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、国際文化学研究科と総合研究大学院大学先端学術院それぞれの教務担当委員会の調整に基づき、国際文化学研究科教授会の議を経て定める。

- 2 この要領に必要な事務は、国際文化学研究科教務学生係が行う。

**附 則**

この要領は、令和5年4月1日から実施する。

別紙

# 文化領域教育プログラム 修了認定証

氏 名

生年月日

上記の者は文化領域教育プログラムを修了したの  
で同プログラム修了者と認定する

〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人

神戸大学大学院国際文化学研究科長

〇〇 〇〇

# 前 期 課 程 關 係



## 1 前期課程 ナンバリング基本方針

博士課程前期課程		
第1～2桁	C 2	指定
第3桁	I	文化相関
	G	グローバル文化
	Z	専攻共通
第4桁	A	日本学コース
	B	アジア・太平洋文化論コース
	C	ヨーロッパ・アメリカ文化論コース
	D	文化人類学コース
	E	越境文化論コース
	F	国際関係・比較政治論コース
	G	モダニティ論コース
	H	先端社会論コース
	I	芸術文化論コース
	J	言語コミュニケーションコース
	K	感性コミュニケーションコース
	L	情報コミュニケーションコース
	M	外国語教育システム論コース
	N	外国語教育コンテンツ論コース
第5桁	Z	コース共通
	6	特殊講義科目，アカデミックスキル科目
第6桁	7	高度専門演習科目，特殊研究科目，特定研究演習科目
	0	
第7桁	0	アカデミックスキル科目
	1	特殊講義科目，特殊研究科目，特定研究演習科目
	2	高度専門演習科目
	3	特定研究演習科目

博士課程前期課程 授業科目一覧

(1) 文化相關専攻

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 殊 講 義 科 目	日本社会変容論特殊講義	C2IA601
	日本言語文化論特殊講義	C2IA601
	日本芸能文化論特殊講義	C2IA601
	日本文化表象論特殊講義	C2IA601
	日本社会文化論特殊講義	C2IA601
	中国社会経済論特殊講義	C2IB601
	東アジア社会文化論特殊講義	C2IB601
	東南アジア社会文化論特殊講義	C2IB601
	東南アジア国家統合論特殊講義	C2IB601
	オセアニア社会文化論特殊講義	C2IB601
	ヨーロッパ社会文化論特殊講義	C2IC601
	イギリス社会文化論特殊講義	C2IC601
	イギリス文化表象論特殊講義	C2IC601
	アメリカ言語映像文化論特殊講義	C2IC601
	ラテン・アメリカ文化交流論特殊講義	C2IC601
	社会人類学特殊講義	C2ID601
	文化人類学特殊講義	C2ID601
	現代人類学特殊講義	C2ID601
	民族学特殊講義	C2ID601
	民族誌論特殊講義	C2ID601
	越境社会文化論特殊講義	C2IE601
	科学技術社会論特殊講義	C2IE601
	越境文化形成論特殊講義	C2IE601
	越境文化交流論特殊講義	C2IE601
	越境社会共生論特殊講義	C2IE601
	多文化政治社会論特殊講義	C2IF601
	国際政治社会論特殊講義	C2IF601
	比較政治社会論特殊講義	C2IF601
	比較地域社会論特殊講義	C2IF601
	比較地域政治論特殊講義	C2IF601
高 度 専 門 演 習 科 目	日本学演習	C2IA702
	アジア・太平洋文化論演習	C2IB702
	ヨーロッパ・アメリカ文化論演習	C2IC702
	異文化関係論演習	C2ID702
	越境文化論演習	C2IE702
	国際社会論演習	C2IF702

## (2) グローバル文化専攻

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 殊 講 義 科 目	近代社会思想系譜論特殊講義	C2GG601
	近代思想文化系譜論特殊講義	C2GG601
	近代政治思想系譜論特殊講義	C2GG601
	近代科学思想系譜論特殊講義	C2GG601
	近代倫理思想系譜論特殊講義	C2GG601
	現代社会理論特殊講義	C2GH601
	ジェンダー社会文化論特殊講義	C2GH601
	メディア社会文化論特殊講義	C2GH601
	文化規範形成論特殊講義	C2GH601
	現代法規論特殊講義	C2GH601
	現代芸術理論特殊講義	C2GI601
	現代芸術動態論特殊講義	C2GI601
	現代芸術社会論特殊講義	C2GI601
	文化環境形成論特殊講義	C2GI601
	芸術文化表現論特殊講義	C2GI601
	比較・対照言語論特殊講義	C2GI601
	言語慣用類型論特殊講義	C2GJ601
	言語社会論特殊講義	C2GJ601
	レトリカル・コミュニケーション論特殊講義	C2GJ601
	第二言語習得論特殊講義	C2GJ601
	日本語教育方法論特殊講義	C2GJ601
	日本語教育内容論特殊講義	C2GJ601
	日本語教育応用論特殊講義	C2GJ601
	コミュニケーション文法論特殊講義	C2GK601
	コミュニケーション構造論特殊講義	C2GK601
	言語行動科学論特殊講義	C2GK601
	コミュニケーション認知論特殊講義	C2GK601
	非言語コミュニケーション論特殊講義	C2GK601
	コンピューター・コミュニケーション・システム論特殊講義	C2GL601
	コンピューター・シミュレーション論特殊講義	C2GL601
	情報ベース論特殊講義	C2GL601
	計算科学応用論特殊講義	C2GL601
	認知情報システム論特殊講義	C2GL601
	教育システム情報論特殊講義	C2GL601
	言語対照基礎論特殊講義	C2GM601
	言語教育科学論特殊講義	C2GM601
言語教育環境論特殊講義	C2GM601	
言語文化環境論特殊講義 I	C2GM601	
言語文化環境論特殊講義 II	C2GM601	
言語文化表象論特殊講義	C2GM601	

特殊講義科目	言語科学論特殊講義	C2GM601
	外国語教授学習論特殊講義	C2GN601
	外国語教育工学論特殊講義	C2GN601
	外国語教育内容論特殊講義Ⅰ	C2GN601
	外国語教育内容論特殊講義Ⅱ	C2GN601
	第二言語運用論特殊講義	C2GN601
	言語対照応用論特殊講義Ⅰ	C2GN601
	言語対照応用論特殊講義Ⅱ	C2GN601
高度専門演習科目	モダニティ論演習	C2GG702
	先端社会論演習	C2GH702
	芸術文化論演習	C2GI702
	言語コミュニケーション論演習	C2GJ702
	感性コミュニケーション論演習	C2GK702
	ITコミュニケーション論演習	C2GL702
	外国語教育システム論演習	C2GM702
	外国語教育コンテンツ論演習	C2GN702

(3) 各専攻共通

A表

区分	授業科目	ナンバリング
アカデミック・スキル科目	ITスキル実習	C2ZZ600
	統計・計量分析法	C2ZZ600
	フィールド調査法	C2ZZ600
	社会研究方法論	C2ZZ600
	アカデミック・コミュニケーション（英語）	C2ZZ600
	アカデミック・ライティング（英語）	C2ZZ600
	アカデミック・ライティング（日本語）	C2ZZ600
特殊研究科目	国際文化学特殊研究	C2ZZ701
	専門インターンシップ実習	C2ZZ701
	海外専門研修	C2ZZ701
	日本語教育実践演習	C2ZZ701
	文化情報リテラシー特殊研究	C2ZZ701

B表

(1) 研究者養成型プログラム

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 定 研 究 演 習 科 目	特定研究演習Ⅰ	C2ZZ703
	特定研究演習Ⅱ	C2ZZ703
	特定研究演習Ⅲ	C2ZZ703
	特定研究演習Ⅳ	C2ZZ703

(2) キャリアアップ型プログラム

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 定 研 究 演 習 科 目	特定研究演習Ⅰ	C2ZZ703
	特定研究演習Ⅱ	C2ZZ703

## 2 前期課程の履修等に関する留意事項

### I 学生の教育プログラムの選択

前期課程に入学した学生は、入学した学期の初めに、指導教員の承認を経て、教育プログラムを選択し、教務学生係に届け出なければならない。

### II 前期課程授業科目の概要

- 1 「特殊講義科目」（2単位）とは、当該科目がカバーする領域の大学院レベルでの基盤的知識の涵養を主たる教育内容とする「講義」形式の授業である。ただし、教員からの知識の伝授のみならず、教員による問題提起と履修学生による応答を交えたり、頻繁にアサインメントを課したりすることによって、双方向的に展開される授業科目である。
- 2 「高度専門演習科目」（2単位）とは、後期課程との連関を視野に入れつつ、専門文献の講読や学生の発表などを通して、当該科目がカバーする領域における柔軟な思考能力と深い洞察力を養成するための「演習」形式の授業である。
- 3 「特定研究演習科目」（2単位）とは、修士フォリオ、修士論文または修了研究レポートの作成に係る特定のテーマについて研究するために必要となる知識、方法論、視点、論述力等を獲得し、錬磨するために設けられた授業科目である。
- 4 「アカデミック・スキル科目」（2単位）とは、幅広い実践的知識や能力を修得したり、専門的調査・研究を遂行するうえで不可欠な技能・方法論等を修得することを目標とする授業である。
- 5 「特殊研究科目」は、主として実務に携わる専門家を講師として招き、現実的課題への実践的視点からの取り組みについて検討を深めることを教育目標とする授業である。

### III 研究者養成型プログラムに関する留意事項

#### 1 指導教員と履修計画書

- (1) 関係教員と相談のうえ、入学した学期の初めに、指導教員1名と副指導教員1名以上を教務学生係に届け出なければならない。
- (2) 指導教員による指導を受けたうえで、1年次の所定の期日に、履修計画書を教務学生係に提出しなければならない。
- (3) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。

#### 2 修了要件

2年間の在学期間（標準）に、本研究科が開講する、「高度専門演習科目」（8単位以上必修）、「特定研究演習科目」（4科目8単位必修）、「アカデミック・スキル科目」、「特殊講義科目」、「特殊研究科目」の中から、合計30単位以上を履修・修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文または修士フォリオの審査及び最終試験に合格した学生に対して、修士（学術）の学位が授与される。

#### 3 履修上の注意

- (1) 研究者養成型プログラムの学生は、「高度専門演習科目」を、12単位以上履修・修得することが望ましい。

- (2) 研究者養成型プログラムの学生は、自己が所属するコースが開講する「高度専門演習科目」を、8単位以上履修・修得することが望ましい。
- (3) 「高度専門演習科目」及び「国際文化学特殊研究」は、担当教員が同一であるか否にかかわらず、重複して履修・単位修得することができる。
- (4) 研究者養成型プログラムの学生は、「アカデミック・スキル科目」を2単位以上履修・修得することが望ましい。
- (5) 神戸大学大学院国際文化学研究科規則第27条により留学を許可された学生は、留学を許可された期間中に、指導教員の承認を得て、「特定研究演習科目」を履修することができる。
- (6) 1年以上在学した研究者養成型プログラムの学生は、本研究科後期課程が開講する「特別演習科目」を履修・修得し、修了に必要な単位数に算入することができる。

#### 4 修士論文・修士フォリオ

- (1) 修士論文を提出しようとする者は、「修士論文の指導体制について」を参照すること。
- (2) 修士フォリオを提出しようとする者は、「修士フォリオの指導体制について」を参照すること。

#### 5 早期修了

2年未満の在学で修了を希望する学生は、「修士論文の指導体制について」第9項及び「修士フォリオの指導体制について」第10項を参照すること。

### IV キャリアアップ型プログラムに関する留意事項

#### 1 指導教員と履修計画書

- (1) 関係教員と相談のうえ、入学した学期の初めに、指導教員1名と副指導教員1名を教務学生係に届け出なければならない。
- (2) 指導教員による指導を受けたうえで、1年次の所定の期日に、履修計画書を教務学生係に提出しなければならない。
- (3) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。

#### 2 修了要件

2年間の在学期間（標準）に、本研究科が開講する、「特殊講義科目」（12単位以上必修）、「アカデミック・スキル科目」（2単位以上必修）、「特定研究演習科目」（2科目4単位必修）、「高度専門演習科目」、「特殊研究科目」の中から、合計30単位以上を履修・修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、「修了研究レポート」の審査及び最終試験に合格した学生に対して、修士（学術）の学位が授与される。

#### 3 履修上の注意

- (1) キャリアアップ型プログラムの学生は、自己が所属するコースが開講する「特殊講義科目」を、8単位以上履修・修得することが望ましい。
- (2) 「高度専門演習科目」及び「国際文化学特殊研究」は、担当教員が同一であるか否にかかわらず、重複して履修・単位修得することができる。
- (3) キャリアアップ型プログラムの学生は、「特定研究演習Ⅰ、Ⅱ」を原則として2年次に履修・単位修得しなければならない。ただし、履修計画上、必要である場合は1年次に履修・単位修得することもできる。

- (4) キャリアアップ型プログラムの学生は、本研究科後期課程が開講する「特別演習科目」を履修・単位修得することができない。
- 4 修了研究レポート  
修了研究レポートの作成については、「修了研究レポート作成要領」を参照すること。
- 5 早期修了  
2年未満の在学で修了を希望する学生は、「修了研究レポートの指導體制について」第9項を参照すること。

### 3 修士論文の指導体制について

#### 1 指導教員

修士論文を提出しようとする学生は、関係教員と相談のうえ、入学した学期の初めに指導教員1名及び副指導教員1名以上を教務学生係に届け出なければならない。なお、必要が生じた場合、学生は指導教員の変更を申請することができる。変更は、教授会の議を経て承認される。変更を希望する学生は、理由を添えて次の時期に教務学生係へ申し出ること。

10月から変更希望：7月末日まで

4月から変更希望：1月末日まで

#### 2 履修計画書

修士論文を提出しようとする学生は、指導教員による指導を受けたいうで、1年次の所定の期日に「履修計画書」を、教務学生係に提出しなければならない。当該学生の所属するコースは、この「履修計画書」を審議のうえ、承認を与えるものとする。

#### 3 研究指導

指導教員は、修士論文の作成・提出に向けて研究指導を行うものとする。

指導教員は、学生と協議のうえ研究指導計画書を作成し、学生と共有できるようにする。研究指導計画書は入学時及び在学が1年経過するごとに作成し、指導教員から教務学生係へ提出する。

#### 4 修士論文の題目届

修士論文を提出しようとする学生は、2年次の10月7日までに、指導教員の承認を経て所定の様式により論文題目届を教務学生係に提出しなければならない。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。次年度以降の9月修了予定者は、次年度の4月17日までに、同様の手続により論文題目届を提出するものとする。

#### 5 修士論文の提出資格

修士論文を提出しようとする学生は、題目届を提出する期限までに16単位以上を修得していなければならない。

#### 6 修士論文の提出期限

修士論文の提出期限は、1月7日とする。次年度以降の9月に修了しようとする者の提出期限は、7月17日とする。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

#### 7 修士論文の審査

修士論文の論文審査及び最終試験は、研究科を担当する専任の教授及び准教授のうちから2名以上の審査委員により行い、審査の結果を教授会に報告し、承認を得るものとする。ただし、審査委員には少なくとも教授1名を含めなければならない。

また、前記の審査委員のほか、審査のために必要があると認めるときは、本研究科の教授及び准教授以外の教員、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができるものとする。

#### 8 修士論文報告会の開催等

(1) 学生の所属するコースまたは領域は、修士論文の中間報告会を開催するものとする。

(2) 学生の所属するコースまたは領域は、修士論文の最終試験を公開形式で開催し、修士論文の水準の

維持・向上を図るものとする。最終試験の時期は、原則として2年次の2月とする。

次年度以降の9月に修了しようとする者の最終試験の時期は、原則として8月とする。

## 9 早期修了者に係る修士論文の提出資格判定

### I 1年の在学で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績をあげ、1年の在学で修士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の5月末日までに所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格を審議する判定委員会を設置するものとする。
- (3) 判定委員会は、指導教員1名、当該コース所属の教員1名、他コース所属の教員1名の3名から構成される。判定委員会は、中間報告会を開催し、その報告内容及び学業成績・業績等を勘案して、早期修了の資格の有無を審議し、9月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (4) 1年の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、10月7日までに修士論文の題目届を提出したうえで、1月7日までに修士論文を提出するものとする。
- (5) 1年の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を4単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅲ」及び「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。

### II 1年6ヶ月の在学で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績をあげ、1年6ヶ月の在学で修士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の11月末日までに所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格を審議する判定委員会を設置するものとする。
- (3) 判定委員会は、指導教員1名、当該コース所属の教員1名、他コース所属の教員1名の3名から構成される。判定委員会は、中間報告会を開催し、その報告内容及び学業成績・業績を勘案して、早期修了の資格の有無を審議し、3月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (4) 1年6ヶ月の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、4月17日までに修士論文の題目届を提出したうえで、7月17日までに修士論文を提出するものとする。
- (5) 1年6ヶ月の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を2単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。

## 【参 考】

### ■標準修業年限2年：3月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
2年次		修士論文中間報告会 ※
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	10月	「修士論文題目届」を提出（10月7日）
	1月	修士論文提出（1月7日）
	2月	修士論文最終試験 ※

### ■早期修了1年：3月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定
	5月	「履修計画書」及び「早期修了申請書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	6月	判定委員会の設置 修士論文中間報告会 ※
	9月	判定委員会報告
	10月	「修士論文題目届」を提出（10月7日）
	1月	修士論文提出（1月7日）
	2月	修士論文最終試験 ※

### ■早期修了1年6ヶ月：9月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	11月	「早期修了申請書」の提出
	12月	判定委員会の設置 修士論文中間報告会 ※
	3月	判定委員会報告
2年次	4月	「修士論文題目届」を提出（4月17日）
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	修士論文提出（7月17日）
	8月	修士論文最終試験 ※

※ 修士論文の中間報告会及び最終試験は、コースまたは領域（講座）単位で開催するものとする。

## 4 修士論文作成要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年6月16日

1. 修士論文は、1通を電子媒体（PDFファイル）で教務学生係に提出するものとする。提出方法は別途指示する。提出にあたっては、必ず事前に指導教員の点検を受け、承認を得ておくこととし、提出後の原稿訂正は認めない。

2. 修士論文は、別紙様式1に準じた表紙、修士論文要旨、目次、本文の順とする。

### (書式)

3. 修士論文は、A4版、縦位置、横書きを基本とする。

4. 修士論文が日本語による場合は、1ページあたり40字×30行の書式を基本とする。外国語による場合は、それに相当するものを目安とする。

5. 修士論文は10.5ポイントで記入することを基本とする。

### (修士論文要旨)

6. 修士論文要旨の長さは2,000字程度とし、外国語による場合はそれに相当する分量を目安とする。

7. 修士論文要旨には、別紙様式2に従って、修士論文題目を15ポイント、所属専攻・コース、氏名、指導教員氏名を12ポイントで記入することを基本とする。

### (修士論文本文)

8. 修士論文本文の長さは40,000字程度とし、外国語による場合はそれに相当する分量を目安とする。

9. 修士論文本文の様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。



## 5 修士フォリオの指導体制について

### 1 修士フォリオの概要

#### 1.1 修士フォリオとは何か

前期課程で作成・提出される「修士フォリオ」は、共通のテーマに基づき、ゆるやかに連関した3種類の業績のコンポーネントから構成される。フォリオの最大の特徴は、単一の「論文」という形式にとらわれず、ジャンルを横断した複数の業績が審査対象になるという点にある。

修士フォリオは、修士論文よりも短い「フォリオ・ペーパー」2点と、実践的な「フォリオ・プロジェクト」業績1点の、合計3つのコンポーネントによって構成される。また、各コンポーネントの提出に先立ち、コンポーネント相互の関連や全体のテーマを説明する「フォリオ研究趣意書」を提出しなければならない。

#### 1.2 修士フォリオの各コンポーネントの説明

##### (1) フォリオ研究趣意書

- ・各コンポーネントの相互関連や、統一テーマとの関係性を説明するとともに、先行研究史における当該フォリオ研究の位置づけについて論証する。
- ・字数は、4,000字程度とする。

##### (2) フォリオ・ペーパー(1)【第1コンポーネント】

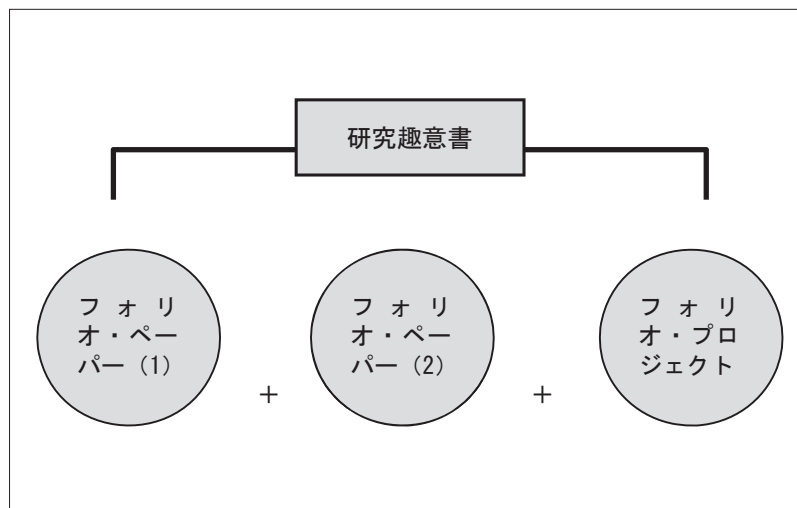
- ・各自の専門分野に関する学術論文。分量は標準的な修士論文より短い、書式等は原則として修士論文に準じるものとする。
- ・字数は、15,000字程度とする。

##### (3) フォリオ・ペーパー(2)【第2コンポーネント】

- ・フォリオ・ペーパー(1)に準じる。研究趣意書に示した統一テーマに則ったものであれば、フォリオ・ペーパー(1)と異なる研究分野について執筆することも認められる。
- ・字数は、15,000字程度とする。

##### (4) フォリオ・プロジェクト【第3コンポーネント】

- ・原則として、1点。
- ・コース及び指導教員の指導のもと、それぞれの分野のニーズに応じた実践的な課題研究を行う。たとえば、以下のようなものが具体例として考えられる。
  - (a) ソフトウェア、データベース等の開発・特許取得
  - (b) 教育上のコース・デザイン、カリキュラムの開発
  - (c) 各種分野の教授資料・教科書、テストの開発・作成
  - (d) 高い専門的・学術的価値を持つ翻訳や調査報告書



コンポーネント概念図

## 2 指導教員

修士フォリオを提出しようとする学生は、関係教員と相談のうえ、1年次の4月に指導教員1名及び副指導教員1名以上を教務学生係に届け出なければならない。なお、必要が生じた場合、学生は指導教員の変更を申請することができる。変更は、教授会の議を経て承認される。変更を希望する学生は、理由を添えて次の時期に教務学生係へ申し出ること。

10月から変更希望：7月末日まで

4月から変更希望：1月末日まで

## 3 履修計画書

修士フォリオを提出しようとする学生は、指導教員による指導を受けたうえで、1年次の5月に「履修計画書」を、教務学生係に提出しなければならない。当該学生の所属するコースは、この「履修計画書」を審議のうえ、承認を与えるものとする。

## 4 研究指導

指導教員は、修士フォリオの作成・提出に向けて研究指導を行うものとする。

指導教員は、学生と協議のうえ研究指導計画書を作成し、学生と共有できるようにする。研究指導計画書は入学時及び在学が1年経過するごとに作成し、指導教員から教務学生係へ提出する。

## 5 フォリオ研究趣意書

修士フォリオを提出しようとする学生は、2年次の4月7日までに、指導教員の指導を受けたうえで「フォリオ研究趣意書」を教務学生係に提出しなければならない。次年度以降の9月修了予定者は、2年次の10月7日までに、同様の手続により「フォリオ研究趣意書」を提出するものとする。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

なお、「フォリオ研究趣意書」は、その後の研究の進展に従い指導教員の許可を得て変更することができるが、第3コンポーネントと同時に最終的に提出しなければならない。

## 6 修士フォリオの提出資格

修士フォリオを提出しようとする学生は、「フォリオ研究趣意書」を提出する期日までに10単位以上を修得していなければならない。ただし、1年の在学で前期課程を早期修了しようとする者については、この限りでない。

## 7 修士フォリオの提出期限

修士フォリオの第1コンポーネントは、2年次の7月7日までに、第2コンポーネントは10月7日までに、第3コンポーネントは1月7日までに教務学生係に提出しなければならない。次年度以降の9月に修了しようとする者は、第1コンポーネントを1月7日までに、第2コンポーネントを4月7日までに、第3コンポーネントを7月17日までに教務学生係に提出しなければならない。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

ただし、各コンポーネントの提出順は、指導教員と相談のうえ変更することができる。

## 8 修士フォリオの審査

修士フォリオの審査及び最終試験は、研究科を担当する専任の教授及び准教授のうちから2名以上の審査委員により行い、審査の結果を教授会に報告し、承認を得るものとする。ただし、審査委員には少なくとも教授1名を含めなければならない。

また、前記の審査委員のほか、審査のために必要があると認めるときは、本研究科の教授及び准教授以外の教員、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができるものとする。

## 9 修士フォリオ報告会の開催等

- (1) 学生の所属するコースまたは領域は、修士フォリオの報告会を開催するものとする。報告会の時期は、原則として2年次の7月及び10月とする。ただし、指導教員及びコースの指導により、学会発表等をもってこれに代えることがある。
- (2) 学生の所属するコースまたは領域は、修士フォリオの最終試験を公開形式で開催し、その水準の維持・向上を図るものとする。最終試験の時期は、原則として2年次の2月とする。

## 10 早期修了者に係る修士フォリオの提出資格判定

### I 1年で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績をあげ、1年の在学で修士フォリオを提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の5月末日までに「フォリオ研究趣意書」と併せて所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。さらに、当該学生は6月末日までに第1コンポーネントを提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格を審議する判定委員会を設置するものとする。
- (3) 判定委員会は、指導教員1名、当該コース所属の教員1名、他コース所属の教員1名の3名から構成される。判定委員会は、第1コンポーネントの報告会における報告内容及び学業成績・業績等を勘

案して、早期修了の資格の有無を審議し、9月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。

- (4) 1年の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、10月7日までに第2コンポーネントを提出し、1月7日までに第3コンポーネントを提出するものとする。
- (5) 1年の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を4単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅲ」及び「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。

## Ⅱ 1年6ヶ月で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績をあげ、1年6ヶ月の在学で修士フォリオを提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の10月末日までに「フォリオ研究趣意書」と併せて所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。さらに、当該学生は1月7日までに第1コンポーネントを提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格を審議する判定委員会を設置するものとする。
- (3) 判定委員会は、指導教員1名、当該コース所属の教員1名、他コース所属の教員1名の3名から構成される。判定委員会は、第1コンポーネントの報告会における報告内容及び学業成績・業績等を勘案して、早期修了の資格の有無を審議し、3月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (4) 1年6ヶ月の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、4月7日までに第2コンポーネントを提出し、7月17日までに第3コンポーネントを提出するものとする。
- (5) 1年6ヶ月の在学で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を2単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。

## 【参 考】

### ■標準修業年限2年：3月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
2年次	4月	「フォリオ研究趣意書」の提出 指導教員・副指導教員との議論
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	第1コンポーネントの提出 修士フォリオ報告会 ※
	10月	第2コンポーネントの提出 修士フォリオ報告会 ※
	1月	第3コンポーネントの提出 修士フォリオ最終試験 ※

■早期修了1年：3月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定	
	5月	「履修計画書」、「フォリオ研究趣意書」及び「早期修了申請書」の提出／ 指導教員から「研究指導計画書」の提出	
	6月	判定委員会の設置 指導教員・副指導教員との議論 第1コンポーネントの提出 修士フォリオ報告会 ※	
	9月	判定委員会報告	
	10月	第2コンポーネントの提出 修士フォリオ報告会 ※	
	1月	第3コンポーネントの提出 修士フォリオ最終試験 ※	

■早期修了1年6ヶ月：9月修了

---

1年次	4月	指導教員1名及び副指導教員1名以上を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	10月	「フォリオ研究趣意書」及び「早期修了申請書」の提出 指導教員・副指導教員との議論
	1月	第1コンポーネントの提出 修士フォリオ報告会 ※
	3月	判定委員会報告
2年次	4月	第2コンポーネントの提出
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出 修士フォリオ報告会 ※
	7月	第3コンポーネントの提出 修士フォリオ最終試験 ※

※ 修士フォリオの報告会及び最終試験は、コースまたは領域（講座）単位で開催するものとする。

## 6 フォリオ研究趣意書作成要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年6月16日

1. フォリオ研究趣意書は、1通を電子媒体（PDFファイル）で教務学生係に提出するものとする。提出方法は別途指示する。提出にあたっては、必ず事前に指導教員の点検を受け、承認を得ておくこととする。
2. フォリオ研究趣意書は、A4判サイズで縦位置、横書を基本とする。フォリオ研究趣意書の長さは4,000字程度とし、外国語による場合はそれに相当する分量を目安とする。
3. 日本語による場合は、1ページあたり40字×30行の書式を基本とする。外国語による場合は、それに相当するものを目安とする。
4. フォリオ研究趣意書の1ページ目には、別紙様式1に従って、所属専攻・コース、氏名、指導教員氏名をそれぞれ12ポイントで、フォリオ題目を14ポイントで記入する。
5. フォリオ研究趣意書の2ページ目以降には、別紙様式2に従って、ページの右上に氏名とページ番号を記入する。
6. フォリオ研究趣意書本文は、10.5ポイントで記入することを基本とする。



## 7 フォリオ・ペーパー作成要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年6月16日

1. フォリオ・ペーパーは、1通を電子媒体（PDFファイル）で教務学生係に提出するものとする。提出方法は別途指示する。提出にあたっては、必ず事前に指導教員の点検を受け、承認を得ておくこととし、提出後の原稿訂正は認めない。

2. フォリオ・ペーパーは、別紙様式1に準じた表紙、フォリオ・ペーパー要旨、目次、本文の順とする。

### （書 式）

3. フォリオ・ペーパーは、A4版、縦位置、横書きを基本とする。

4. フォリオ・ペーパーが日本語による場合は、1ページあたり40字×30行の書式を基本とする。外国語による場合は、それに相当するものを目安とする。

5. フォリオ・ペーパーは10.5ポイントで記入することを基本とする。

### （フォリオ・ペーパー要旨）

6. 要旨の長さは1,000字程度とし、外国語による場合はそれに相当する分量を目安とする。

7. 要旨には、別紙様式2に従って、フォリオ・ペーパー題目を15ポイント、所属専攻・コース、氏名、指導教員氏名を12ポイントで記入することを基本とする。

### （フォリオ・ペーパー本文）

8. フォリオ・ペーパー本文の長さは15,000字程度とし、外国語による場合はそれに相当する分量を目安とする。

9. フォリオ・ペーパー本文の様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。





## 9 修了研究レポートの指導体制について

### 1 指導教員

キャリアアップ型プログラムを選択し、修了研究レポートを提出しようとする学生は、関係教員と相談のうえ、入学した学期の初めに指導教員1名と副指導教員1名を教務学生係に届け出なければならない。なお、必要が生じた場合、学生は指導教員の変更を申請することができる。変更は、教授会の議を経て承認される。変更を希望する学生は、理由を添えて次の時期に教務学生係へ申し出ること。

10月から変更希望：7月末日まで

4月から変更希望：1月末日まで

### 2 履修計画書

修了研究レポートを提出しようとする学生は、指導教員による指導を受けたうえで、1年次の所定の期日に「履修計画書」を、教務学生係に提出しなければならない。当該学生の所属するコースは、この「履修計画書」を審議のうえ、承認を与えるものとする。

### 3 修了研究レポートの題目届

修了研究レポートを提出しようとする学生は、2年次の10月7日までに、指導教員の承認を経て所定の様式により題目届を教務学生係に提出しなければならない。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。次年度以降の9月修了予定者は、次年度の4月17日までに、同様の手続により題目届を提出するものとする。

### 4 研究指導

指導教員は、修了研究レポートの作成・提出に向けて研究指導を行うものとする。

指導教員は、学生と協議のうえ研究指導計画書を作成し、学生と共有できるようにする。研究指導計画書は入学時及び在学が1年経過するごとに作成する。

### 5 修了研究レポートの提出資格

修了研究レポートを提出しようとする学生は、提出しようとする学期の開始時までには20単位以上を修得していなければならない。

### 6 修了研究レポートの提出期限

修了研究レポートの提出期限は、1月7日とする。次年度以降の9月に修了しようとする者の提出期限は、7月17日とする。提出期限の日が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

### 7 修了研究レポートの審査

修了研究レポートの審査及び最終試験は、研究科を担当する専任の教授及び准教授のうちから2名以上の審査委員により行い、審査の結果を教授会に報告し、承認を得るものとする。ただし、審査委員には少なくとも教授1名を含めなければならない。

また、前記の審査委員のほか、審査のために必要があると認めるときは、本研究科の教授及び准教授以外の教員、又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができるものとする。

### 8 修了研究レポートの最終試験

学生の所属するコースまたは領域は、修了研究レポートの最終試験を開催し、修了研究レポートの水準

の維持・向上を図るものとする。最終試験の時期は、原則として2年次の2月とする。次年度以降の9月に修了しようとする者の最終試験の時期は、原則として8月とする。

## 9 早期修了者に係る修了研究レポートの提出資格判定

### I 1年で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績を上げ、1年の在学中で修了研究レポートを提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の5月末日までに所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、申請者が所属するコースは、申請者の学業成績・業績を勘案して、早期修了の資格の有無を審議し、9月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。ただし、早期修了の資格を認定する場合には、申請者が、1年次の前期において18単位以上を修得し、かつ「合格」又は「認定」の単位を除く修得単位の80%以上において「秀」または「優」の評価を得ていなければならない。
- (3) 1年の在学中で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、10月7日までに修了研究レポートの題目届を提出し、1月7日までに修了研究レポートを提出するものとする。
- (4) 1年の在学中で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を4単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅰ」及び「特定研究演習Ⅱ」に代えることができる。

### II 1年6ヶ月で前期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた業績を上げ1年6ヶ月の在学中で修了研究レポートを提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の11月末日までに所定の様式により早期修了申請書を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、申請者が所属するコースは、申請者の学業成績・業績等を勘案して、早期修了の資格の有無を審議し、3月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。ただし、早期修了の資格を認定する場合には、申請者が、1年次において24単位以上を修得し、かつ「合格」又は「認定」の単位を除く修得単位の80%以上において「秀」または「優」の評価を得ていなければならない。
- (3) 1年6ヶ月の在学中で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、4月17日までに修了研究レポートの題目届を提出し、7月17日までに修了研究レポートを提出するものとする。
- (4) 1年6ヶ月の在学中で前期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度専門演習」を2単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅱ」に代えることができる。

## 【参 考】

### ■標準修業年限2年：3月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名と副指導教員1名を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
2年次	10月	「修了研究レポート題目届」を提出（10月7日）
	1月	修了研究レポート提出（1月7日）
	2月	修了研究レポート最終試験 ※

### ■早期修了1年：3月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名と副指導教員1名を決定
	5月	「履修計画書」及び「早期修了申請書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	9月	判定委員会による早期修了資格の有無の報告
	10月	「修了研究レポート題目届」を提出（10月7日）
	1月	修了研究レポート提出（1月7日）
	2月	修了研究レポート最終試験 ※

### ■早期修了1年6ヶ月：9月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名と副指導教員1名を決定
	5月	「履修計画書」の提出／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	11月	「早期修了申請書」の提出
	3月	判定委員会による早期修了資格の有無の報告
2年次	4月	「修了研究レポート題目届」を提出（4月17日）
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	修了研究レポート提出（7月17日）
	8月	修了研究レポート最終試験 ※

※ 修了研究レポートの最終試験は、コースまたは領域（講座）単位で開催するものとする。

## 10 修了研究レポート作成要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年6月16日

1. 修了研究レポートは、別紙様式1に準じた表紙をつけ、1通を電子媒体（PDFファイル）で教務学生係に提出するものとする。提出方法は別途指示する。提出にあたっては、必ず事前に指導教員の点検を受け、了承を得ておくこととし、提出後の原稿訂正は認めない。

### (書式)

2. 修了研究レポートは、A4版、縦位置、横書きを基本とする。
3. 修了研究レポートが日本語による場合は、1ページあたり40字×30行の書式を基本とする。外国語による場合は、それに相当するものを目安とする。
4. 修了研究レポートは10.5ポイントで記入することを基本とする。

### (修了研究レポート本文)

5. 別紙様式2に従い、論文の冒頭に、修了研究レポート題目を15ポイントで、所属専攻・コース、氏名、指導教員氏名を12ポイントで記入し、次いで目次を付すことを基本とする。
6. 修了研究レポートの本文の長さは15,000～20,000字程度とし、外国語による場合は、それに相当する分量を目安とする。
7. 修了研究レポート本文の様式等に関するその他の事項については、指導教員の指示に従うものとする。

別紙様式 1

表紙見本等

平成〇〇年〇〇月〇〇日提出
修了研究レポート
修了研究レポート題目
指導教員：〇〇〇〇〇
神戸大学大学院 国際文化学研究科 〇〇〇〇専攻△△△△コース 学籍番号・氏名 △△△△△△ 〇〇〇〇

別紙様式 2

修了研究レポート 様式

[修了研究レポート題目]
所属専攻・コース：〇〇〇〇・△△△△ 氏 名：〇〇〇 〇 〇 指導教員氏名：〇〇〇 〇 〇
(目次)
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
(本文)
_____
_____
_____
_____
_____
_____

研究科保存用の修了研究レポート（PDFファイル）

\*電子データ形式はPDFファイル（「PDF/A(ISO-19005)」推奨）で作成してください。

\*ファイル名は下記例に従って作成してください。

(例)：123C456C\_神戸太郎

## 11 前期課程 教育プログラムの変更手続に関する内規

(平成19年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年4月1日制定)第21条第2項の規定による教育プログラムの変更に関する必要な事項を定めるものとする。

### (申 請)

**第2条** 前期課程の学生は、指導教員の承認を経て、教育プログラムの変更を申請することができる。

### (申請の期限)

**第3条** 2年次の4月の時点で教育プログラムの変更を希望する学生は、前年の12月末日までに、2年次の10月の時点で教育プログラムの変更を希望する学生は、同年の6月末日までに、その旨を、理由を付して教務学生係に申請しなければならない。

### (審 査)

**第4条** 当該学生が所属するコースは、当該学生の適性・能力を審査したうえで、その結果を、申請後2ヶ月以内に教授会に報告し、教授会の議を経て、研究科長がこれを承認するものとする。ただし、当該コースはその報告に際して、審査の内容及び合否の理由を明らかにしなければならない。

### (修了要件)

**第5条** いずれの教育プログラムへ変更する場合も、変更後のプログラム修了要件を満たさなければならない。ただし、変更前に修得した単位を修了要件に含めることができる。

2) キャリアアップ型プログラムの学生が、研究者養成型プログラムに教育プログラムを変更する場合は、プログラムの変更時から原則として2年間在籍し、各学期ごとに「特定研究演習Ⅰ～Ⅳ」を1科目ずつ履修しなければならない。ただし、「高度専門演習」を4単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅲ」及び「特定研究演習Ⅳ」に、あるいは「高度専門演習」を2単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅳ」に代えることにより、プログラム変更時から1年、あるいは1年半で修了することができる。

### 附 則

この内規は、平成24年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

## 12 海外協定大学の修士課程学生の神戸大学大学院国際文化学研究科 博士課程前期課程への受入れ並びに修了要件に関する内規

(平成24年1月20日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定、以下「研究科規則」という。)第31条第3項の規定に基づき、ダブル・ディグリーの取得を目的とする海外協定大学(以下「協定大学」という。)の修士課程学生(以下「留学生」という。)の神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程(以下「前期課程」という。)への受入れ並びに修了要件について定めるものとする。

### (入学者選抜)

**第2条** 協定大学の推薦に基づき、本研究科において選抜を実施する。

### (選抜方法)

**第3条** 次の各号の提出書類により、教授会の議を経て、入学者の受入れを決定する。

- (1) 履歴書(所定の様式)
- (2) 研究計画書
- (3) 協定大学が発行した学業成績証明書

### (教育プログラム)

**第4条** 留学生は、前期課程の研究者養成型プログラムもしくはキャリアアップ型プログラムのいずれかに所属する。

- 2 前項の教育プログラムの選択は、指導教員の承認を経て、入学した学期の初めに届け出なければならない。なお、決定した教育プログラムの変更はできない。

### (前期課程の修了要件)

**第5条** 前期課程修了に必要な単位数30単位を修得し、優れた業績を上げた留学生は、教授会の議を経て、1年又は1年半で修了できる。

### (授業科目の履修要件)

**第6条** 2年で修了する場合は、所属する教育プログラムの履修要件を適用する。

- 2 前条の規定に基づき、研究者養成型プログラムに所属する留学生が、1年で修了する場合は、「特殊講義科目」又は「高度専門演習科目」を4単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅲ」及び「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。また、1年半で修了する場合は、「特殊講義科目」又は「高度専門演習科目」を2単位以上修得することをもって「特定研究演習Ⅳ」に代えることができる。ただし、その他の履修要件については、研究者養成型プログラムの履修要件と同一とする。

- 3 前条の規定に基づき、キャリアアップ型プログラムに所属する留学生が、1年又は1年半で修了する場合は、所属する教育研究分野が開講する「高度専門演習科目」を修得することをもって「特殊講義科目」に代えることができる。なお、6単位を限度とする。ただし、その他の履修要件については、キャリアアップ型プログラムの履修要件と同一とする。

**(入学前の既修得単位の認定)**

**第7条** 研究科規則第24条の規定に基づき、協定大学での既修得単位は、教授会の議を経て、15単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

2 キャリアアップ型プログラムに所属する留学生について、前項の規定に基づき認定された単位数が14単位以上の場合、そのうち2単位分を「特殊講義科目」として算入することができる。

**(本研究科以外の授業科目の履修)**

**第8条** 研究科規則第22条の規定に基づき、留学生は本研究科以外の授業科目を履修することができる。

2 前項の履修については研究科長を通じて、当該研究科長の許可を得るものとする。

3 第1項による修得単位は、前条に規定する入学前の既修得単位の認定単位と合わせて20単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

**(優れた業績)**

**第9条** 第5条の優れた業績とは、次の各号のいずれかをさすものとする。

- (1) 修士論文又は修了研究レポートの評価が秀又は優であること。
- (2) 「特定研究演習科目」及び「高度専門演習科目」のうち、8単位が秀又は優であること。
- (3) その他、本研究科において優れた業績と認めたもの。

**附 則**

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成27年6月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この内規は、平成28年10月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

# 13 神戸大学大学院国際文化学研究科博士課程前期課程の学生の 海外協定大学の修士課程への派遣並びに修了要件に関する内規

(平成24年1月20日制定)

## (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定、以下「研究科規則」という。)第31条第3項の規定に基づき、本研究科博士課程前期課程(以下「前期課程」という。)の学生の、海外協定大学(以下「協定大学」という。)の修士課程への、ダブル・ディグリーの取得を目的とする派遣並びに修了要件について定めるものとする。

## (派遣学生要件)

**第2条** ダブル・ディグリー・プログラムには、前期課程の研究者養成型プログラムもしくはキャリアアップ型プログラムに所属する学生が出願できるものとする。ただし、前期課程入学試験に合格した者でかつ、前期課程に入学を確約できる者は出願できるものとする。

## (派遣学生選抜)

**第3条** 本研究科の推薦にもとづき、協定大学において選抜を実施する。

## (派遣学生の修士論文・修了研究レポート提出)

**第4条** 派遣学生は、協定大学への派遣終了後、本研究科に半年以上在学し、研究者養成型プログラムに所属する学生は修士論文を、キャリアアップ型プログラムに所属する学生は修了研究レポートを提出しなければならない。

## (前期課程の修了要件)

**第5条** ダブル・ディグリー・プログラムによる派遣学生の修了要件は、研究科規則第31条第1項のとおりとする。

## (授業科目の履修要件)

**第6条** 研究者養成型プログラムに所属する学生は、「高度専門演習科目」を4単位以上修得することをもち「特定研究演習Ⅱ」及び「特定研究演習Ⅲ」に代えることができる。また、協定大学への派遣期間中、指導教員の承認を得て、「特定研究演習科目」を履修することができる。ただし、その他の履修要件については、研究者養成型プログラムの履修要件と同一とする。

## (協定大学での修得単位の認定)

**第7条** 研究科規則第23条の規定に基づき、協定大学での修得単位は、教授会の議を経て、15単位を限度として、前期課程の必要修得単位数に算入することができる。

## 附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和8年4月1日から施行する。

## 14 国際文化学研究科 異文化研究留学プログラム (Intercultural Studies Study Abroad Program-Graduate, ICSSAP-G) に関する申合せ

(平成26年9月12日制定)

国際文化学研究科が掲げる教育目標は、刻々と進展している現代社会のグローバル化を踏まえ、異文化間の相互作用並びにグローバルな文化変容及びコミュニケーションに関わる諸問題を究明することにある。

そのため国際文化学研究科では、様々な文化やグローバル社会の動態に伏在する社会的・文化的問題を察知しかつ明確化したうえで、その解決に向けて自在なコミュニケーション能力をもって対応・発信できる研究能力を涵養するべく、1年間の海外留学と留学先での単位取得を柱とした体系的な留学プログラムを整える。

1. 国際文化学研究科（以下「本研究科」という。）異文化研究留学プログラム（以下「ICSSAP-G」という。）を修了しようとする学生は、以下(1)～(3)に定める要件をすべて満たさなければならない。
  - (1) 本研究科在籍中に、外国の大学のうち、神戸大学もしくは本研究科と協定を結んでいる大学、又は本研究科が適当と認めた大学に1学期以上留学し、留学先で修得した単位を本研究科の「外国大学院修得単位」として2単位以上認定されること。
  - (2) 外国語によって作成した研究レポートを、留学帰国後1ヶ月以内に教務学生係に提出すること。レポートの長さは、作成言語が英語であれば2,000～4,000語程度を目安とする。それ以外の言語については、これに相当するものを目安とする。
  - (3) 留学から帰国後、オープンキャンパス、後援会との懇談会、留学説明会等において留学の成果を報告することによって、後進の育成に寄与すること。
2. ICSSAP-Gの修了については、次のとおりとする。
  - (1) 修了の認定は、本研究科の教授会の議を経て行う。
  - (2) 修了を認定された者については、修了認定証を授与する。
  - (3) 修了認定証の様式は、別に定める。
  - (4) 修了認定証は、原則として学位記授与式の日に交付する。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成26年11月21日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際現に在学する者が実施日以前に第1項に定める要件を満たした場合は本申合せを適用することができる。

### 附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

## 附 則

この申合せは、平成27年11月27日から実施する。

## 15 留学に関する内規

(平成26年 6月20日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定)第76条並びに神戸大学大学院国際文化学研究科規則(平成19年3月20日制定。以下「規則」という。)第23条の規定により、学生が留学する場合の取り扱いについて定める。

### (留学機関)

**第2条** 留学が認められる外国の大学院は、外国において学位授与権を有する大学院又はこれに相当する正規の教育研究機関で、あらかじめ神戸大学または本研究科と協定を結んでいるものとする。ただし、事前協定を欠いている場合でも、本研究科教授会が適当と認めた外国の大学院については、学生の留学を認めることがある。

### (留学の許可申請)

**第3条** 外国の大学院へ留学しようとする学生は、次の書類を提出して、留学の許可を研究科長に申請しなければならない。ただし、必要に応じてその他の書類の提出を求めることがある。

- (1) 留学許可申請書(別紙様式)
- (2) 外国の大学院の入学許可書(写)

### (修業年限への算入)

**第4条** 許可を受けて留学した期間は、1年を限度として、修業年限に算入する。

### (単位の認定)

**第5条** 外国の大学院において修得した授業科目の単位(以下「海外修得単位」という。)については、規則第23条第3項に基づき、修得単位数に算入することができる。

2 海外修得単位の単位数の計算は、規則第19条の単位計算基準に照らして算定する。

3 留学した学生で単位の認定を希望する者は、原則として留学期間終了後6ヶ月以内に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 留学した大学院の単位認定書及び成績証明書、又は受講証明書などの公的文書及びその日本語訳
- (2) 留学した大学院において履修した授業科目についてのシラバス、授業総時間数などの文書及びその日本語訳
- (3) 単位認定申請書

### (外国大学院修得単位)

**第6条** 海外修得単位の内、前期課程においては、15単位までは「外国大学院修得単位」として規則別表第2の選択科目の単位数に算入することができる。ただし、後期課程においては、4単位までとする。

### (授業料の納付)

**第7条** この内規の規定により留学するものは、その留学期間中、授業料を本研究科に納入しなければならない。

### (雑 則)

**第8条** この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

**附 則**

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

## 16 教育職員免許状の所要資格の取得等

本研究科において専修免許状を取得しようとする者は、修了に必要な単位を修得するほか、教育職員免許状及び同法施行規則に定める専修免許状に必要な単位を併せて修得しなければならない。基礎資格は、修士の学位を有するほか、大学（学部）において、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許状（英語）を取得していることが必要である。各専攻ごとに定められた教科・教職に関する科目（第3表～第4表）の中から24単位以上を修得すること。

### 1 本研究科で取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

【第1表】

専攻	免許状の種類	免許教科
文化関連専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
グローバル文化専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語

### 2 基礎資格及び最低必要単位数

【第2表】

第1欄		第2欄	第3欄				
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数				
免許状の種類			教科及び教職の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	28	10	10	7	28
	一種免許状	学士の学位を有すること	28	10	10	7	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	24	10	8	5	36
	一種免許状	学士の学位を有すること	24	10	8	5	12

【備考】 専修免許状に係る第3欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする。

### 3 教科等に関する授業科目

#### 1 文化関連専攻

【第3表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
大学が独自に 設定する科目 〔中学校・高等学校 教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		アジア・太平洋文化論演習	2	*
		ヨーロッパ・アメリカ文化論演習	2	*
		越境文化論演習	2	*
		異文化関係論演習	2	*
		国際社会論演習	2	*
		オセアニア社会文化論特殊講義	2	
		イギリス社会文化論特殊講義	2	
		アメリカ言語映像文化論特殊講義	2	
		イギリス文化表象論特殊講義	2	
		文化人類学特殊講義	2	
		越境社会文化論特殊講義	2	
		国際政治社会論特殊講義	2	
		比較地域政治論特殊講義	2	
		アカデミック・ライティング（英語）	2	
アカデミック・コミュニケーション（英語）	2			

\*「高度専門演習科目」は、担当教員が同一であるか否かにかかわらず、重複して履修・単位修得することができる。ただし、大学が独自に設定する科目として認定されている高度専門演習は、大学が独自に設定する科目として特殊講義を担当している教員が開講する高度専門演習のみである。

#### 2 グローバル文化専攻

【第4表】

免許法に規定する科目 〔免許状の種類〕	単位数	左に対応する授業科目		備考
		授 業 科 目	単位数	
大学が独自に 設定する科目 〔中学校・高等学校 教諭専修免許状〕	24	【教科に関する科目】		
		言語コミュニケーション論演習	2	*
		外国語教育システム論演習	2	*
		外国語教育コンテンツ論演習	2	*
		言語対照基礎論特殊講義	2	
		言語教育環境論特殊講義	2	
		言語文化環境論特殊講義Ⅰ	2	
		言語文化環境論特殊講義Ⅱ	2	

大学が独自に 設定する科目 [中学校・高等学校 教諭専修免許状]	24	言語科学論特殊講義	2	
		外国語教授学習論特殊講義	2	
		外国語教育内容論特殊講義Ⅰ	2	
		外国語教育内容論特殊講義Ⅱ	2	
		第二言語習得論特殊講義	2	
		比較・対照言語論特殊講義	2	
		レトリカル・コミュニケーション論特殊講義	2	
		言語教育科学論特殊講義	2	
		言語文化表象論特殊講義	2	
		外国語教育工学論特殊講義	2	
		第二言語運用論特殊講義	2	
		言語対照応用論特殊講義Ⅱ	2	
		アカデミック・ライティング（英語）	2	
		アカデミック・コミュニケーション（英語）	2	

\*「高度専門演習科目」は、担当教員が同一であるか否かにかかわらず、重複して履修・単位修得することができる。ただし、大学が独自に設定する授業科目として認定されている高度専門演習は、大学が独自に設定する科目として特殊講義を担当している教員が開講する高度専門演習のみである。

# 後 期 課 程 關 係



## 1 後期課程 ナンバリング基本方針

博士課程 後期課程		
第1～2桁	C 3	指定
第3桁	I	文化関連
	G	グローバル文化
	Z	専攻共通
第4桁	A	日本学コース
	B	アジア・太平洋文化論コース
	C	ヨーロッパ・アメリカ文化論コース
	D	文化人類学コース
	E	越境文化論コース
	F	国際関係・比較政治論コース
	G	モダニティ論コース
	H	先端社会論コース
	I	芸術文化論コース
	J	言語コミュニケーションコース
	K	感性コミュニケーションコース
	L	情報コミュニケーションコース
	M	外国語教育システム論コース
	N	外国語教育コンテンツ論コース
	O	先端コミュニケーション論コース
Z	コース共通	
第5桁	8	指定
第6桁	0	
第7桁	0	特別演習科目, プロジェクト基礎演習科目
	1	高度特定研究演習科目, プロジェクト高度演習科目

博士課程後期課程 授業科目一覧

(1) 文化相關専攻

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 別 演 習 科 目	日本社会変容論特別演習	C3IA800
	日本言語文化論特別演習	C3IA800
	日本芸能文化論特別演習	C3IA800
	日本文化表象論特別演習	C3IA800
	日本社会文化論特別演習	C3IA800
	中国社会経済論特別演習	C3IB800
	東アジア社会文化論特別演習	C3IB800
	東南アジア社会文化論特別演習	C3IB800
	東南アジア国家統合論特別演習	C3IB800
	オセアニア社会文化論特別演習	C3IB800
	ヨーロッパ社会文化論特別演習	C3IC800
	イギリス社会文化論特別演習	C3IC800
	イギリス文化表象論特別演習	C3IC800
	アメリカ言語映像文化論特別演習	C3IC800
	ラテン・アメリカ文化交流論特別演習	C3IC800
	社会人類学特別演習	C3ID800
	文化人類学特別演習	C3ID800
	現代人類学特別演習	C3ID800
	民族学特別演習	C3ID800
	民族誌論特別演習	C3ID800
	越境社会文化論特別演習	C3IE800
	科学技術社会論特別演習	C3IE800
	越境文化形成論特別演習	C3IE800
	越境文化交流論特別演習	C3IE800
	越境社会共生論特別演習	C3IE800
	多文化政治社会論特別演習	C3IF800
	国際政治社会論特別演習	C3IF800
	比較政治社会論特別演習	C3IF800
	比較地域社会論特別演習	C3IF800
	比較地域政治論特別演習	C3IF800
	Value Co-creation for Sustainable Development	C3IZ800
	高度国際文化学特殊研究	C3IZ800
	高度専門インターンシップ実習	C3IZ800
ジョブ型研究インターンシップ	C3IZ800	
高度海外専門研修	C3IZ800	

## (2) グローバル文化専攻

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
特 別 演 習 科 目	近代社会思想系譜論特別演習	C3GG800
	近代思想文化系譜論特別演習	C3GG800
	近代政治思想系譜論特別演習	C3GG800
	近代科学思想系譜論特別演習	C3GG800
	近代倫理思想系譜論特別演習	C3GG800
	現代社会理論特別演習	C3GH800
	ジェンダー社会文化論特別演習	C3GH800
	メディア社会文化論特別演習	C3GH800
	文化規範形成論特別演習	C3GH800
	現代法規範論特別演習	C3GH800
	現代芸術理論特別演習	C3GI800
	現代芸術動態論特別演習	C3GI800
	現代芸術社会論特別演習	C3GI800
	文化環境形成論特別演習	C3GI800
	芸術文化表現論特別演習	C3GI800
	比較・対照言語論特別演習	C3GJ800
	言語慣用類型論特別演習	C3GJ800
	言語社会論特別演習	C3GJ800
	レトリカル・コミュニケーション論特別演習	C3GJ800
	第二言語習得論特別演習	C3GJ800
	日本語教育方法論特別演習	C3GJ800
	日本語教育内容論特別演習	C3GJ800
	日本語教育応用論特別演習	C3GJ800
	言語行動科学論特別演習	C3GJ800
	コミュニケーション文法論特別演習	C3GK800
	コミュニケーション構造論特別演習	C3GK800
	コミュニケーション認知論特別演習	C3GK800
	非言語コミュニケーション論特別演習	C3GK800
	コンピューター・コミュニケーション・システム論特別演習	C3GL800
	コンピューター・シミュレーション論特別演習	C3GL800
	情報ベース論特別演習	C3GL800
	計算科学応用論特別演習	C3GL800
	認知情報システム論特別演習	C3GL800
	教育システム情報論特別演習	C3GL800
	言語対照基礎論特別演習	C3GM800
	言語教育科学論特別演習	C3GM800
	言語教育環境論特別演習	C3GM800
	言語文化環境論特別演習	C3GM800
	言語文化表象論特別演習	C3GM800
	言語科学論特別演習	C3GM800

特別演習科目	外国語教授学習論特別演習	C3GN800
	外国語教育工学論特別演習	C3GN800
	外国語教育内容論特別演習Ⅰ	C3GN800
	外国語教育内容論特別演習Ⅱ	C3GN800
	第二言語運用論特別演習	C3GN800
	言語対照応用論特別演習Ⅰ	C3GN800
	言語対照応用論特別演習Ⅱ	C3GN800
	先端コミュニケーション論特別演習	C3G0800
	Value Co-creation for Sustainable Development	C3GZ800
	高度国際文化学特殊研究	C3GZ800
	高度専門インターンシップ実習	C3GZ800
	ジョブ型研究インターンシップ	C3GZ800
	高度海外専門研修	C3GZ800

(3) 各専攻共通

① コースワーク型教育プログラム

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
高度特定研究演習科目	高度特定研究演習Ⅰ	C3ZZ801
	高度特定研究演習Ⅱ	C3ZZ801
	高度特定研究演習Ⅲ	C3ZZ801

② プロジェクト型教育プログラム

区 分	授 業 科 目	ナンバリング
プロジェクト基礎演習科目	プロジェクト理論基礎演習	C3ZZ800
	プロジェクト調査基礎演習	C3ZZ800
	プロジェクト企画基礎演習	C3ZZ800
プロジェクト高度演習科目	プロジェクト高度演習Ⅰ	C3ZZ801
	プロジェクト高度演習Ⅱ	C3ZZ801
	プロジェクト高度演習Ⅲ	C3ZZ801

## 2 後期課程の履修等に関する留意事項

### I 入学後の手続

#### 1 指導教員

1年次の4月に、関係教員と相談のうえ指導教員1名を教務学生係に届け出なければならない。なお、必要が生じた場合、学生は指導教員の変更を申請することができる。変更は、教授会の議を経て承認される。変更を希望する学生は理由を添えて教務学生係に申し出ること。

#### 2 教育プログラムの選択

関係教員と相談のうえ、指導教員の承認を経て、コースワーク型教育プログラムを選択するか、プロジェクト型教育プログラムを選択するかを、4月に教務学生係に届け出なければならない。

### II コースワーク型教育プログラムに関する留意事項

#### 1 修了要件

3年間の在学期間（標準）に、本研究科が開講する、「特別演習科目」（4単位以上必修）、「高度特定研究演習科目」（3科目6単位必修）、合計10単位以上を履修・修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士基礎論文、博士予備論文、予備審査用博士論文、博士論文及び最終試験の審査に合格した学生に対して、博士（学術）の学位が授与される。

#### 2 コースワーク型教育プログラムの授業科目

- (1) 「特別演習科目」（2単位）とは、当該科目がカバーする領域における高度な専門知識や先端的な研究成果の修得を目的として設けられた演習形式の授業である。
- (2) 「高度特定研究演習（Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）」（各2単位）とは、博士基礎論文（1年次）、博士予備論文（2年次）、予備審査用博士論文（3年次）の作成に係る高度に専門的なテーマについて研究するために必要となる知識、方法論、視点、論述力等を獲得し、錬磨することを目的として設けられた、各コースによる「共同演習」形式の授業科目である。

#### 3 履修上の注意

- (1) 「先端コミュニケーション論特別演習科目」及び「高度国際文化学特殊研究」は、担当教員が同一であるか否かにかかわらず、重複して履修・単位修得することができる。ただし、指導教員が担当する「先端コミュニケーション論特別演習科目」は重複して履修・単位修得することができない。
- (2) 神戸大学大学院国際文化学研究科規則第27条により留学を許可された学生は、留学を許可された期間中に、指導教員及びコース代表の承認を得て、「高度特定研究演習（Ⅰ，Ⅱ又はⅢ）」（各2単位）を履修することができる。

#### 4 1年次のスケジュール

- (1) 指導教員による指導を受けたうえで、1年次の5月に、博士論文構想を発表し、コースの承認を得

なければならない。

- (2) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (3) 1年次に、博士基礎論文の作成・提出に向けて、コースにおいて指導を受けるものとする。
- (4) 博士基礎論文提出時までには、前期課程段階での研究成果を基に、学術雑誌へ論文を投稿しなければならない(論文1)。
- (5) 1年次の12月20日までに、博士基礎論文を、教務学生係に提出しなければならない。博士基礎論文の作成に当たっては、「博士基礎論文作成・提出要領」を参照すること。
- (6) 博士基礎論文の審査は、1年次の2月に所属領域(講座)が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅠ(博士基礎論文)」にて行われる。ここで「条件付き合格」とされた場合は、所定の期日までに書き直し、再審査を受けなければならない。

## 5 2年次のスケジュール

- (1) 2年次に、博士予備論文の作成・提出に向けて、コースにおいて指導を受けるものとする。
- (2) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (3) 前期履修登録の締切日までに、前年度分の「学生業績報告書」を提出しなければならない。
- (4) 博士予備論文提出時までには、博士基礎論文を基に、学術雑誌へ論文を投稿しなければならない(論文2)。
- (5) 2年次末までに、学会発表を行うことが求められる。
- (6) 2年次の12月20日までに、博士予備論文を、教務学生係に提出しなければならない。博士予備論文の作成に当たっては、「博士予備論文作成・提出要領」を参照すること。
- (7) 博士予備論文の審査は、2年次の2月に所属領域(講座)が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅡ(博士予備論文)」で行われる。ここで「条件付き合格」とされた場合は、所定の期日までに書き直し、再審査を受けなければならない。

## 6 3年次のスケジュール

- (1) 3年次に、コースにおいて毎月1回、博士論文部分草稿の評価・指導を受けるものとする。
- (2) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (3) 前期履修登録の締切日までに、前年度分の「学生業績報告書」を提出しなければならない。
- (4) 3年次の10月31日までに、予備審査用博士論文を、教務学生係に提出しなければならない。予備審査用博士論文の作成に当たっては、「予備審査用博士論文作成・提出要領」を参照のこと。
- (5) 予備審査用博士論文の審査は、3年次の11月に所属領域(講座)が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅢ(予備審査用博士論文)」で行われる。
- (6) 3年次の1月7日までに、博士論文題目届を、教務学生係に提出しなければならない。
- (7) 3年次の1月27日までに、博士論文を、教務学生係に提出しなければならない。提出期限、博士論文の作成に当たっては、「後期課程 博士論文作成・提出要領」を参照のこと。
- (8) 博士論文の最終試験は、3年次の原則として2月末日までに公開で行われる。

### Ⅲ プロジェクト型教育プログラムに関する留意事項

#### 1 修了要件

3年間の在学期間（標準）に、本研究科が開講する科目のうち、当該学生が参加するプロジェクトに関する「プロジェクト基礎演習科目」（4単位以上必修）、「プロジェクト高度演習科目」（3科目6単位必修）、合計10単位以上を履修・修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、プロジェクト・プロポーザル、プロジェクト報告書、予備審査用博士論文、博士論文及び最終試験の審査に合格した学生に対して、博士（学術）の学位が授与される。

#### 2 プロジェクト型教育プログラムの授業科目

- (1) 「プロジェクト基礎演習科目」とは、プロジェクト理論基礎演習（2単位）、プロジェクト調査基礎演習（2単位）、プロジェクト企画基礎演習（2単位）の3つの授業科目からなる。
- (2) 「プロジェクト高度演習（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」（各2単位）とは、プロジェクト・プロポーザル（1年次）、プロジェクト報告書（2年次）、予備審査用博士論文（3年次）の作成に係る高度に専門的なテーマについて研究するために必要となる知識、方法論、視点、論述力等を獲得することを教育目標とする、各プロジェクトによる「共同演習」形式の授業科目である。

#### 3 履修上の注意

神戸大学大学院国際文化学研究科規則第27条により留学を許可された学生は、留学を許可された期間中に、指導教員及びプロジェクト・リーダーの承認を得て、「プロジェクト高度演習（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）」（各2単位）を履修することができる。

#### 4 1年次のスケジュール

- (1) 指導教員による指導を受けたうえで、1年次の6月に、プロジェクト企画を発表し、プロジェクト・チームの承認を得なければならない。
- (2) 1年次に、プロジェクト・プロポーザルの作成・提出に向けて、プロジェクトにおいて指導を受けるものとする。
- (3) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (4) プロジェクト・プロポーザル提出時まで、前期課程段階での研究成果を基に、学術雑誌へ論文を投稿しなければならない（論文1）。
- (5) 1年次の12月20日までに、プロジェクト・プロポーザルを、教務学生係に提出しなければならない。プロジェクト・プロポーザルの作成に当たっては「プロジェクト・プロポーザル作成・提出要領」を参照すること。
- (6) プロジェクト・プロポーザルの審査は、1年次の2月に所属領域（講座）が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅠ（プロジェクト・プロポーザル）」にて行われる。ここで「条件付き合格」とされた場合は、所定の期日までに書き直し、再審査を受けなければならない。

#### 5 2年次のスケジュール

- (1) 2年次に、プロジェクト報告書の作成・提出に向けて、プロジェクトにおいて指導を受けるものとする。

- (2) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (3) 前期履修登録の締切日までに、前年度分の「学生業績報告書」を提出しなければならない。
- (4) プロジェクト報告書提出時までには、プロジェクト・プロポーザルを基に、学術雑誌へ論文を投稿しなければならない（論文2）。
- (5) 2年次末までに、学会発表を行うことが求められる。
- (6) 2年次の12月20日までに、プロジェクト報告書を、教務学生係に提出しなければならない。プロジェクト報告書の作成に当たっては、「プロジェクト報告書作成・提出要領」を参照すること。
- (7) プロジェクト報告書の審査は、2年次の2月に所属領域（講座）が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅡ（プロジェクト報告書）」にて行われる。ここで「条件付き合格」とされた場合は、所定の期日までに書き直し、再審査を受けなければならない。

## 6 3年次のスケジュール

- (1) 3年次に、プロジェクトにおいて毎月1回、博士論文部分草稿の評価・指導を受けるものとする。
- (2) 学生は、指導教員と協議のうえ、年間の研究計画を立てる。
- (3) 前期履修登録の締切日までに前年度分の「学生業績報告書」を提出しなければならない。
- (4) 3年次の10月31日までに、予備審査用博士論文を、教務学生係に提出しなければならない。予備審査用博士論文の作成に当たっては、「予備審査用博士論文作成・提出要領」を参照すること。
- (5) 予備審査用博士論文の審査は、3年次の11月に所属領域（講座）が開催する公開審査「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」にて行われる。
- (6) 3年次の1月7日までに、博士論文題目届を、教務学生係に提出しなければならない。
- (7) 3年次の1月27日までに、博士論文を、教務学生係に提出しなければならない。提出期限、博士論文の作成に当たっては、「後期課程 博士論文作成・提出要領」を参照すること。
- (8) 博士論文の最終試験は、3年次の原則として2月末日までに公開で行われる。

## 3 コースワーク型教育プログラムの指導体制について

### 1 指導教員

指導教員は、コースの教員と連携を取りつつ、論文作成のためのチュートリアルを系統的かつ継続的に行う。

指導教員は、学生と協議のうえ研究指導計画書を作成し、学生と共有できるようにする。研究指導計画書は入学時及び在学が1年経過するごとに作成し、指導教員から教務学生係へ提出する。

### 2 コース

(1) コースは、博士論文構想から、博士基礎論文、博士予備論文、予備審査用博士論文及び博士論文の作成・提出に至るまでのプロセスの管理を、集団指導体制によって行う。

(2) コースは、学位論文コロキウムにおいて、博士基礎論文、博士予備論文及び予備審査用博士論文の審査を実施する。

### 3 領域（講座）

(1) 領域（講座）は、学位論文コロキウムを開催し、博士基礎論文、博士予備論文及び予備審査用博士論文の作成プロセスをチェックする。

### 4 博士論文構想

学生は、指導教員による指導を受けつつ、1年次の原則として5月に発表し、コースの承認を得なければならない。

### 5 学術論文の投稿

学生は、指導教員の指導を受けつつ、1年次及び2年次に、研究論文を学術雑誌に投稿しなければならない。これらは各々、2年次、3年次への進級要件である。

### 6 博士基礎論文

1年次の学生は、「博士基礎論文作成・提出要領」に従い博士基礎論文を作成し、12月20日までに提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

### 7 学会発表

学生は、2年次において、博士予備論文の完成に向けて学会発表を行うものとする。

### 8 博士予備論文

2年次の学生は、「博士予備論文作成・提出要領」に従い博士予備論文を作成し、12月20日までに提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

### 9 博士基礎論文及び博士予備論文の書き直し

(1) 学生は、学位論文コロキウムにおいて「条件付き合格」という審査結果を受けた場合、指導教員の指導のもと、2ヶ月以内の定められた期日までに、論文を書き直し、再提出しなければならない。

(2) 再提出された論文の審査は、コースがこれを行う。

### 10 予備審査用博士論文

(1) 3年次の学生は、博士論文の提出に先立ち、「予備審査用博士論文作成・提出要領」に従い予備審査用博士論文を作成し、10月31日までに提出しなければならない。ただし、翌年度の9月に修了しようとする者の提出期限は、4月1日とする。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務

日を期限とする。

(2) 領域（講座）は、学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）の公開審査会を開催する。

(3) コースは、学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）において予備審査用博士論文の審査を行い、その結果を教授会に報告する。

## 11 博士論文

学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）において予備審査用博士論文の審査に合格し、博士の学位を申請する学生は「後期課程 博士論文作成・提出要領」に従い博士論文題目届を1月7日、博士論文を1月27日までに提出しなければならない。ただし、翌年度の9月に修了しようとする者は、博士論文題目届を6月1日、博士論文を6月7日に提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

## 12 早期修了

コースワーク型教育プログラムにおける早期修了に関しては、「コースワーク型教育プログラムの早期修了に関する申合せ」を参照すること。

### 【参 考】

#### ■ 3月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名を決定
	4～12月	学術雑誌への投稿
	5月	博士論文構想の発表と承認／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	12月	博士基礎論文提出（12月20日）
	2月	博士基礎論文審査（領域（講座）による「学位論文コロキウムⅠ（博士基礎論文）」の開催／「条件付き合格」の場合は2ヶ月以内に書き直しのうえ再審査）
2年次	4～12月	学術雑誌への投稿
	4～12月	学会での発表
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	12月	博士予備論文提出（12月20日）
	2月	博士予備論文審査（領域（講座）による「学位論文コロキウムⅡ（博士予備論文）」の開催／「条件付き合格」の場合は2ヶ月以内に書き直しのうえ再審査）
3年次	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	10月	予備審査用博士論文提出（10月31日）
	11月	予備審査用博士論文審査（領域（講座）による「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」審査会の開催）
	1月	博士論文題目届提出（1月7日） 博士論文提出（1月27日） 博士論文審査委員会の設置
	2月	博士論文最終試験
	3月	教授会による学位授与の可否決定

■ 9月修了の場合

---

翌年度	4月	予備審査用博士論文提出（4月1日） 予備審査用博士論文審査（領域（講座）による「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」審査会の開催）
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	6月	博士論文題目届提出（6月1日） 博士論文提出（6月7日） 博士論文審査委員会の設置
	7月	博士論文最終試験
	9月	教授会による学位授与の可否決定

## 4 コースワーク型教育プログラムの早期修了に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

最終改正 平成27年2月20日

本研究科後期課程のコースワーク型教育プログラムの学生が、神戸大学大学院国際文化科学研究科規則第31条第2項ただし書の規定に基づき3年未満の在学期間で修了しようとする場合、以下の規定によるものとする。

### I 1年の在学で後期課程を修了しようとする場合

- (1) 前期課程を2年未満の在学で修了した者は、1年の在学で後期課程を修了することができない。
- (2) 優れた研究業績をあげ、1年の在学で博士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の4月末日までに、所定の様式による早期修了申請書と併せて、博士予備論文及び公刊された参考論文2点を教務学生係に提出しなければならない。
- (3) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格の審議を、当該学生の所属するコースに付託するものとする。
- (4) 当該コースは、早期修了の資格の有無を速やかに審議し、7月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (5) 1年の在学で後期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度特定研究演習Ⅰ」（2単位）、「高度特定研究演習Ⅱ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (6) 当該学生は、10月31日までに予備審査用博士論文を教務学生係に提出して、公開審査を受けなければならない。
- (7) 学位論文コロキアムⅢ（予備審査用博士論文）の審査において合格の判定を受けた学生は、「高度特定研究演習Ⅲ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (8) 当該学生は、1月7日までに博士論文題目届、1月27日までに博士論文を教務学生係に提出しなければならない。

### II 1年6ヶ月の在学で後期課程を修了しようとする場合

- (1) 前期課程を1年6ヶ月未満の在学で修了した者は、1年6ヶ月の在学で後期課程を修了することができない。
- (2) 優れた研究業績をあげ、1年6ヶ月の在学で博士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、1年次の4月末日までに、所定の様式による早期修了申請書と併せて、博士予備論文及び公刊された参考論文2点を教務学生係に提出しなければならない。
- (3) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格の審議を、当該学生の所属するコースに付託するものとする。
- (4) 当該コースは、早期修了の資格の有無を速やかに審議し、7月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。

- (5) 1年6ヶ月の在学で後期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度特定研究演習Ⅰ」（2単位）、「高度特定研究演習Ⅱ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (6) 当該学生は、4月1日までに予備審査用博士論文を教務学生係に提出して、「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」において公開審査を受けなければならない。
- (7) 「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」の審査において合格の判定を受けた学生は、「高度特定研究演習Ⅲ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (8) 当該学生は、6月1日までに博士論文題目届、6月7日までに博士論文を教務学生係に提出しなければならない。

### Ⅲ 2年の在学で後期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた研究業績をあげ、2年の在学で博士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、2年次の4月末日までに、所定の様式による早期修了申請書と併せて、博士予備論文及び公刊された参考論文2点を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格の審議を、当該学生の所属するコースに付託するものとする。
- (3) 当該コースは、早期修了の資格の有無を速やかに審議し、7月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (4) 2年の在学で後期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度特定研究演習Ⅱ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (5) 当該学生は、10月31日までに予備審査用博士論文を教務学生係に提出し、「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」において公開審査を受けなければならない。
- (6) 「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」の審査において合格の判定を受けた学生は、「高度特定研究演習Ⅲ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (7) 当該学生は、1月7日までに博士論文題目届、1月27日までに博士論文を教務学生係に提出しなければならない。

### Ⅳ 2年6ヶ月の在学で後期課程を修了しようとする場合

- (1) 優れた研究業績をあげ、2年6ヶ月の在学で博士論文を提出しようとする者は、指導教員及びコース代表の了承を得て、2年次の4月末日までに、所定の様式による早期修了申請書と併せて、博士予備論文及び公刊された参考論文2点を教務学生係に提出しなければならない。
- (2) 早期修了申請書の提出がなされた場合、研究科長は、教授会の議を経て、直ちに、当該学生の早期修了の資格の審議を、当該学生の所属するコースに付託するものとする。
- (3) 当該コースは、早期修了の資格の有無を速やかに審議し、7月の教授会において報告し、研究科長の承認を得るものとする。
- (4) 2年6ヶ月の在学で後期課程を早期修了する資格を認定された学生は、「高度特定研究演習Ⅱ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (5) 当該学生は、4月1日までに予備審査用博士論文を教務学生係に提出し、「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」において公開審査を受けなければならない。

- (6) 「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）の審査において合格の判定を受けた学生は、「高度特定研究演習Ⅲ」（2単位）を修得したものとみなす。
- (7) 当該学生は、6月1日までに博士論文題目届、6月7日までに博士論文を教務学生係に提出しなければならない。

## 【参 考】

### ■標準修業年限3年：3月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名を決定
	5月	コースにおける博士論文構想の発表／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	4～3月	「高度特定研究演習Ⅰ」の履修
	4～12月	学術雑誌への論文投稿
	12月	博士基礎論文の提出（12月20日）
	2月	「学位論文コロキウムⅠ（博士基礎論文）」における審査
2年次	4～3月	「高度特定研究演習Ⅱ」の履修
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	4～12月	学術雑誌への投稿
	4～12月	学会での発表
	12月	博士予備論文の提出（12月20日）
	2月	「学位論文コロキウムⅡ（博士予備論文）」における審査
3年次	4～3月	「高度特定研究演習Ⅲ」の履修
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	10月	予備審査用博士論文の提出（10月31日）
	11月	「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査
	1月	博士論文題目届提出（1月7日） 博士論文審査委員会の設置 博士論文提出（1月27日）
	2月	博士論文最終試験
	3月	教授会による学位授与の可否決定

### ■早期修了1年：3月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名の決定
	4月	早期修了申請書、博士予備論文、及び公刊された参考論文2点の提出
	5月	所属コースへの早期修了資格の判定の付託／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	教授会での資格認定

7～12月	博士論文草稿の研究指導
10月	予備審査用博士論文の提出（10月31日）
11月	「学位論文コロキアムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査
1月	博士論文題目届提出（1月7日） 博士論文審査委員会の設置 博士論文提出（1月27日）
2月	博士論文最終試験
3月	教授会による学位授与の可否決定

#### ■早期修了1年6ヶ月：9月修了の場合

---

1年次	4月	指導教員1名の決定
	4月	早期修了申請書，博士予備論文，及び公刊された参考論文2点の提出
	5月	所属コースへの早期修了資格の判定の付託／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	教授会での資格認定
	7～3月	博士論文草稿の研究指導
2年次	4月	「予備審査用博士論文」の提出（4月1日） 「学位論文コロキアムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査
	5月	指導教員から「研究指導計画書」の提出
	6月	博士論文題目届提出（6月1日） 博士論文提出（6月7日） 博士論文審査委員会の設置
	7月	博士論文最終試験
	9月	教授会による学位授与の可否決定

#### ■早期修了2年：3月修了の場合

---

1年次		標準修了年限3年に同じ
2年次	4月	早期修了申請書，博士予備論文，及び公刊された参考論文2点の提出
	5月	所属コースへの早期修了資格の判定の付託／指導教員から「研究指導計画書」の提出
	7月	教授会での資格認定
	7～10月	博士論文草稿の研究指導
	10月	「予備審査用博士論文」の提出（10月31日）
	11月	「学位論文コロキアムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査
	1月	博士論文題目届提出（1月7日） 博士論文審査委員会の設置 博士論文提出（1月27日）

- 2月 博士論文最終試験
- 3月 教授会による学位授与の可否決定

■早期修了2年6ヶ月：9月修了の場合

---

- |     |      |   |
|-----|------|---|
| 1年次 |      | 標準修了年限3年に同じ   |
| 2年次 | 4月   | 早期修了申請書，博士予備論文，及び公刊された参考論文2点の提出                       |
|     | 5月   | 所属コースへの早期修了資格の判定の付託／指導教員から「研究指導計画書」の提出                |
|     | 7月   | 教授会での資格認定   |
|     | 7～3月 | 博士論文草稿の研究指導   |
| 3年次 | 4月   | 「予備審査用博士論文」の提出（4月1日）<br>「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査 |
|     | 6月   | 博士論文題目届提出（6月1日）<br>博士論文提出（6月7日）<br>博士論文審査委員会の設置       |
|     | 7月   | 博士論文最終試験  |
|     | 9月   | 教授会による学位授与の可否決定                                       |

## 5 博士基礎論文作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和4年3月4日

コースワーク型教育プログラムの学生は、1年次において博士基礎論文を次の要領に従い作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。

### I. 博士基礎論文

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、20,000字以上とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、10,000語以上とする。
4. 別紙様式に則って、1,000字程度の要旨及び目次を論文の冒頭に付すこと。英語の場合、要旨の分量は500語程度とする。
5. 研究科が指定する方法により電子媒体（PDFファイル）を提出すること。なお、指導教員から紙媒体による追加提出の指示があった場合は、直接指導教員へ必要部数を提出すること。

### II. 添付書類

1. 学術雑誌に掲載された論文、または、学術雑誌への論文の掲載証明書もしくは投稿証明書
2. 論文要旨及び目次（論文題目、所属専攻・コース、氏名を明記したもの）1部



## 6 博士予備論文作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和4年3月4日

コースワーク型教育プログラムの学生は、2年次において博士予備論文を次の要領に従い作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。

### I. 博士予備論文

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、40,000字以上とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、20,000語以上とする。
4. 別紙様式に則って、2,000字程度の要旨及び目次を論文の冒頭に付すこと。英語の場合、要旨の分量は1,000語程度とする。
5. 研究科が指定する方法により電子媒体（PDFファイル）を提出すること。なお、指導教員から紙媒体による追加提出の指示があった場合は、直接指導教員へ必要部数を提出すること。

### II. 添付書類

1. 学術雑誌に掲載された論文、または、学術雑誌への論文の掲載証明書もしくは投稿証明書
2. 論文要旨及び目次（論文題目、所属専攻・コース、氏名を明記したもの）1部



## 7 プロジェクト型教育プログラムの指導体制について

### 1 指導教員

指導教員は、当該プロジェクトを担当する教員（以下「プロジェクト・チーム」という。）と連携を取りつつ、論文作成のためのチュートリアルを系統的かつ継続的に行う。

指導教員は、学生と協議のうえ研究指導計画書を作成し、学生と共有できるようにする。研究指導計画書は入学時及び在学が1年経過するごとに作成し、指導教員から教務学生係へ提出する。

### 2 プロジェクト・チーム

(1) プロジェクト・チームは、プロジェクト企画から、プロジェクト・プロポーザル、プロジェクト報告書、予備審査用博士論文、及び博士論文の作成に至るまでのプロセス管理を集団指導体制によって行う。

(2) プロジェクト・チームは、学位論文コロキウムにおいて、プロジェクト・プロポーザル、プロジェクト報告書及び予備審査用博士論文の審査を実施する。

### 3 領域（講座）

(1) 学生が所属する領域（講座）は、学位論文コロキウムを開催し、プロジェクト・プロポーザル、プロジェクト報告書及び予備審査用博士論文の作成プロセスをチェックする。

### 4 プロジェクト企画

(1) プロジェクト企画とは、プロジェクトの掲げるテーマと関連した個々の学生の研究計画である。

(2) 学生は、指導教員による指導を受けたうえで、1年次の原則として6月までにプロジェクト企画を発表し、プロジェクト・チームの承認を得なければならない。

### 5 学術論文の投稿

学生は、指導教員及びプロジェクト・チームの指導を受けつつ、1年次と2年次に、研究論文を学術雑誌に投稿しなければならない。これらは各々、2年次、3年次への進級要件である。

### 6 プロジェクト・プロポーザル

(1) プロジェクト・プロポーザルとは、プロジェクト企画に基づく、先行研究の検討、方法論、仮説、事例研究など、博士論文の基盤となる研究成果である。

(2) 1年次の学生は、「プロジェクト・プロポーザル作成・提出要領」に従いプロジェクト・プロポーザルを作成し、12月20日までに提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

### 7 学会発表

学生は、2年次において、プロジェクト報告書の完成に向けて学会発表を行うものとする。

### 8 プロジェクト報告書

(1) プロジェクト報告書とは、プロジェクト・プロポーザルに基づいた調査・研究の中間報告である。

(2) 2年次の学生は、「プロジェクト報告書作成・提出要領」に従いプロジェクト報告書を作成し、12月20日までに提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

## 9 プロジェクト・プロポーザル及びプロジェクト報告書の書き直し

- (1) 学生は、学位論文コロキウムにおいて「条件付き合格」という審査結果を受けた場合、指導教員の指導のもと、2ヶ月以内の定められた期日までに、論文を書き直し、再提出しなければならない。
- (2) 再提出された論文の審査は、プロジェクト・チームがこれを行う。

## 10 予備審査用博士論文

- (1) 3年次の学生は、博士論文の提出に先立ち「予備審査用博士論文作成・提出要領」に従い予備審査用博士論文を作成し、10月31日までに提出しなければならない。ただし、翌年度の9月に修了しようとする者の提出期限は、4月1日とする。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。
- (2) 学生の所属する領域（講座）は、学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）の公開審査会を開催する。
- (3) プロジェクト・チームは、学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）において予備審査用博士論文の審査を行い、その結果を教授会に報告する。

## 11 博士論文

学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）において予備審査用博士論文の審査に合格し、博士の学位を申請する学生は「後期課程 博士論文作成・提出要領」に従い博士論文を作成し、博士論文題目届を1月7日、博士論文を1月27日までに提出しなければならない。ただし、翌年度の9月に修了しようとする者は、博士論文題目届を6月1日、博士論文を6月7日に提出しなければならない。提出期限が休業日に当たるときは、その次の最初の業務日を期限とする。

## 12 プロジェクト研究成果報告書

- (1) プロジェクト・チームは、プロジェクトが終了した段階でプロジェクト研究成果報告書を作成するものとする。
- (2) 学生は、博士論文の審査終了後に、プロジェクト研究成果報告書に研究の成果を報告しなければならない。

## 13 早期修了

プロジェクト型教育プログラムにおける早期修了は、プロジェクト型教育の趣旨に鑑み、これを認めない。

### 【参 考】

#### ■ 3月修了の場合

---

1年次	4月	プロジェクト所属，指導教員を決定
	～6月	プロジェクト企画の発表と承認
	4～12月	学術雑誌への論文掲載または投稿
	12月	プロジェクト・プロポーザル提出（12月20日）
	2月	プロジェクト・プロポーザル審査（所属領域（講座）による「学位論文コロキウムⅠ（プロジェクト・プロポーザル）」の開催／「条件付き合格」の場合は2ヶ月以内に書き直しのうえ再審査）

2年次	4～12月	学術雑誌への論文掲載または投稿
	4～12月	学会での発表
	12月	プロジェクト報告書提出（12月20日）
	2月	プロジェクト報告書審査（所属領域（講座）による「学位論文コロキウムⅡ（プロジェクト報告書）」の開催／「条件付き合格」の場合は2ヶ月以内に書き直しのうえ再審査）
3年次	10月	予備審査用博士論文提出（10月31日）
	11月	予備審査（所属領域（講座）による「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」の開催）
	1月	博士論文題目届提出（1月7日）
		博士論文審査委員会の設置
		博士論文提出（1月27日）
	2月	博士論文最終試験
3月	教授会による学位授与の可否決定 プロジェクト研究成果報告書提出	

#### ■ 9月修了の場合

---

翌年度	4月	予備審査用博士論文提出（4月1日）
		予備審査（所属領域（講座）による「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」の開催）
6月	6月	博士論文題目届提出（6月1日）
		博士論文提出（6月7日）
		博士論文審査委員会の設置
7月	博士論文最終試験	
9月	教授会による学位授与の可否決定 プロジェクト研究成果報告書提出	

## 8 プロジェクト・プロポーザル作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和4年3月4日

プロジェクト型教育プログラムの学生は、プロジェクト企画に基づく、先行研究の検討、方法論、仮説、事例研究など、博士論文の基盤となる研究成果を示すために、1年次においてプロジェクト・プロポーザルを次の要領に従い作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。

### I. プロジェクト・プロポーザル

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、20,000字以上とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、10,000語以上とする。
4. 別紙様式に則って、1,000字程度の要旨及び目次を冒頭に付すこと。英語の場合、要旨の分量は500語程度とする。
5. 研究科が指定する方法により電子媒体（PDFファイル）を提出すること。なお、指導教員から紙媒体による追加提出の指示があった場合は、直接指導教員へ必要部数を提出すること。

### II. 添付書類

1. 学術雑誌に掲載された論文、または、学術雑誌への論文の掲載証明書もしくは投稿証明書
2. 論文要旨及び目次（論文題目、所属専攻・コース、氏名を明記したもの）1部



## 9 プロジェクト報告書作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和4年3月4日

プロジェクト型教育プログラムの学生は、プロジェクト・プロポーザルに基づいた調査・研究の中間報告として、2年次においてプロジェクト報告書を次の要領に従い作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。

### I. プロジェクト報告書

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、40,000字以上とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。本文の長さは、20,000語以上とする。
4. 別紙様式に則って、2,000字程度の要旨及び目次を冒頭に付すこと。英語の場合、要旨の分量は、1,000語程度とする。
5. 研究科が指定する方法により電子媒体（PDFファイル）を提出すること。なお、指導教員から紙媒体による提出の指示があった場合は、直接指導教員へ必要部数を提出すること。

### II. 添付書類

1. 学術雑誌に掲載された論文、または、学術雑誌への論文の掲載証明書もしくは投稿証明書
2. 論文要旨及び目次（論文題目、所属専攻・コース、氏名を明記したもの）1部



## 10 学術論文の投稿に関する申合せ

(平成 20 年 1 月 18 日制定)

最終改正 平成 30 年 1 月 19 日

この申合せは、「博士基礎論文作成・提出要領」第Ⅱ項、「博士予備論文作成・提出要領」第Ⅱ項、「プロジェクト・プロポーザル作成・提出要領」第Ⅱ項及び「プロジェクト報告書作成・提出要領」第Ⅱ項に定める学術論文の投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (査読付論文)

1. 学生は、在学中に、学術論文（以下「論文」という。）のうち少なくとも 1 編を、査読制を実施する学術雑誌に投稿しなければならない。ただし、学術書に収録された論文は、これを査読制を実施する学術雑誌に掲載された論文とみなす。

### (国際学会の会議録)

2. 国際学会の会議録（プロシーディングズ）は、これを学術雑誌とみなすことができる。ただし、会議録の掲載内容が論文の要約である場合は、この限りでない。

### (論文の受理)

3. 投稿された論文は、学術雑誌等の公刊の日付に基づき、当該年度に公刊されたものとして受理する。ただし、公刊されていない論文の場合は、掲載証明書又は投稿証明書の日付に基づく。なお、1 年次の 1 月から 3 月までの間に 2 本目以降の論文が投稿された場合は、2 年次において投稿された論文とみなすことができる。

### (論文の重複提出の禁止)

4. 次の各号に定めるとおり、同一論文の重複提出は認めない。
  - ① 1 年次において論文の投稿証明書を提出し、その掲載が許可された場合、2 年次において当該論文又はその掲載証明書を博士予備論文又はプロジェクト報告書の添付書類として提出することはできない。
  - ② 1 年次において論文の投稿証明書を提出したが、その掲載が許可されなかった場合、その論文を手直しして 2 年次に再び投稿しても、この再投稿についての投稿証明書は博士予備論文又はプロジェクト報告書の添付書類として提出することができない。

### (共著論文)

5. 共著論文を投稿する場合は、第一著者の場合に限り、当該論文の著者と認めるものとする。

### (投稿証明書)

6. 投稿証明書は、投稿受付の通知をもってこれに代えることができる。

## 11 博士基礎論文／プロジェクト・プロポーザルに関するガイドライン

(平成19年10月19日制定)

1. 博士基礎論文／プロジェクト・プロポーザルには、博士論文の課題，構成（章立て），研究方法（依拠する資料，分析方法等），及び見込まれる学術的成果が明示されなければならない。
2. 博士基礎論文／プロジェクト・プロポーザルには、博士論文の各章の概略とその執筆計画（調査・研究計画等を含む）が明示されなければならない。

## 12 博士予備論文／プロジェクト報告書に関するガイドライン

(平成20年6月20日制定)

1. 博士予備論文／プロジェクト報告書には、博士論文の課題，構成（章立て），研究方法（依拠する資料，分析方法等），及び見込まれる学術的成果が明示されなければならない。
2. 博士予備論文／プロジェクト報告書には、博士論文の主要部分の草稿，その他の部分の概略，及び予備審査用博士論文提出までの執筆計画が含まれなければならない。

## 13 予備審査用博士論文作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和4年3月4日

博士論文の審査を願い出ようとする学生は、この要領に従い予備審査用博士論文を作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。提出にあたっては、あらかじめ指導教員の点検を受けること。

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、右綴じ、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。
4. 別紙様式1に則って、表紙を付すこと。
5. 別紙様式2に則って、要旨を論文の冒頭に付すこと。要旨の分量は、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は1,000語程度とする。題目は15ポイント、所属専攻名等は12ポイントで印字すること。
6. 表紙、要旨、目次、本文の順に綴じて、研究科が指定する方法により電子媒体(PDFファイル)を提出すること。なお、指導教員から紙媒体による追加提出の指示があった場合は、直接指導教員へ必要部数を提出すること。
7. 前項の冊子のほか、論文要旨及び目次(論文題目、所属専攻・コース、氏名を明記したもの)1部を添付すること

別紙様式 1  
表紙等

令和〇〇年〇〇月〇〇日提
予備審査用博士論文
予備審査用博士論文題目
指導教員：〇〇〇〇教授
神戸大学大学院国際文化学研究科 〇〇専攻・△△コース 学籍番号・氏名 △△△△△ 〇〇 〇〇

別紙様式 2  
予備審査用博士  
論文要旨

予備審査用博士論文題目
所属専攻・コース名：〇〇・△△ 氏 名：〇〇 〇〇 指導教員氏名：〇〇 〇〇
[要旨]
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____
_____

## 14 後期課程 博士論文作成・提出要領

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年6月16日

博士論文の審査を願い出る学生は、この要領に従い博士論文及び所定の書類をすべて電子媒体(PDFファイル)によって1通ずつ作成し、所定の期日までに教務学生係に提出しなければならない。提出方法は別途指示する。

なお、博士論文及び所定の書類の提出にあたっては、必ず事前に指導教員の点検を受けること。またその際に、博士論文及び所定の書類について、指導教員から紙媒体による追加提出の指示があった場合は、電子媒体による提出から1週間以内に、教務学生係に必要な部数を提出すること。

### I. 博士論文

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、40字×30行、10.5ポイント、または、A4判、横位置、縦書き、右綴じ、40字×30行、10.5ポイントを基本とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、60字×30行、10.5ポイントを基本とする。
4. 博士論文の全文(表紙、目次、本文)を1つのPDFファイル(「PDF/A (ISO-19005)」推奨)に統合したものを、提出・公表用ファイルとする。表紙は後掲の参考例に従うこと。

### II. 添付書類(所定の様式1~4についてはファイルを交付する。)

1. 博士論文審査願  
別紙様式1により1通作成すること。
2. 論文目録  
別紙様式2により1通作成すること。
3. 論文要旨  
別紙様式3により1通作成すること。要旨の長さは、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は1,000語程度とする。【要旨のファイル名】: 甲\_123C456C\_氏名\_学術\_要旨
4. 履歴書  
別紙様式4により1通作成すること。
5. 業績一覧  
既発表論文(掲載予定証明書を得られる未公刊論文を含む)を漏れなく記載し、必要な書誌事項を明記すること。
6. 参考論文  
業績一覧に掲載した論文のPDFファイルを、2点まで、参考論文として提出することができる。参考論文を提出する場合は、論文目録に書誌事項を明記すること。  
【参考論文のファイル名】: 甲\_123C456C\_氏名\_学術\_参考論文1(2本目については「参考論文2」)

とする。)

【参考例】

表紙

<p>博士論文</p> <p>[博士論文題目]</p> <p>〇〇年〇〇月</p> <p>神戸大学大学院国際文化学研究科</p> <p>[ 氏 名 ]</p>
---

公表用の博士論文（PDF ファイル）

- \*博士論文の全文（表紙，目次，本文）を1つのPDFファイル（「PDF/A（ISO-19005）」推奨）に統合して作成してください。
- \*博士論文の公表延期又は非公表を申請する場合には，論文内容の要約のPDFファイルを作成し，博士論文のPDFファイルとともに提出してください。
- \*ファイル名は，以下の例に従って作成してください。  
博士論文ファイル名の例：甲\_123C456C\_氏名\_学術  
要約のファイル名の例：甲\_123C456C\_氏名\_学術\_要約
- \*提出方法は別途指示します。

別紙様式 1

学位論文審査願

年 月 日
国際文化学研究科長 殿
学籍番号 氏 名
学位論文審査願
神戸大学学位規程第7条の規定により、下記の書類 を提出いたしますので、審査をお願いします。
記
博士論文 1通 論文目録 1通 論文要旨 1通 履 歴 書 1通 業績一覧 1通

別紙様式 2

論文目録

年 月 日
論文目録
氏 名
博士論文 題目
印刷公表の方法および時期 方法 時期
参考論文 点 1. (書誌事項を明記すること) 2.

別紙様式 3  
論文要旨

<u>論文要旨</u>
氏 名 _____
専 攻 _____
指導教員氏名 _____
論文題目 (外国語の場合は日本語訳を併記すること)
_____
_____
論文要旨
_____
_____
_____
_____
_____
_____

## 15 後期課程 博士論文審査要領

(平成19年4月1日制定)

1. 博士論文の提出資格については、「学位論文コロキウムⅢ（予備審査用博士論文）」における審査結果に基づき、教授会の議を経て認定するものとする。なお、3月に修了しようとする者については12月に、9月に修了しようとする者については5月に行うこととする。
2. 前項の規定により博士論文提出資格が認定された場合、教授会の議を経て、博士論文審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置しなければならない。
3. 審査委員会は、指導教員を含む3名以上の委員により構成される。
4. 審査委員会は、互選により本研究科の教授から審査委員長1名を選出するものとする。ただし、指導教員を審査委員長に充てることはできない。
5. 審査委員のうち2名は、本研究科の教授でなければならない。また、次の者を審査委員に充てることができる。ただし、審査委員のうち少なくとも1名は、当該コースまたはプロジェクトの構成員以外の専門家から選出することに努めるものとする。
  - (1) 本研究科の准教授及び講師
  - (2) 本学の他研究科の教授、准教授及び講師
  - (3) 他大学の大学院及び研究所等の教授、准教授等
6. 審査委員となる本研究科の教員は、博士課程後期課程の担当が認められている者に限る。前項(2)及び(3)により選出する審査委員も、これに相当する者に限る。
7. 審査委員会は、原則として、最終試験を実施する少なくとも1週間前から、提出された博士論文及び関係書類を公開するものとする。なお、学外の審査委員に審査を依頼する場合は、この限りではない。
8. 審査委員会は、博士論文及び関連科目に関する最終試験を公開で行い、論文審査及び最終試験の結果を速やかに教授会に報告するものとする。
9. 審査委員会の報告に基づき、教授会において博士の学位を授与すべきか否かの審議を行わせ、投票により議決するものとする。

### 附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

### 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の要領1.の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在

学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の要領1.の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この要領は，令和2年10月1日から実施する。
- 2 この要領実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学，転入学又は再入学する者については，改正後の要領1.の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この要領は，令和6年12月20日から実施する。

## 16 博士論文の公表方法に関する内規

(平成19年4月1日制定)

### (趣 旨)

**第1条** この内規は、神戸大学学位規程第19条の規定による博士論文の公表方法に関して必要な事項を定めるものとする。

### (公表方法)

**第2条** 博士の学位を授与された者は、博士論文を、電子アーカイブ、単行の書籍又は学術雑誌等（以下「公表物」という。）によって、学位取得後1年以内に公表しなければならない。

### (公表物)

**第3条** 公表物は、学術資料として、大学、その他の学術機関に保存され、随時閲覧し得るものでなければならない。

### (自費出版)

**第4条** 自費出版等によるものであっても、大学、その他の学術機関等に配布されたものについては、これを公表物として扱うことができる。

### (全文の公表)

**第5条** 博士論文の公表にあたっては、原則としてその全文を公表しなければならない。ただし、題目や本文に若干の修正を加え、又は論文の主旨に直接影響しない部分を除外して公表することを妨げない。

### (論文の分割)

**第6条** 公表は、博士論文を分割してこれを行うことができる。

### (論文目録への記載)

**第7条** 博士論文提出時にすでに学術雑誌等に掲載されたもの又は掲載されることが決定しているものについては、論文目録にその公表方法及び発行（予定）日を記載するものとする。ただし、掲載予定のものについては、掲載予定証明書の写し1部を論文目録に添付しなければならない。

2 博士論文提出時において、公表方法が決定していない場合は、論文目録に「未定」と記載するものとする。

### (要約による公表)

**第8条** 神戸大学学位規程第19条第2項の規定に従い、博士の学位を授与された者が、博士論文の全文に代えてその要約を公表しようとする場合は、あらかじめ「やむを得ない事由」を明示して研究科に申請し、教授会の議を経て、承認を得なければならない。

### 附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

## 17 神戸大学における博士論文の公表に関する取扱要項

平成25年7月4日

大学教育推進委員会承認

平成27年3月5日一部改正

令和8年1月27日一部改正

理事（教育担当）裁定

### （趣 旨）

第1 この要項は、神戸大学学位規程（以下「学位規程」という。）第19条に規定する博士論文の公表に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

### （公 表）

第2 学位規程第19条第1項及び3項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日（以下「授与日」という。）から1年以内に、博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の利用により公表するものとする。

### （公表延期又は非公表の理由）

第3 学位規程第19条第2項に規定する、博士論文の全文に代えて、その内容を要約したもの（以下「要約」という。）とすることができる「やむを得ない理由がある場合」とは、次の場合をいう。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、リポジトリの利用により公表することができない場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてリポジトリの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の出願等との関係で、リポジトリの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって、明らかな不利益が博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
- (4) その他、特別な理由がある場合

### （公表を延期する期間）

第4 第3に掲げる理由（第3の(1)に掲げる理由等により公表することができない場合を除く。）により、リポジトリの利用による公表を行わなかった博士論文については、原則として、授与日から2年経過後にリポジトリの利用により公表を行うものとする。

### （公表延期申請又は非公表申請）

第5 第3の理由により、博士論文の公表の延期又は非公表の承認を受けようとする者は、当該研究科長に「(様式1) 博士論文全文の公表延期申請書(新規)」又は「(様式4) 博士論文全文の非公表申請書」を当該研究科長が定める期間内に要約を添えて提出するものとする。

### （公表延期継続申請）

第6 第5の申請により承認を受けた期間を超えて公表を延期する理由が生じた場合、博士の学位を授与された者は、承認された期間内に当該研究科長に「(様式2) 博士論文全文の公表延期申請書(継続)」を提出するものとする。

(公表延期理由解消申請)

第7 第5及び第6により承認を受けた期間内に公表の延期理由が消滅した場合には、博士の学位を授与された者は、当該研究科長に「(様式3) 博士論文の公表延期理由解消申請書」を提出するものとする。

(教授会)

第8 研究科長は、第5から第7までの規定による申請があったときは、教授会に審議を行わせ、その結果を直ちに学長に報告するものとする。

(雑則)

第9 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、高等教育推進機構全学教育協議会が定める。

附則

この要項は、平成25年7月4日から施行し、平成25年4月1日以後に学位を授与された者について適用する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式 1  
博士論文全文の公表延期申請書（新規）

様式 1
令和 年 月 日
〇〇研究科長 殿
(学籍番号) 氏 名
博士論文全文の公表延期申請書（新規）
学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表をしないことについて、承認をお願いします。
記
論文題目：
公表しない期間：博士の学位を授与された日から2年間
理由：
(注) ・公表しない期間は、博士の学位を授与された日から原則2年間とする。 ただし、公表しない期間が確定している場合は、その期間とする。 ・公表しない期間が2年を超えることが確定している場合は、根拠となる資料を添付する。

別紙様式 2  
博士論文全文の公表延期申請書（継続）

様式 2
令和 年 月 日
〇〇研究科長 殿
(学籍番号) 氏 名
博士論文全文の公表延期申請書（継続）
神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、下記理由により引き続き公表をしないことの承認を御願います。
記
前回公表延期承認期限： 公表延期申請期限：前回公表延期承認期限から1年 学位及び専攻分野の名称： 学位授与年月日： 学位記番号： 論文題目： 理 由：
(注) ・公表延期申請期間は、前回公表延期承認期限から原則1年間とする。 ただし、公表延期となる期間が確定している場合はその期間を記入し、根拠となる資料を添付する。

別紙様式 3  
博士論文全文の公表延期理由解消申請書

様式 3
令和 年 月 日
〇〇研究科長 殿
(学籍番号) 氏 名
博士論文全文の公表延期理由解消申請書
神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表の延期が承認されています博士論文について、公表延期の理由が解消されましたので公表をお願いします。
記
公表延期承認期限： 学位及び専攻分野の名称： 学位授与年月日： 学位記番号： 論文題目： 理 由：

別紙様式 4  
博士論文全文の非公表申請書

様式 4
令和 年 月 日
〇〇研究科長 殿
(学籍番号) 氏 名
博士論文全文の非公表申請書
学位が授与された場合、下記の理由により博士論文の全文を神戸大学学術成果リポジトリの利用によるインターネットでの公表ができないことについて、承認をお願いします。
記
論文題目： 理 由：

## 18 後期課程 教育プログラムの変更手続に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

本研究科後期課程の教育プログラムの変更手続は、以下の規定によるものとする。

### I. プロジェクト終了に伴う教育プログラムの変更

1. プロジェクト型教育プログラムに所属する学生が在学中にプロジェクトが終了した場合には、終了した時点をもって、コースワーク型教育プログラムに異動するものとする。その場合、原則として、指導教員が在籍するコースに所属するものとする。
2. 前項の規定により教育プログラムを変更した場合、プロジェクト型教育プログラムにおいて履修・修得した単位は、コースワーク型教育プログラムの授業科目の単位として認定する。

### II. やむを得ない事由による教育プログラムの変更

3. 前2項に定めるもののほか、やむを得ない事由が存する場合には、教授会の議を経て、後期課程の学生の教育プログラムの変更を認めることがある。ただし、教育プログラムの変更は年度当初にのみ行うことができる。
4. 教育プログラムの変更を希望する学生は、指導教員の承認を経て、前年の12月末日までに教務学生係に教育プログラム変更申請書を提出しなければならない。
5. 当該学生が所属を希望するコースまたはプロジェクトは、当該申請を審査のうえ、やむを得ない事由が存すると判断し、教育プログラムの変更を適切と認める場合には、その旨を教授会に報告し、承認を得るものとする。
6. 当該学生の受け入れを認めたコースまたはプロジェクトは、当該学生が教育プログラムを変更する以前に履修・修得した単位を、受け入れ先の教育プログラムの授業科目の単位として認定することができる。

### 附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

## 19 後期課程 所定単位修得退学者に関する申合せ

(平成19年4月1日制定)

最終改正 令和6年2月16日

1. 本研究科博士課程後期課程に3年以上在学し、学位の授与を受けずに退学した者のうち、以下の要件を満たす者を所定単位修得退学者とする。
  - (1) 博士課程後期課程の修了に必要な10単位以上を修得していること。
  - (2) 博士予備論文の審査に合格したのちに研究指導を1年以上受けていること。
2. 所定単位修得退学者から請求があった場合は、別紙様式1の証明書を交付する。

### 附 則

この申合せは、平成27年4月1日から実施する。

### 附 則

- 1 この申合せは、平成28年4月1日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成28年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この申合せは、令和2年4月1日から実施する。
- 2 この申合せ実施の際現に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、転入学又は再入学する者については、改正後の申合せの規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 附 則

- 1 この申合せは、令和6年4月1日から実施する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成28年度から平成31年度までに入学した者への1.(1)の規定の適用については、「10単位以上」とあるのは、「14単位以上」とする。

### 別紙様式1

#### 所定単位修得退学証明書

第 号
所定単位修得退学証明書
氏名
年 月 日生
上記の者は、本研究科博士課程後期課程
専攻に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、
かつ必要な研究指導を受けた上で、年 月 日
に退学したことを証明します。
令和 年 月 日
神戸大学大学院国際文化科学研究科長

## 20 学位（論文博士）授与に関する内規

（平成19年4月1日制定）

最終改正 令和7年4月18日

### （趣 旨）

**第1条** この内規は、神戸大学学位規程国際文化学研究科細則第13条の規定に基づき、本研究科における学位（論文博士）の授与に関して必要な事項を定めるものとする。

### （学位申請資格）

**第2条** 本研究科の学位（論文博士）の授与を申請できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院の博士課程において、所定の期間在学し、所定の研究指導を受けたうえで、所定の単位を修得して退学した者
- (2) 大学院の修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、5年以上の研究歴を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、本研究科において資格があると認められた者

### （研究歴）

**第3条** 前条の研究歴とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学院、大学又は短期大学の専任教員として研究に従事した期間
- (2) 大学院、大学の研究生として研究に従事した期間
- (3) 大学院の学生として在学した期間（ただし、修士課程は2年、博士課程は3年を上限とする。）
- (4) 官公庁、会社等において研究に従事した期間
- (5) その他本研究科において研究歴と認められた期間

### （博士論文等の提出）

**第4条** 申請者は、提出する博士論文の内容に関係の深い領域の本研究科の教授（以下「推薦教授」という。）の推薦を受けた上、次の各号に掲げる書類等を教務学生係に提出すること。

- (1) 学位申請書（所定の用紙を交付する。）1通
- (2) 論文目録（所定の用紙を交付する。）1通
- (3) 博士論文1通（PDFファイルとする）
- (4) 博士論文の要旨1通
- (5) 推薦書（所定の用紙を交付する。）1通
- (6) 履歴書（所定の用紙を交付する。）1通
- (7) 業績一覧（書式自由）1通
- (8) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書1通
- (9) 在職・研究従事内容証明書（所定の用紙を交付する。）又は博士課程所定単位修得退学証明書1通
- (10) 参考論文1通

次の①又は②のいずれかを必ず含むこと。

- ① 著書（単著）1点
- ② 所属する学会や学術研究団体等のレフェリー付きの論文2点及びこれに準ずる論文1点の計3点（掲載予定証明のあるものを含む。）

（内見委員会）

**第5条** 研究科長は、学位の申請があったときは、当該論文を学長に進達すべきか否かを検討するために、内見委員会を置く。

- 2 内見委員会の構成は、推薦教授を含め、推薦教授の推薦に基づき教授会の議を経て承認した3名とする。
- 3 内見委員会は、審査の結果を速やかに研究科長に報告するものとする。

（学長への進達）

**第6条** 研究科長は、内見委員会の審査報告に基づき、教授会の議を経て、当該論文を学長に進達すべきか否かを決定するものとする。

- 2 研究科長は、前項の規定により、受理決定した当該論文を、論文審査料5万7千円を添え、学長に進達するものとする。

（審査委員会）

**第7条** 研究科長は、学長から論文審査を付託されたときは、博士論文の審査及び試験を行わせるため、教授会の議を経て、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の構成は、推薦教授を含め、推薦教授の推薦に基づき教授会の議を経て、承認した3名とする。
- 3 審査委員会は、互選により本研究科の教授から審査委員長1名を選出するものとする。
- 4 審査委員のうち2名は、本研究科の教授でなければならない。また、次の者を審査委員に充てることができる。
  - (1) 本研究科の准教授及び講師
  - (2) 本学の他研究科の教授、准教授及び講師
  - (3) 他大学の大学院及び研究所等の教授、准教授等
- 5 審査委員となる本研究科の教員は、博士課程後期課程の担当が認められている者に限る。前項(2)及び(3)により選出する審査委員も、これに相当する者に限る。

（試 験）

**第8条** 審査委員会は、博士論文を中心として、これに関連する科目について、筆答又は口頭による試験を、原則として公開で行うものとする。

- 2 審査委員会は、前項に規定する試験を実施する少なくとも2週間前から、提出された博士論文及び関係資料を公開するものとする。

（学力の確認のための試問）

**第9条** 審査委員会は、学位申請者が本研究科の課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、筆答又は口頭による学力の確認のための試問（以下「試問」という。）を行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行うことができる場合は、試問を省略することができる。

- 2 試問は、学位申請者が専門とする学術領域の専門科目又は審査委員会が必要と認めた科目（外国語を

含む。)について行う。

3 研究科長は、必要と認めるときは、教授会の議を経て、審査委員以外の教員にも試問を委嘱することができる。

**(試験及び試問の実施期間)**

**第10条** 前2条に規定する試験及び試問は、論文審査終了後1ヶ月以内に行うものとする。

**(審査結果の報告)**

**第11条** 審査委員会は、論文審査、試験及び試問が終了したときは、その結果を遅滞なく教授会に報告しなければならない。

**(雑 則)**

**第12条** この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が定める。

**附 則**

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則**

この内規は、令和7年4月18日から施行し、改正後の学位（論文博士）授与に関する内規の規定は、令和7年4月1日から適用する。

## 21 博士論文（論文博士）作成・提出要領

（平成19年4月1日制定）

最終改正 令和7年2月21日

神戸大学学位規程第5条第2項の規定に従い、本研究科に博士論文の審査を願い出る者は、この作成・提出要領に従って博士論文及び所定の書類を作成し、教務学生係に提出しなければならない。提出に当たっては、あらかじめ推薦教授に提出書類の点検を受けること。

### I. 学位申請書

別紙様式1により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

### II. 論文目録

1. 別紙様式2により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 博士論文の印刷公表の方法及び時期並びに参考論文の書誌事項について記載すること。

### III. 博士論文

1. 日本語または英語で論述すること。
2. 日本語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、10.5ポイント、40字×30行、または、A4判、横位置、縦書き、10.5ポイント、40字×30行を基本とする。
3. 英語の場合、書式は、A4判、縦位置、横書き、10.5ポイント、60字×30行を基本とする。
4. 参考例にしたがって、公表用の電子媒体（PDFファイル）1通を、所定の期日までに提出すること。提出方法は別途指示する。

### IV. 博士論文要旨

1. 別紙様式3により作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 要旨の分量は、日本語の場合は2,000字程度、英語の場合は1,000語程度を基本とする。

### V. 推薦書

別紙様式4により、提出する博士論文の内容に関係の深い領域の本研究科の教授の署名・捺印を付して作成すること。（所定の用紙を交付する。）

### VI. 履歴書

1. 履歴書を1通作成すること。（所定の用紙を交付する。）
2. 氏名について

戸籍（旧姓使用可）又は外国人登録原票記載事項証明書（記載されている通称使用可）のとおり記載すること。

### 3. 現住所について

各種の連絡、通知に支障のないよう、団地名、マンション名等も記入すること。

### 4. 学歴について

- (1) 高等学校卒業後の学歴を、年次を追って記入すること。
- (2) 入学・休学・復学・退学・卒業・修了その他在籍中における異動を、もれなく記入すること。
- (3) 博士課程所定単位修得退学者は、「単位修得退学」と記入すること。

### 5. 学会及び社会における活動等について

加入している学会の名称及び博士論文審査の参考になると思われる社会における活動について、年次を追って記入すること。

### 6. 賞罰について

特記すべきと思われるものを記入すること。

### 7. 職歴・研究歴について

- (1) 職歴・研究歴を、年次を追って記入すること。
- (2) 職歴は、常勤の職についてその勤務先、職種等を年次を追って記入すること。ただし、非常勤の職であっても、特に教育・研究に関するものについては記入すること。
- (3) 現職については、当該職について記入した箇所に「現在に至る」と明示すること。
- (4) 研究歴については、およそ次のような事項を記入すること。
  - イ. 研究課題に関するもの
  - ロ. 研修に関するもの
  - ハ. 学術調査に関するもの
  - ニ. 学術奨励金に関するもの
  - ホ. その他博士論文審査の参考になるもの

## VII. 業績一覧

1. 業績一覧を1通作成すること。
2. 既発表論文（掲載予定証明書を得られる未公開論文を含む）を漏れなく記載し、必要な書誌事項を明記すること。

## VIII. 在職・研究従事内容証明書

1. 別紙様式5により作成すること。（所定の用紙を交付する。）

【参考例】

表紙

博士論文
[博士論文題目]
〇〇年〇〇月
[ 氏 名 ]

公表用の博士論文（PDF ファイル）

\*博士論文の全文（表紙，目次，本文）を1つのPDFファイル（「PDF/A（ISO-19005）」推奨）に統合して作成してください。

\*博士論文の公表延期又は非公表を申請する場合には，論文内容の要約のPDFファイルを作成し，博士論文のPDFファイルとともに提出してください。

\*ファイル名は，以下の例に従って作成してください。

博士論文ファイル名の例：乙\_氏名\_学術

要約のファイル名の例：乙\_氏名\_学術\_要約

\*提出方法は別途指示します。

別紙様式 1  
学位申請書

	年	月	日
神戸大学長 殿			
氏 名			
学位申請書			
神戸大学学位規程第 10 条の規定により，下記の書類を添え，博士（学術）の学位の授与を申請いたします。			
記			
博士論文	1	通	
論文目録	1	通	
履 歴 書	1	通	
業績一覧	1	通	

別紙様式 2  
論文目録

	年	月	日
論文目録			
氏 名			
博士論文			
題目			
印刷公表の方法および時期			
方法			
時期			
部数 1 通			
参考論文 点			
1. (書誌事項を明記すること)			
2.			
3.			

別紙様式 3

博士論文要旨

<u>論文要旨</u>
氏 名 _____
論文題目（外国語の場合は日本語訳を併記すること） _____ _____
論文要旨 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

別紙様式 4

推薦書

年 月 日
国際文化学研究科長 殿
推薦書
推薦者 氏名
神戸大学学位規定第 10 条に基づき提出された下記の 申請者の博士論文を、国際文化学研究科において審査く ださるようお願いし、ここに推薦いたします。
記
申請者氏名 博士論文題目

別紙様式 5

在職・研究従事  
内容証明書

在職・研究従事内容証明書	
氏名	
在職機関名及び在職期間	
自 年 月 日 ~ 至 年 月 日	
研究に従事した所属部署・職名	
研究従事期間	
自 年 月 日 ~ 至 年 月 日	
研究従事態様	
1 週平均 時間, 1 日平均 時間	
研究題目・研究内容	
上記のとおり相違ないことを証明する。	
年 月 日	
所属機関の長又は代表者	
	(印)

## 4 学生生活上の周知事項



## 学生生活上の周知事項

### 1 学生への通知等について

学生諸君へのいろいろな通知や連絡は、特別な場合を除き、すべて掲示によってなされます。

ときに緊急を要するものもあり、見落としのために後になって不都合を生じることがあるので、登下校の際は、必ず掲示板を見るように十分に留意してください。

掲示場所……国際文化学研究科掲示板（E棟1階ホール、L棟1階北出入口）

### 2 諸手続及び窓口事務等について

手続には、大学からの掲示による通知に従い、一定の期間内に諸君が手続をとらなければならないものと、学生諸君から必要となったとき自発的に手続をしなければならないものがあります。

手続を怠ったり、不十分だったり、時期を失すると、諸君自身にとって不利益となるばかりでなく、修学上にも支障を来すことがあるので十分に注意してください。

諸手続に関して不明な点があれば国際文化学研究科教務学生係に問い合わせてください。

事務取扱時間…… 8：30～17：00まで

### 3 鶴甲第1キャンパスの車両乗り入れ規制について

鶴甲第1キャンパス内での事故及び騒音の防止並びに環境保全のため、学生の自動車通学の禁止及び単車による通学の自粛を要望しています。なお、身体上の理由により、車両の構内乗り入れを必要とする者は「車両入構許可願」を提出して許可を受けてください。

### 4 バイクの駐輪登録について

学生センター又は国際文化学研究科教務学生係で登録書の配付と受付をしていますので登録をしてください。

### 5 キャンパスライフ支援センターについて

障害があるなどの理由により、日常の勉学や学生生活になんらかの困難や不安を抱えている場合の相談や調整を行っています。専門家が相談にのり、講義に対する配慮や履修登録の支援、試験時の配慮等、必要に応じたサポートを検討します。

電話 078-803-5258

## 6 大学の掲示によって行う手続きの例

名 称	内 容	手 続 期 間	備 考
履 修 登 録	授業科目の履修・受験を 願ひ出る手続，登録は web上で行います	毎学期の始めとし，その 都度掲示します。	
教育職員免許状授与願	教育職員免許状取得の ための手続	修了年の11月頃掲示し ます。	前期課程の学生のみ
授業料免除（徴収猶予） 申 請 書	授業料（全額又は半額） 免除希望者の手続	その都度掲示します。	
独立行政法人日本学生 支援機構奨学生願書	奨学金貸与希望者の手続	毎年度始めに掲示しま す。	
その他の育英奨学団体 の 奨 学 生 願 書	奨学金貸与希望者の手続	その都度掲示します。	
外 国 政 府 等 奨 学 金 留 学 生 願 書	外国政府等奨学金によ る留学希望者の手続	その都度掲示します。	

## 7 学生が自発的に行う手続きの例

名 称	内 容	手 続 期 間	備 考
身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届	改姓，改名等の身上に異動があったとき，又は住所（帰省先の住所を含む。）を変更したとき	異動後直ちに	
学 生 証 再 交 付 願	学生証を紛失，汚損した場合	紛失，汚損後直ちに	
欠 席 届	長期欠席（2週間～3か月）する場合	事態発生後直ちに	
休 学 願	休学する場合	休学希望日の1か月前まで	休学理由が病気の場合は，医師の診断書を添付してください。
復 学 願	復学する場合	復学する日の1か月前まで	病気を理由に休学していた場合は，本学所定の健康診断書を提出してください。
退 学 願	退学する場合	退学希望日の1か月前まで	退学理由が病気の場合は，医師の診断書を添付してください。
健康診断書交付願	健康診断書の交付を希望する場合	必要とする日の1週間前まで	保健管理センターに願い出てください。
通 学 証 明 書	学生証による購入ができない交通機関の証明を願う場合	随時	自動発行機により発行（土・日・祝日は使用不可。）
学 校 学 生 生 徒 旅 客 運 賃 割 引 証		随時	年間15枚まで 自動発行機により発行（土・日・祝日は使用不可。）
在 学 証 明 書		随時	自動発行機により発行（土・日・祝日は使用不可。）
成 績 証 明 書		必要とする3日前まで（土・日・祝日は含みません。）	
修了（見込）証明書		〃	
英文による諸証明書		必要とする10日前まで	

## 8 防災安全マニュアル

地震や火事、事故から身を守るために

---

### 1. 災害及び事故発生時の対応

災害、事故発生時の対応は、日頃から頭の片隅でも考えておくのとおかないのでは、緊急時に大きな違いが生じます。また、火災や事故はちょっとした注意で未然に防ぐことができます。防災、災害時の心得については、『学生生活案内』（学務部作成・大学ウェブサイトに掲載）にまとめられていますので、ぜひ目を通してください。

万が一、事故や火災、地震等が発生した場合は、下記の通り迅速に対処してください。

緊急時の連絡先（209頁）、キャンパス内にある学内緊急電話設置場所（215頁及び229～233頁の配置図）、避難経路（227頁）を心得ておいてください。

#### (1) 地震のとき

特に大事なことは次の4つです。

- ① まず身の安全を確保する。
- ② すばやく火の始末をし、火が出たらすぐに消火する。
- ③ 出口を確保する。
- ④ あわてて外に飛び出さない。落ち着いて避難する。

#### (2) 火災のとき

- ① 自分で消火できると判断した火災の場合、手近の消火器で消火に努め、他に人がいれば教職員への連絡を依頼する。一人の場合は消火後ただちに教職員に連絡する。
- ② 自分では消火できない火災の場合、119番へ連絡するとともに、教職員にも連絡する。また、速やかに避難する。
- ③ 火災警報機が鳴った場合、速やかに異常の有無を調べる。誤動作だと思い込まず、必ず異常の有無を調べる。

#### (3) 事故のとき

- ① 比較的軽い事故の場合、近くの教職員に連絡する。連絡を受けた教職員は適切に対応する。
- ② 重大事故発生の場合、119番へ連絡するとともに、近くの教職員にも連絡する。

以上、いずれの場合も、倒れている人がいれば可能な範囲で応急手当をしてください。

また、自分が負傷した場合、**保健管理センター（内線5245）**、あるいはその他の医療機関で速やかに治療を受けてください。

### 2. 緊急時の連絡先

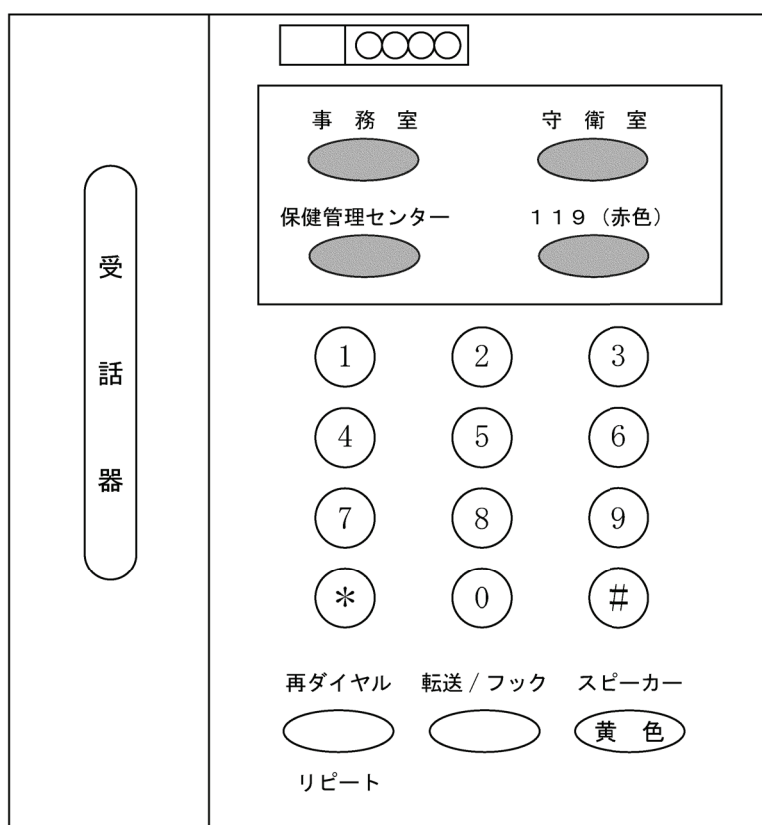
- ・ 国際文化科学研究科 事務室 803-7530（内線7530） 勤務時間内（平日 8：30～17：15）
- ・ 国際文化科学研究科 門衛所 803-7546（内線7546） 勤務時間外
- ・ 保健管理センター 803-5245（内線5245） 平日 9：00～17：00
- ・ 119番

3. 学内緊急電話設置場所（229～233頁配置図参照）

国際文化学研究科	1階	B 1 0 9, F 1 0 1	(教室の前または横)
	2階	B 2 0 8, B 2 0 9, F 2 0 2, K 2 0 1	〃
	3階	F 3 0 1, D 3 1 2	〃
	4階	F 4 0 1, K 4 0 1, D 4 1 4	〃
	5階	K 5 0 1, F 5 0 2, D 5 1 2	〃
	6階	D 6 2 6	〃

※学内緊急電話は災害等が発生したときの専用電話で、事務室、門衛所、保健管理センター、119番以外への連絡はできません。

緊急用電話仕様



#### 4. 学生教育研究災害傷害保険について

この制度は、教育研究活動中の災害傷害事故に対する全国的な規模の互助制度で、これにより安心して学生生活を送れるようにするために発足されたものです。

正課中、学校行事中、学校施設内外での課外活動中及び通学中等の不慮の事故を被った際に、学生やその保護者等の経済的負担を救済するものであり、学生は全員加入することとしています。

まだ加入していない人は、ぜひ加入してください。手続き等については学生支援課（学生センター）へ問い合わせてください。

#### 9 その他

学生生活に関する次の項目については、「令和8年度 学生生活案内」を参照してください。

① 学生アカウント利用上の注意

② 奨学制度・授業料免除

③ 心身の健康管理

④ ハラスメント

◇ 国際文化学研究科，国際コミュニケーションセンター相談窓口

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲1-2-1 神戸大学大学院国際文化学研究科気付

ハラスメント防止委員会 E-mail : sodan@ccs.cla.kobe-u.ac.jp

⑤ 学生教育研究災害傷害保険制度

⑥ アルバイト

## 5 學生關係規程



# 1 神戸大学学生健康診断規程

(平成16年4月1日制定)

神戸大学学生健康診断規程（昭和33年12月8日制定）の全部を改正する。

（趣 旨）

第1条 この規程は、神戸大学の学生に対する健康診断及び事後措置等について定めるものとする。

（実施機関）

第2条 健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門（以下「保健管理部門」という。）が行う。

（健康診断の種類）

第3条 健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎学年定期に行うものとする。

3 臨時健康診断は、インクルーシブキャンパス&ヘルスケアセンター保健管理部門長（以下「保健管理部門長」という。）が必要と認めたときに行うものとする。

（受診の義務）

第4条 学生は、健康診断を受けなければならない。

2 学生は、健康診断を受けなかったときは、保健管理部門長の定める期間内に、当該健康診断と同等の実施項目を含む健康診断証明書を保健管理部門に提出しなければならない。

3 前項の規定による健康診断証明書を提出できないときは、保健管理部門長に申し出て指示を受けなければならない。

（健康診断の結果の区分及び通知）

第5条 保健管理部門長は、健康診断の結果を別表により区分し、学部長等（各学部長及び各研究科長をいう。以下同じ。）に通知するとともに、学生に通知するものとする。ただし、疾病のない者については、学生への通知を省略することができる。

（事後措置）

第6条 学部長等は、健康診断の結果、疾病のため生活規正又は治療を要する者があるときは、保健管理部門長と協議の上、当該学生の健康回復に必要な指導を行わなければならない。

2 健康診断の結果、疾病のある者は、前項の指導に従わなければならない。

（復学時の受診）

第7条 疾病のため休学中の者が復学しようとするときは、学部長等を経て、保健管理部門長に申し出て、健康診断を受けなければならない。

（証明書の発行）

第8条 第3条の健康診断を受けた者が、健康診断証明書を必要とするときは、これを発行することができる。

## 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

### 別表

判 定 区 分		
生活 規正 の面	A（要休業）	授業を休む必要のあるもの
	B（要軽業）	授業に制限を加える必要のあるもの
	C（要注意）	授業をほぼ平常に行ってもよいもの
	D（健康）	全く平常の生活でよいもの
医療 の面	1（要医療）	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2（要観察）	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3（健康）	医師による直接又は間接の医療行為を全く必要としないもの

## 2 神戸大学授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成16年4月1日制定)

### 第1章 総 則

#### (趣 旨)

**第1条** この規程は、神戸大学教学規則(平成16年4月1日制定。以下「教学規則」という。)第51条第2項及び第52条第2項(教学規則第72条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、神戸大学(以下「本学」という。)の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納(以下「授業料の免除等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

2 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「法」という。)に基づく授業料の免除等については、関係法令の定めるところによる。

#### (対 象 者)

**第2条** 授業料の免除等の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の学部学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)のうち、法に基づく支援制度の対象とならない者
- (2) 本学の大学院学生(特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び専攻生を除く。以下同じ。)
- (3) 本学の乗船実習科学生

#### (申請及び許可)

**第3条** 授業料の免除等を受けようとする者(授業料の徴収猶予を受けようとする場合であって、第2条に規定する学生(以下「学生」という。)が行方不明であるときは、学生に代わる者)は、各期(教学規則第50条第1項に規定する前期及び後期をいう。以下同じ。)ごとに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の規定による申請があったときは、神戸大学高等教育推進機構全学教育協議会(以下「全学教育協議会」という。)の議を経て当該期分の授業料の免除等を許可することができる。

#### (免除実施可能額、選考基準及び実施要項)

**第4条** 授業料の免除等の免除実施可能額、選考基準及び実施要項は、別に定める。

#### (申請者に係る授業料)

**第5条** 授業料の免除等の申請者は、授業料の免除等の許可又は不許可の決定がなされるまでの間、当該授業料の納付を要しない。

### 第2章 授業料の免除

#### (経済的理由による免除)

**第6条** 大学院学生が経済的理由により授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 大学院学生又は当該大学院学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。 )の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) その他本学において必要と認める書類

**(特別な事情による免除)**

**第7条** 学生が次の各号のいずれかに該当する特別な事情により授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合は、当該理由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。ただし、当該理由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していないときは、当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 各期ごとの授業料の納期前6月以内(入学した日の属する期分の授業料の免除に係る場合は、入学前1年以内)において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害(以下「災害」という。)を受けた場合

- (2) 前号に準ずる場合であって、本学が相当と認める理由があるとき。

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料免除申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書
- (3) 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除を受けようとする者に限る。)
- (4) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の罹災証明書(災害を受けたことにより免除を受けようとする者に限る。)
- (5) その他本学において必要と認める書類

### 第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

#### (徴収猶予)

**第8条** 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料を納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情により納付期限までに授業料を納付することが困難であると認められる場合

2 前項の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予申請書
- (2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の徴収猶予の期間は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日までとする。

#### (月割分納)

**第9条** 前条第1項第1号、第3号又は第4号に該当する場合であって、特別の事情のあるときは、授業料を月割分納させることができる。

2 前項の規定により授業料の月割分納をしようとする者は、各期ごとの所定の日までに次の書類をもって申請しなければならない。

(1) 授業料月割分納申請書

(2) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書

(3) その他本学において必要と認める書類

3 授業料の月割分納額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)とし、毎月5日までに納付するものとする。

### 第4章 許可の取消し

#### (許可の取消し)

**第10条** 授業料の免除等を許可されている者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、全学教育協議会の議を経て授業料の免除等の許可を取り消すことができる。

(1) 授業料の免除等の理由が消滅したことが判明したとき。

(2) 申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したとき。

(3) 教学規則第55条の2に規定する懲戒処分を受けたとき。

(許可を取り消された者に係る授業料)

**第11条** 前条の規定により授業料の免除等の許可を取り消された者は、次の各号に定める授業料を納付しなければならない。

(1) 授業料の免除の許可を取り消された者は、月割計算額に、その許可を取り消された月からその期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料。ただし、申請が虚偽の事実に基づくものであることが判明したことにより免除の許可を取り消された者は、当該期分の授業料

(2) 授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、当該期分の授業料

(3) 授業料の月割分納の許可を取り消された者は、未納の授業料

### 第5章 雑 則

#### (雑 則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、授業料の免除等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

---

# 学 生 便 覧

2026（令和8）年度

神戸大学大学院国際文化学研究科

印刷／製本 株式会社ルネック

電 話 （078）576-8866

---